

ベトナム民事訴訟法（仮訳）

第1部 総則

第1章 民事訴訟法の任務及び効力

第1条 民事訴訟法の規定範囲及び任務

第2条 民事訴訟法の効力

第2章 基本原則

第3条 民事手続における社会主義法制の保障

第4条 合法的権利及び利益の擁護を裁判所に請求する権利

第5条 当事者の意思決定権及び自己決定権

第6条 民事手続における証拠の提出及び証明

第7条 権限のある個人、機関及び組織の証拠提出責任

第8条 民事手続における権利及び義務の平等

第9条 当事者の防御権の保障

第10条 民事手続における和解

第11条 人民参審員の民事裁判への参加

第12条 公判における裁判官及び人民参審員の独立、法遵守

第13条 民事手続を行う者及び機関の責任

第14条 裁判所による集団審理

第15条 公判

第16条 民事手続を行う者又は民事手続に参加する者の公平性の保障

第17条 二審制の実施

第18条 公判の監督

第19条 判決、決定の効力の保障

第20条 民事手続で使用される口語及び文語

第21条 民事手続における法遵守の檢察

第22条 事件の資料、書類を送付する裁判所の責任

第23条 民事手続への個人、機関、組織の参加

第24条 民事手続における不服申立て及び告発をする権利の保障

第3章 裁判所の管轄権

第1節 裁判所が管轄権を有する民事事件及び非訟事件

第25条 裁判所が管轄権を有する民事紛争

第26条 裁判所が管轄権を有する非訟事件申立て

第27条 裁判所が管轄権を有する婚姻家族関係の紛争

第28条 裁判所が管轄権を有する婚姻家族関係の非訟事件申立て

第29条 裁判所が管轄権を有する営業及び取引紛争

第30条 裁判所が管轄権を有する営業及び取引に関する非訟事件申立て

第31条 裁判所が管轄権を有する労働紛争

第32条 裁判所が管轄権を有する労働関係の非訟事件申立て

第2節 異なる審級の裁判所の管轄権

第33条 県、区、市、特別市の人民裁判所の管轄権

第34条 省又は中央直轄市の人民裁判所の管轄権

第35条 裁判所の土地管轄

第36条 原告又は申立人の選択による管轄

第37条 民事事件又は非訟事件の他の裁判所への移送；管轄に関する紛争の解決

第38条 事件の併合、分離

第4章 民事手続を行う機関、者、及び民事手続を行う者の交代

第39条 民事手続を行う機関、者

第40条 裁判所長官の任務及び権限

第41条 裁判官の任務及び権限

第42条 人民参審員の任務及び権限

第43条 書記官の任務及び権限

第44条 検察院長官の任務及び権限

第45条 検察官の任務及び権限

第46条 民事手続を行う者が手続実施を拒否し、又は交代しなげねばならない場合

第47条 裁判官又は人民参審員の交代

第48条 検察官の交代

第49条 書記官の交代

第50条 民事手続実施の拒否手続又は民事手続を行う者の交代請求手続

第51条 手続を行う者の交代決定

第5章 民事事件及び非訟事件の解決のための合議体構成

第52条 民事事件第一審の合議体構成

第53条 民事事件控訴審の合議体構成

第54条 民事事件監督審又は最審の合議体構成

第55条 非訟事件の解決の構成員

第6章 民事手続の参加者

第1節 民事事件の当事者

第56条 民事事件の当事者

第57条 当事者の民事手続権利能力及び民事手続行為能力

第58条 当事者の権利、義務

第59条 原告の権利、義務

第60条 被告の権利、義務

第61条 関連する権利、義務を有する者の権利、義務

第62条 手続上の権利及び義務の相続

第2節 手続のその他の参加者

第63条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人

第64条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人の権利、義務

第65条 証人

第66条 証人の権利、義務

第67条 鑑定人

第68条 鑑定人の権利、義務

第69条 通訳人

第70条 通訳人の権利、義務

第71条 鑑定結果の報告若しくは通訳の拒否手続、又は鑑定人若しくは通訳人の交代請求手続

第72条 鑑定人、通訳人の交代決定

第73条 代理人

第74条 代理人の権利、義務

第75条 代理人不許可の場合

第76条 民事手続の代理人指名

第77条 民事手続における代理の終了

第78条 民事手続における代理の終了の結果

第7章 証明及び証拠

第79条 立証の義務

第80条 証明を要しない事実関係、事件

第81条 証拠

第82条 証拠の出所源

第83条 証拠の認識

第84条 証拠の提出

第85条 証拠の収集

第86条 当事者の尋問

第87条 証人の尋問

第88条 対質

第89条 現場見分、検証

第90条 鑑定請求

第91条 偽造告発された証拠の鑑定要求

第92条 財産の査定

第93条 証拠収集の囑託

第94条 個人、機関、組織への証拠提出の申立て

第95条 証拠保存

第96条 証拠調べ

第97条 証拠の開示及び使用

第98条 証拠保全

第8章 緊急保全処分

第99条 緊急保全処分の適用請求権

第100条 緊急保全処分の適用，変更又は取消決定権
第101条 緊急保全処分の不適切な適用に対する責 任
第102条 緊急保全処分
第103条 未成年者の世話，養育，保護，教育する個人又は組織への引渡し
第104条 扶養義務の一部事前履行強制
第105条 健康，生命への侵害に対する損害賠償義務の一部事前履行強制
第106条 被雇用者に発生した労災又は職業上の病気に対する，雇用者の給与，報酬，損害賠償又は前払い強制
第107条 被雇用者解雇の決定執行停止
第108条 紛争のある財産の差押え
第109条 紛争のある財産の財産権譲渡禁止
第110条 紛争のある財産の現状変更禁止
第111条 付属農作物又は他の生産物，商品の収穫，販売の許可
第112条 銀行，その他の信用機関，国庫の口座凍結
第113条 預貯場所の財産凍結
第114条 債務者の財産凍結
第115条 特定の行為の禁止又は強制
第116条 他の緊急保全処分の適用
第117条 緊急保全処分の適用手続
第118条 他の者の権利及び利益を擁護するために訴えを提起する機関又は組織による緊急保全処分適用の提案
第119条 裁判所の職権による緊急保全処分適用の決定発付
第120条 担保措置の強制適用
第121条 緊急保全処分の変更，追加適用
第122条 緊急保全処分の適用の取消
第123条 緊急保全処分の適用，変更又は取消決定の効力
第124条 緊急保全処分の適用，変更，取消の有無の決定に対する不服，異議の申立て
第125条 緊急保全処分の適用，変更，取消の決定又は不適用，不変更，不取消に関する不服申立て及び異議申立て
第126条 緊急保全処分の適用，変更又は取消に関する決定の執行
第9章 訴訟費用，手数料及びその他の手続費用
第1節 訴訟費用及び手数料
第127条 訴訟費用の前金，手数料の前金，訴訟費用及び手数料
第128条 集金した訴訟費用の前金，手数料の前金，訴訟費用及び手数料の処理
第129条 訴訟費用の前金，手数料の前金，訴訟費用及び手数料の集金及び支出方法
第130条 訴訟費用及び手数料の前納義務
第131条 第一審訴訟費用の支払義務
第132条 控訴審訴訟費用の支払義務
第133条 手数料の支払義務
第134条 訴訟費用及び手数料の具体的規定
第2節 その他の手続費用
第135条 鑑定費用前納金，鑑定費用
第136条 鑑定費用の前金の支払義務
第137条 支払済み鑑定費用前金の処理
第138条 鑑定費用の支払義務
第139条 査定費用の前金，査定費用
第140条 査定費用前納義務
第141条 支払済み査定費用前金の処理
第142条 査定費用の支払義務
第143条 証人費用
第144条 通訳費用及び弁護士費用
第145条 他の手続費用の具体的規定
第10章 手続書類の交付，送達及び通知
第146条 手続書類の交付，送達又は通知義務
第147条 交付，送達又は通知すべき手続書類
第148条 手続書類の交付，送達又は通知を行う者
第149条 手続書類の交付，送達又は通知方法

第150条 手続書類の交付，送達又は通知の効力
第151条 直接交付，送達又は通知の手続
第152条 個人への直接交付，送達又は通知手続
第153条 機関，組織への直接交付，送達又は通知手続
第154条 公示手続
第155条 マス・メディアでの公表手続
第156条 手続書類の交付，送達又は通知の結果通知
第11章 手続期限
第157条 手続期限
第158条 民法の期限に関する規定の適用
第159条 提訴時効，申立て時効
第160条 時効に関する民法の規定の適用
第2部 第一審裁判所の事件解決手続
第12章 事件の提訴及び受理
第161条 提訴権
第162条 他の者の合法的権利及び利益，公益及び国益の擁護のために民事事件を提訴する権利
第163条 提訴権用
第164条 訴状の形式及び内容
第165条 訴状に添付する書類，証拠
第166条 訴状の裁判所への提出
第167条 訴状受理手続
第168条 訴状の返却
第169条 訴状補正，補足の請求
第170条 訴状返却に対する不服申立ての提出及び解決
第171条 事件の受理
第172条 事件を解決する裁判官の指名
第173条 事件記録を作成するときの裁判官の任務及び権限
第174条 事件の受理に関する通知
第175条 通知を受けた者の権利，義務
第176条 被告の反訴を提起する権利
第177条 関連する権利，義務を有する者の独立した請求をする権利
第178条 反訴又は独立した請求の提訴手続
第13章 和解及び公判準備
第179条 公判準備期限
第180条 和解実施の原則
第181条 和解してはならない民事事件
第182条 和解することができない民事事件
第183条 和解期日に関する通知
第184条 和解期日の参加者
第185条 和解の内容
第186条 和解の調書
第187条 当事者の合意を承認する決定の発付
第188条 当事者の合意を承認する決定の効力
第189条 民事事件解決の停止
第190条 民事事件解決の停止の効果
第191条 停止した民事事件の解決の再開
第192条 民事事件の解決の中止
第193条 民事事件の解決中止の結果
第194条 民事事件の解決を停止又は中止する決定を発する権限
第195条 事件の公判を行う決定
第14章 第一審の公判期日
第1節 第一審の公判期日の総則
第196条 第一審の公判期日の一般条件
第197条 直接審理，口頭弁論，継続審理
第198条 特別な場合の審理合議体の構成員の交代
第199条 原告の公判期日への出頭
第200条 被告の公判期日への出頭
第201条 関連する権利，義務を有する者の出頭
第202条 当事者が不在の公判
第203条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人の出頭

第204条 証人の出頭
第205条 鑑定人の出頭
第206条 通訳人の出頭
第207条 検察官の出頭
第208条 公判期日の延期期間の制限及び公判期日の延期決定
第209条 公判期日の内部規則
第210条 公判期日における判決又は決定の言渡し手続
第211条 公判期日の調書
第212条 公判期日開始の準備

第2節 公判期日の開始手続
第213条 公判期日の開始
第214条 手続を行う者、鑑定人、通訳人の交代請求の解決
第215条 欠席者がいる公判期日の延期の検討及び決定
第216条 証人の客観性の保障

第3節 公判期日における尋問手続
第217条 請求変更、補足又は取下げに関する当事者への尋問
第218条 請求の変更、補足又は取下げの検討
第219条 手続上の地位の変更
第220条 当事者の合意の承認
第221条 当事者の陳述聴取
第222条 公判期日の尋問順序
第223条 原告に対する尋問
第224条 被告に対する尋問
第225条 関連する権利、義務を有する者の尋問
第226条 証人の尋問
第227条 事件の書類の開示
第228条 録音テープ、ディスクの聴取、又は録画ビデオテープ、ディスクの映写
第229条 証拠物の取調べ
第230条 鑑定人の尋問
第231条 公判期日の尋問終了

第4節 公判期日における弁論
第232条 弁論順序
第233条 弁論及び答弁中の陳述
第234条 検察官の陳述
第235条 尋問の再開

第5節 評議及び判決の言渡し
第236条 評議
第237条 尋問及び弁論の再開
第238条 第一審判決
第239条 判決の言渡し
第240条 判決の修正又は補足
第241条 判決の抹殺及び判決書の提供

第3部 控訴審裁判所における事件解決の手続
第15章 控訴審の性質及び第一審裁判所の判決、決定に対する控訴又は異議申立て
第242条 控訴審の性質
第243条 控訴権を有する者
第244条 控訴の申立書
第245条 控訴の期限
第246条 控訴申立書の審査
第247条 期限を徒過した控訴
第248条 控訴審訴訟費用の前金の支払通知
第249条 控訴の通知
第250条 検察官による異議申立て
第251条 検察官の異議申立決定
第252条 異議申立ての期限
第253条 異議申立ての通知
第254条 控訴又は異議申立ての効果
第255条 事件記録、控訴、異議申立ての送付
第256条 控訴、異議申立ての修正、補足、取下げ

第16章 控訴審の準備

第257条 控訴審の事件受理
第258条 控訴審の準備期限
第259条 事件の控訴審の停止
第260条 事件の控訴審の中止
第261条 緊急保全処分の適用、変更又は取消決定
第262条 事件記録の検討のため検察院に事件記録を送付

第17章 控訴審の手続
第263条 控訴審の範囲
第264条 控訴審公判期日の参加者
第265条 公判期日における控訴審の停止又は中止
第266条 控訴審公判期日の延期
第267条 控訴審公判期日の開始準備及び開始手続
第268条 公判期日における尋問
第269条 控訴審公判期日開始前又は公判期日における原告の訴え取下げ
第270条 控訴審公判期日における当事者の合意の承認
第271条 控訴審公判期日における当事者の陳述聴取
第272条 控訴審公判期日における尋問、書類の公開、証拠物の取調べ手続
第273条 控訴審公判期日における弁論
第274条 評議及び判決の言渡し
第275条 控訴審合議体の管轄
第276条 第一審判決の修正
第277条 第一審判決の破棄及び事件の再審理のため事件記録の第一審裁判所への送付
第278条 第一審判決の破棄及び事件解決の中止
第279条 控訴審裁判所の判決
第280条 控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定の控訴審による変更手続
第281条 控訴審判決、決定の送付

第4部 法的効力を有する判決、決定の再検討手続
第18章 監督審の手続
第282条 監督審の性質
第283条 監督審の手続に従って異議を申し立てる根拠
第284条 監督審の手続に従って再検討する必要がある法的効力を有する判決又は決定の発見
第285条 監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する者
第286条 法的効力を有する判決又は決定の執行延期及び停止
第287条 監督審の手続に従って異議を申し立てる決定
第288条 監督審の手続に従って異議を申し立てる期限
第289条 監督審の手続に従った異議申立て決定の修正、補足又は取下げ
第290条 監督審の手続に従った異議申立て決定の送付
第291条 監督審の手続に従って事件を再検討する管轄権
第292条 監督審公判期日の参加者
第293条 監督審公判期日の開始期限
第294条 監督審公判期日の準備
第295条 監督審公判期日の手続
第296条 監督審審理の範囲
第297条 監督審合議体の権限
第298条 破棄され、又は修正された直属下級裁判所の適法な判決又は決定の支持
第299条 第一審の再審理又は控訴審の再審理のために異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の破棄
第300条 法的効力を有する判決及び決定の破棄及び事件解決の中止

第301条	監督審の決定
第302条	監督審決定の効力
第303条	監督審決定の送付
第19章 再審手続	
第304条	再審手続の性質
第305条	再審手続に従った異議申立ての根拠
第306条	新しく発見された事実関係に関する通知及び確認
第307条	再審手続に従って異議を申し立てる権限を有する者
第308条	再審手続に従った異議申立ての期限
第309条	再審合議体の権限
第310条	監督審手続に関する規定の適用
第5部 民事非訟事件の解決手続	
第20章 民事非訟事件の解決手続に関する通則	
第311条	適用範囲
第312条	民事非訟事件の解決を裁判所に求める申立て
第313条	民事非訟事件の解決期日の参加者
第314条	民事非訟事件を解決する期日実施手続
第315条	民事非訟事件の解決決定
第316条	民事非訟事件の解決決定に対する控訴及び異議申立て
第317条	控訴又は異議申立ての期限
第318条	控訴され、又は異議を申し立てられた民事非訟事件の解決決定の控訴審手続
第21章 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告の申立解決手続	
第319条	人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告申立ての申立書
第320条	申立書の検討のための準備
第321条	人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告決定
第322条	人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告決定の破棄申立ての申立書
第323条	申立書検討準備及び裁判所の決定
第22章 住所を去った者の捜索に関する通知発付の申立解決手続	
第324条	住所を去った者の捜索に関する通知発付の申立ての申立書
第325条	申立書の検討準備
第326条	住所を去った者の捜索に関する通知発付の決定
第327条	住所を去った者の捜索に関する通知
第328条	住所を去った者の捜索に関する通知の告知
第329条	住所を去った者の捜索に関する通知の発付決定の効力
第23章 人の失踪宣告の申立解決手続	
第330条	人の失踪宣告申立ての申立書
第331条	申立書の検討準備
第332条	人の失踪宣告の決定
第333条	裁判所の失踪宣告の決定を破棄する申立ての申立書
第334条	人の失踪宣告の決定を破棄する決定
第24章 人の死亡宣告申立ての解決手続	
第335条	人の死亡宣告申立ての申立書
第336条	申立書の検討準備

第337条	死亡宣告の決定
第338条	裁判所の死亡宣告決定を破棄する申立書
第339条	人の死亡宣告決定を破棄する決定
第25章 ベトナムにおける商事仲裁活動に関連する民事非訟事件の解決手続	
第340条	裁判所が管轄権を有するベトナムの商事仲裁活動に関連する民事非訟事件
第341条	解決手続
第6部 外国裁判所の民事判決若しくは決定、外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行手続	
第26章 外国裁判所の民事判決若しくは決定、外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行手続に関する通則	
第342条	外国裁判所の民事判決又は決定、外国仲裁判断
第343条	外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁人の仲裁判断の承認及び執行の原則
第344条	外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行を申し立てる権利
第345条	控訴又は異議申立ての権利の保障
第346条	外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断を承認し、又は承認しないベトナムの裁判所の決定の効力保障
第347条	申立書の検討結果の通知
第348条	外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の執行のために資金又は財産を送付する権利の保障
第349条	外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行の費用
第27章 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書の検討手続	
第350条	外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行の申立書
第351条	申立書に添付する文書、書類
第352条	事件記録の裁判所への送付
第353条	事件記録の受理及び追加説明の請求
第354条	申立書の検討準備
第355条	申立書を検討する期日
第356条	承認せずベトナムで執行しない外国裁判所の民事判決又は決定
第357条	裁判所の決定の送付
第358条	控訴及び異議申立て
第359条	控訴、異議申立ての検討
第28章 ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を求める申立書の検討手続	
第360条	不承認の申立期限
第361条	不承認の申立書
第362条	不承認の申立書検討
第363条	裁判所の決定送付、控訴又は異議申立て
第29章 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書の検討手続	
第364条	外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書
第365条	申立書に添付する文書及び書類
第366条	事件記録の裁判所への送付
第367条	事件記録の受領
第368条	申立書の検討準備
第369条	申立書の検討の審理期日
第370条	不承認の場合
第371条	裁判所の決定の送付
第372条	控訴及び異議申立て

第373条 控訴又は異議申立ての検討
第374条 承認及び執行決定の破棄
第7部 裁判所の民事判決又は決定の執行
第30章 裁判所の判決又は決定の執行に関する通則
第375条 執行すべき裁判所の判決又は決定
第376条 判決又は決定の執行の根拠
第377条 判決又は決定の執行を求める権利
第378条 判決又は決定を執行するときの個人、機関、組織の責任
第379条 判決又は決定の執行の檢察
第31章 判決及び決定の執行手続
第380条 判決又は決定の交付
第381条 判決又は決定の送付期限
第382条 判決及び決定の説明
第383条 判決又は決定の執行を求める申立時効
第8部 民事手続の妨害行為の処理；民事手続における不服申立て及び告発
第32章 民事手続の妨害行為の処理
第384条 被告及び関連する権利、義務を有する者に適用する措置の処理
第385条 手続を行う者の証拠収集及び証拠確認の妨害行為を行った者に適用する措置の処理
第386条 裁判所の召喚を受けて意図的に出頭しない証人に適用する措置の処理
第387条 公判期日の内部規則に違反する者に適用する措置の処理
第388条 裁判所が刑事事件を立件する場合の檢察院の責任
第389条 証拠提出に関する裁判所の決定に従わない個人、機関又は組織に適用する措置の処理
第390条 罰金を科す手続、権限、罰金水準
第33章 民事手続における不服申立て及び告発
第391条 不服を申し立てることができる民事手続の決定及び行為
第392条 不服申立て者の権利、義務
第393条 不服を申し立てられた者の権利、義務
第394条 不服申立時効
第395条 検察官、檢察院の副長官又は長官に対する不服申立ての解決の管轄及び期限
第396条 書記官、人民參審員、裁判官、裁判所の副長官又は長官に対する不服申立ての解決の管轄及び期限

第397条 鑑定人に対する不服申立ての解決の管轄及び期限
第398条 告発する権利を有する者
第399条 告発者の権利、義務
第400条 告発された者の権利、義務
第401条 告発解決の管轄及び期限
第402条 不服申立て及び告発解決の手続
第403条 不服申立て及び告発を解決する権限を有する者の責任
第404条 民事手続の不服申立て及び告発の解決における法遵守の檢察
第9部 外国要素を含む民事事件及び非訟事件の解決手続及び民事手続における司法供助
第34章 外国要素を含む民事事件及び非訟事件の解決手続に関する通則
第405条 適用原則
第406条 外国の個人、機関、組織の手続上の権利、義務
第407条 外国市民及び無国籍者の民事手続権利能力及び民事手続行為能力
第408条 外国機関、組織及び国際組織の民事手続における民事手続権利能力
第409条 外国の個人、機関又は組織である当事者の合法的権利及び利益の擁護
第35章 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決するベトナム裁判所の管轄権
第410条 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決するベトナムの裁判所の管轄権に関する通則
第411条 ベトナムの裁判所の専属管轄権
第412条 裁判所の管轄権の不変更
第413条 外国裁判所が民事事件又は非訟事件を解決した場合の訴状若しくは申立書の返却、又は当該事件の解決の中止
第36章 民事手続における司法共助
第414条 民事手続における司法共助の原則
第415条 司法囑託
第416条 司法囑託を行なう手続
第417条 司法囑託書類
第418条 外国の権限を有する機関が作成し、発行し、又は確認した文書若しくは書類の承認

民事訴訟法

(2004年6月15日 No. 24/2004/QH11)

第10期国会第10会期2001年12月25日No. 51/2001/QH10決議により改正、補足されたベトナム社会主義共和国1992年憲法に従い、この法律は、民事事件及び非訟事件の解決手順及び手続並びに民事判決執行の手順及び手続を定める。

第1部 総則

第1章 民事訴訟法の任務及び効力

第1条 民事訴訟法の規定範囲及び任務

民事訴訟法は、次に掲げる民事訴訟の基本原則を定める。

民事、婚姻家族、営業、取引及び労働紛争事件（以下まとめて「民事事件」という。）を解決するため裁判所に訴えを提起する手順及び手続並びに民事、婚姻家族、営業、取引又は労働上の要求に関する問題（以下まとめて「非訟事件」という。）の解決を裁判所に求める手順及び手続；裁判所において民事事件及び非訟事件（以下まとめて「民事事件及び非訟事件」という。）を解決する手順及び手続；

民事判決の執行；

手続を行う機関及び手続を行う者の任務、権限及び責任；

民事事件及び非訟事件を迅速に、正確に、公明に、及び適法に解決するため、民事手続に参加する者並びに関係する個人、国家機関、人民軍部隊、経済組織、政治組織、社会政治組織、職能的社会政治組織、社会組織及び社会職能組織（以下まとめて「機関、組織」という。）の権利及び義務。

民事訴訟法は、社会主義体制の擁護に貢献し、社会主義法制を高め、個人、機関、組織の合法的権利及び利益を擁護する。；人民が真摯に法を遵守するように教育する。

第2条 民事訴訟法の効力

1. 民事訴訟法は、ベトナム社会主義共和国の領土全域の民事手続に適用する。
2. 民事訴訟法は、在外のベトナム領事館が行う民事手続に適用する。
3. 民事訴訟法は、外国要素を含む民事事件及び非訟事件の解決に適用する。ベトナムが署名し、又は加盟した国際条約に別段の定めがあれば、その国際条約の規定を適用する。
4. ベトナム法又はベトナム社会主義共和国が署名し、若しくは加盟した国際条約により外交特権及び免責又は領事特権及び免責を有する外国の個人、機関及び組織について、それら個人、機関、組織に関する民事事件又は非訟事件は、外交ルートを通じて解決する。

第2章 基本原則

第3条 民事手続における社会主義法制の保障

手続を行う者、民事手続参加者並びに関係する個人、機関及び組織は、この法律の規定に従って民事手続行為を行わなければならない。

第4条 合法的権利及び利益の擁護を裁判所に請求する権利

個人並びにこの法律の定義する機関及び組織は、自らの又は他人の合法的権利及び利益を擁護するため、管轄する裁判所に民事事件の訴えを提起し、非訟事件の解決を申し立てる権利を有する。

第5条 当事者の意思決定権及び自己決定権

1. 当事者は、民事の訴えを提起するか否か、管轄裁判所に民事事件又は非訟事件の解決を申し立てるか否かを決定する権利を有する。裁判所は、当事者から訴えの提起、書面による申立てを受けたときのみ民事事件及び非訟事件を受理し、訴えの提起又は書面による申立ての

範囲内でのみその事件を解決する。

2. 民事事件及び非訟事件の解決の過程において、当事者は、申立てを終了し、若しくは変更し、又は法律及び社会倫理に反しない合意に互いに任意に達する権利を有する。

第6条 民事手続における証拠の提出及び証明

1. 当事者は、裁判所に証拠を提出し、自己の申立てに十分に根拠があり、適法であることを証明する権利及び義務を有する。
他人の合法的権利及び利益を擁護するために訴えを提起し、又は申立てをした個人、機関又は組織は、当事者と同様に証拠を提出し、証明する権利及び義務を有する。
2. 裁判所は、この法律が定める場合にのみ証拠を確認し、又は収集する。

第7条 権限のある個人、機関及び組織の証拠提出責任

個人、機関及び組織は、当事者、裁判所の請求により、自己が占有し、又は管理する事件に関する証拠を、自己の任務及び権限の範囲内で、当事者及び裁判所に提出する義務を有する。；証拠提出が不可能な場合には、その旨を当事者、裁判所に書面で通知し、その理由を明記しなければならない。

第8条 民事手続における権利及び義務の平等

すべての市民は、国籍、性別、社会身分、信条、宗教、教育、職業にかかわらず法律の下及び裁判所において平等である。すべての機関及び組織は、その組織形態、所有者、その他の事由にかかわらず平等である。
当事者は、民事手続の権利及び義務において平等である。；裁判所は、当事者が権利を行使し、義務を履行する状況を作る責任を負う。

第9条 関係当事者の防御権の保障

当事者は、自己の合法的権利及び利益を自ら防御し、又は弁護士若しくはこの法律の定める条件を満たすその他の者にその防御を依頼する権利を有する。
裁判所は、当事者に対し、自己防御権の行使を保障する責任を負う。

第10条 民事手続における和解

裁判所は、この法律の規定に従って和解を行い、当事者が互いに民事事件又は非訟事件の解決の合意に達することができる状況を作る責任を負う。

第11条 人民参審員の民事裁判への参加

民事裁判には、この法律の定めに従って人民参審員が参加しなければならない。公判において人民参審員は、裁判官と同等の権限を有する。

第12条 公判における裁判官及び人民参審員の独立、法遵守

民事事件の公判において、裁判官及び人民参審員は、独立し、法にのみ従う。
裁判官及び人民参審員の任務遂行を妨害するすべての行為は、厳禁する。

第13条 民事手続を行う者及び機関の責任

1. 民事手続を行う者及び機関は、人民を尊重し、人民の監察を受けな

なければならない。

2. 民事手続を行う者及び機関は、法律上その任務及び権限を遂行する義務を負う。民事手続を行う者が法に違反する行為を犯した場合には、その違反の性質、重大性に依りて、法令の規定に従って懲戒され、又は刑事責任を追求される。
3. 民事手続を行う者及び機関は、法令の定めに従い国家機密及び業務上の秘密を守秘しなければならない。民族の醇風美俗を維持し、当事者の正当な請求により、その職業上の秘密、企業秘密及び個人的な秘密を守らなければならない。
4. 民事手続を行う者が違法な行為を行った結果、個人、機関、組織に損害を与えたときは、裁判所は被害者に損害賠償をしなければならない。民事手続を行う者は、法令の規定に従い裁判所に返済しなければならない。

第14条 裁判所による集団審理

裁判所は、民事事件の審理を集団で行い、多数決で決定する。

第15条 公判

1. 裁判所の民事事件の審理は、この法律が定める場合を除き、公開し、だれでも公判を傍聴することができる。
2. 国家機密を守秘し、民族の醇風美俗を維持し、又は当事者の正当な請求によりその職業上の秘密、企業秘密若しくは個人の秘密を守る必要がある特別な場合には、裁判所は、裁判を非公開で行わなければならないが、判決の言渡しは公開しなければならない。

第16条 民事手続を行う者又は民事手続に参加する者の公平性の保障

裁判所の長官、裁判官、人民参審員、裁判所書記官、検察院長官、検察官、通訳人、鑑定人は、その任務を遂行し、権限を行使するに当たり、公平でない可能性があると思ふ正当な理由がある場合には、民事手続を行い、又は民事手続に参加してはならない。

第17条 二審制の実施

1. 裁判は二審制で行う。
第一審の判決又は決定は、この法律の定めに従い控訴又は異議を申し立てることができる。
この法律が定める期限内に控訴手続に従って控訴され、又は異議が申し立てられなかった第一審の判決又は決定は、法的効力を生じる。第一審の判決又は決定に対し控訴され、又は異議が申し立てられたときは、当該事件は控訴審の審理に服する。控訴審の判決又は決定は、法的効力を有する。
2. 既に法的効力を有する第一審の判決又は決定につき法律の違反があった場合又は新たな事実関係が発見された場合には、当該判決又は決定は、この法律の規定に従い監督審又は再審手続により再審理する。

第18条 公判の監督

厳正で統一的な法適用を保障するため、上級裁判所はその属する下級裁判所の裁判を監督し、最高人民裁判所は全審級の裁判所の裁判を監督する。

第19条 判決、決定の効力の保障

法的効力を有する判決、決定は、すべての市民、機関及び組織が執行し、遵守しなければならない。判決、決定を執行する義務を負う個人、機関及び組織は、それを厳正に執行しなければならない。判決又は決定を執行する任務を課された人民裁判所、機関及び組織は、それぞれの任務及び権限の範囲内において、その判決又は決定を厳正に執行しなければならない。その任務を遂行する法律上の責任を負う。

第20条 民事手続で使用される口語及び文語

民事手続で使用される口語及び文語は、ベトナム語である。
民事手続の参加者は自己の属する民族の発音及び文字を使用することができるものとし、この場合には通訳人を必要とする。

第21条 民事手続における法遵守の検査

1. 民事事件及び非訟事件の適法及び適時の解決のため、人民検察院は、民事手続における法遵守を検査し、法令の規定に従い申立て、訴え、又は異議申立てをする権利を行使する。
2. 人民検察院は、裁判所が証拠を収集し、当事者が不服申立てをした事件、裁判所が管轄する非訟事件並びに判決又は決定に対し人民検察院が異議を申し立てた民事事件及び非訟事件の公判期日に立会う。

第22条 事件の資料、書類を送付する裁判所の責任

1. 裁判所は、この法律の規定に従い民事手続の参加者に判決、決定、召喚状、案内及びその他の関連資料を直接に、又は郵送で送付する責任を負う。
2. 裁判所が送付できないときは、裁判所の請求により、民事手続の参加者が居住する社、区、若しくは地区の人民委員会（以下まとめて「社級人民委員会」という。）又は参加者が就業する機関若しくは組織が参加者に判決、決定、召喚状、案内及びその他裁判所の関連資料を送付する責任を負い、その結果を裁判所に通知しなければならない。

第23条 民事手続への個人、機関、組織の参加

個人、機関及び組織は、この法律の規定に従って民事手続に参加し、裁判所における民事事件及び非訟事件の適法かつ適時の解決に貢献する権利及び義務を有する。

第24条 民事手続における不服申立て及び告発をする権利の保障

個人、機関及び組織は、民事手続を行う者の違法行為又は民事手続における個人、機関若しくは組織の違法行為に対し、不服を申し立てる権利を有し、個人は、さらに告発する権利を有する。

権限を有する機関、組織及び個人は、迅速かつ適法に不服申立て及び告発を受理し、検討し、解決しなければならない。その解決の結果を不服申立人及び告発人に書面で通知しなければならない。

第3章 裁判所の管轄権

第1節 裁判所が管轄権を有する民事事件及び非訟事件

第25条 裁判所が管轄権を有する民事紛争

1. 個人間のベトナム国籍に関する紛争
2. 財産の所有権に関する紛争
3. 民事契約に関する紛争
4. この法律第29条第2項が定める場合を除く知的財産権、技術移転に関する紛争
5. 財産相続に関する紛争
6. 契約外の損害賠償に関する紛争
7. 土地法制に基づく土地使用权及び土地定着物に関する紛争
8. 法律に基づく新聞業務の活動に関する紛争
9. 法令が定めるその他の民事紛争

第26条 裁判所が管轄権を有する非訟事件申立て

1. 人の民事行為能力喪失若しくは民事行為能力制限の宣告申立て、又は当該宣告の取消申立て
2. 住所を去った者の捜索及び財産管理の宣告申立て
3. 人の失踪宣告の申立て又は失踪宣告の取消申立て
4. 人の死亡宣告の申立て又は死亡宣告の取消申立て
5. 外国裁判所の民事判決若しくは決定、刑事若しくは行政判決の中の財産に関する決定の承認及びベトナムにおける執行の申立て又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決若しくは決定、刑事若しくは行政判決の中の財産に関する決定の不承認の申立て
6. 法令が定めるその他の非訟事件申立て

第27条 裁判所が管轄権を有する婚嫁家族関係の紛争

1. 離婚及び離婚後の子供の扶養又は財産分割に関する紛争
2. 婚姻継続中の夫婦共有財産の分割に関する紛争
3. 離婚後の子の親権者変更に関する紛争
4. 親子関係の確定に関する紛争
5. 扶養に関する紛争
6. 法令が定めるその他の婚姻家族関係の紛争

第28条 裁判所が管轄権を有する婚姻家族関係の非訟事件申立て

1. 違法な婚姻の取消申立て
2. 協議離婚、離婚後の子の監護又は財産分割の承認申立て
3. 離婚後の子の親権者変更に関する合意の承認申立て
4. 未成年の子に対する父親若しくは母親の権利の制限又は離婚後の親の子に対する面会権の制限申立て
5. 養子縁組解消申立て
6. 外国裁判所の婚姻家族に関する判決若しくは決定の承認及びベトナムでの執行の申立て又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の婚姻家族に関する判決若しくは決定の不承認の申立て
7. 法令が定めるその他の婚姻家族関係の申立て

第29条 裁判所が管轄権を有する営業及び取引紛争

1. 営業登録を有する個人及び組織の間の利潤目的の次のような営業又は取引行為から生じた紛争:
 - a) 物品の売買
 - b) サービスの提供
 - c) 流通
 - d) 販売代理
 - dd) 委託
 - e) 賃貸、リース、リース後購入
 - g) 建設
 - h) 相談、技術
 - i) 鉄道、陸路、内水路による貨物乗客輸送
 - k) 空路、水路による貨物乗客輸送
 - l) 株、債券その他の有価証券の売買
 - m) 投資、金融、銀行業務
 - n) 保険
 - o) 調査開発
2. 個人又は組織間の利潤目的の知的財産権又は技術移転に関する紛争
3. 会社の設立、経営、解散、合併、統合、分割、分離、組織変更に関する、会社とその構成員、又は会社の構成員間の紛争
4. 法令が定めるその他の営業、取引紛争

第30条 裁判所が管轄権を有する営業及び取引に関する非訟事件申立て

1. 商事仲裁に関する法律に基づくベトナム商事仲裁人の紛争解決に関する申立て
2. 営業若しくは商事事件に関する外国裁判所の判決若しくは決定の承認及びベトナムにおける執行の申立て、又はベトナムにおいて執行が要求されていない営業若しくは商事事件に関する外国裁判所の判決若しくは決定の不承認申立て
3. 営業又は商事事件に関する外国仲裁人の仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行の申立て
4. 法令が定めるその他の営業又は商事に関する申立て

第31条 裁判所が管轄権を有する労働紛争

1. 被雇用者及び雇用者間の個人的労働紛争であって、末端レベルの労働調停委員会若しくは区、県、市若しくは特別市の国家労働管理局の労働調停員が調停できなかったもの、又は法令が定める期限内に解決できなかったもの。ただし、必ずしも末端レベルの調停が必要でない次の紛争を除く。
 - a) 懲戒免職又は労働契約の一方的な解消に関する紛争
 - b) 雇用者及び被雇用者間の損害賠償に関する紛争；労働契約解消時の財政支援に関する紛争

- c) 家庭使用人及びその雇用者間の紛争
 - d) 労働法令の規定に基づく社会保険に関する紛争
 - dd) 労働者及び労働者の海外派遣者間の損害賠償に関する紛争
2. 省又は中央直轄市の労働仲裁委員会が仲裁したにもかかわらず、被雇用者団体又は雇用者が労働仲裁委員会の決定に合意しない、次に掲げる集団労働紛争：
 - a) 業務、賃金、所得及びその他の労働条件に関連する権利及び利益に関する紛争
 - b) 集団労働協約の履行に関する紛争
 - c) 労働組合を設立する権利、参加する権利又はその運営に関する紛争
 3. 法令が定めるその他の労働紛争

第32条 裁判所が管轄権を有する労働関係の非訟事件申立て

1. 外国裁判所の労働判決若しくは決定の承認及びベトナムにおける執行の申立て、又はベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の労働判決若しくは決定の不承認申立て
2. 外国仲裁人の労働仲裁判断の承認及びベトナムでの執行申立て
3. 法令が定めるその他の労働関係の非訟事件申立て

第2節 異なる審級の裁判所の管轄権

第33条 県、区、市、特別市の人民裁判所の管轄権

1. 県、区、市、特別市の人民裁判所（以下まとめて「県級人民裁判所」という。）は第一審手続に従い、次に掲げる紛争に関する管轄権を有する。
 - a) この法律第25条及び27条が定める婚姻家族に関する民事紛争
 - b) この法律第29条第1項 a,b,c,d, dd,e,g,h 号及びi号が定める営業、取引紛争
 - c) この法律第31条第1項が定める労働紛争
2. 県級人民裁判所は次の非訟事件申立てに対する管轄権を有する。
 - a) この法律第26条第1,2,3項及び4項が定める非訟事件申立て
 - b) この法律第28条第1,2,3,4項及び5項が定める婚姻家族関係の非訟事件申立て
3. 本条第1項及び2項が定める紛争及び非訟事件で、当事者若しくは財産が外国に所在するもの、又は在外ベトナム領事館若しくは外国裁判所に司法囑託をしなければならぬものについては、県級人民裁判所は管轄権を有しない。

第34条 省又は中央直轄市の人民裁判所の管轄権

1. 省又は中央直轄市の人民裁判所（以下まとめて「省級人民裁判所」という。）は第一審手続に従い、次に掲げる民事事件及び非訟事件に対する管轄権を有する。
 - a) この法律第33条第1項が定める県級人民裁判所の管轄する紛争を除き、この法律第25,27,29条及び31条が定める民事、婚姻家族、営業、取引又は労働紛争
 - b) この法律第33条第2項が定める県級人民裁判所の管轄する非訟事件を除き、この法律第26,28,30条及び32条が定める民事、婚姻家族、営業、取引又は労働に関する非訟事件
 - c) この法律第33条第3項が定める紛争及び非訟事件
2. 省級人民裁判所は、この法律第33条が定める県級人民裁判所の管轄する民事事件及び非訟事件で、省級人民裁判所が解決すべく取り上げた民事事件及び非訟事件を第一審手続により解決する管轄権を有する。

第35条 裁判所の土地管轄

1. 民事事件に関する裁判所の土地管轄は、次のとおり定める。
 - a) 被告が個人の場合は被告が居住若しくは就業している場所にある裁判所、又は被告が機関若しくは組織の場合は被告の本店が所在する場所にある裁判所は、第一審手続に従って、この法律第25,27,29及び31条が定める民事、婚姻家族、営業、取引及び労働紛争を解決する管轄権を有する。
 - b) 原告が個人の場合は原告が居住し、若しくは就業している場所にあ

る裁判所、又は原告が機関若しくは組織のときは原告の本店が所在する場所にある裁判所に対し、当事者は、書面で合意し、この法律第25、27、29条及び31条が定める民事、婚姻家族、営業、取引及び労働紛争の解決を求める権利を有する。

- c) 不動産の所在地の裁判所は、当該不動産に関する紛争を解決する管轄権を有する。
- 2. 非訟事件に関する裁判所の土地管轄は、次のとおり定める。
- a) 民事行為能力の喪失又は制限の宣告申立ては、請求の対象の人物が居住又は就業する地域の申立てを受けた裁判所が管轄権を有する。
- b) 住所を去った者の搜索及び財産管理、失跡宣告又は死亡宣告の申立ては、請求の対象となった者が最後に居住していた場所の申立てを受けた裁判所が管轄権を有する。
- c) 失跡宣告又は死亡宣告の決定を發した裁判所は、当該決定取消の申立てに関する管轄権を有する。
- d) 外国裁判所の民事、婚姻家族、営業、取引及び労働事件の判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行の申立ては、当該判決又は決定を履行する義務のある判決債務者が個人のときはその者が居住し、又は就業する地域の裁判所、判決債務者が機関又は組織のときはその本店が所在する地域の裁判所、又は外国裁判所の判決若しくは決定の履行に関係する財産が存在する地域の裁判所が管轄権を有する。
- dd) ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事、婚姻家族、営業、取引及び労働事件に関する判決又は決定の不承認申立ては、請求者が個人のときは当該請求者が居住し又は就業する地域の裁判所、請求者が機関又は組織のときはその本社がある地域の裁判所が管轄権を有する。
- e) 外国仲裁人の仲裁判断の承認及びベトナムにおける履行の申立ては、外国仲裁人の仲裁判断を履行する義務ある債務者が個人のときはその個人が居住し、又は就業する地域の裁判所、債務者が機関又は組織のときはその本店が所在する地域の裁判所、又は外国仲裁人の仲裁判断履行に関連する財産が存在する地域の裁判所が管轄権を有する。
- g) 違法な婚姻解消の申立ては、当該婚姻が登録されている地域の裁判所が管轄権を有する。
- h) 協議離婚並びに離婚後の子の監護及び財産分割の承認の申立ては、当事者の一方が居住し、又は就業する地域の裁判所が管轄権を有する。
- i) 離婚後の子の親権者変更に関する合意の承認の申立ては、申し立てた当事者の一方が居住し、又は就業する地域の裁判所が管轄権を有する。
- k) 未成年の子に対する父親若しくは母親の権利又は離婚後の親の子に対する面会権の制限の申立ては、未成年の子の一方の親が居住し、又は就業する地域の裁判所が管轄権を有する。
- l) 養子縁組解消の申立ては、養子縁組の親又は子が居住し、又は就業する地域の裁判所が管轄権を有する。
- m) ベトナム人商事仲裁人による紛争の解決に関する申立てを解決する裁判所の土地管轄は、商事仲裁に関する法令に従う。

第36条 原告又は申立人の選択による管轄

- 1. 原告は、次の場合において、民事、婚姻家族関係、営業、取引又は労働紛争の解決のために裁判所を選択する権利を有する。
- a) 原告が被告の居住し、若しくは就業する地域又は被告の本社が所在する場所を知らない場合には、原告は、被告が最後に居住し、若しくは就業した地域、被告の本店が最後に所在した地域、又は被告の財産が所在する地域の裁判所に事件の解決を求めることができる。
- b) 組織の支店経営に関して紛争が生じた場合は、原告は、組織の本店又は支店が所在する地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
- c) 被告がベトナム国内に居住地、就業地若しくは本店所在地を有さない場合又は扶養に関する紛争である場合には、原告は、自己が居住し、又は就業する地域の裁判所に事件の解決を求めることができる。
- d) 紛争が契約外の損害賠償に関する場合は、原告は、自己が居住し、若しくは就業する地域、その本店が存在する地域、又は損害が発生した地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
- dd) 紛争が労働契約解消による損害賠償、手当又は社会保険、仕事、賃金、収入及びその他労働条件に関連する権利及び利益に関する場合は、

労働者である原告は、自己が居住し、又は就業する地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。

- e) 紛争が下請業者又は仲介業者の雇用から生じた場合は、原告は、その実際の雇用主が居住し、若しくは就業する地域、本店がある地域、又は下請け業者若しくは仲介業者が居住し、若しくは就業する地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
- g) 紛争が契約関係から生じた場合は、原告は、契約が履行される地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
- h) 複数の被告が異なった場所に居住し、若しくは就業する場合又は異なった場所に本店がある場合には、原告は、被告の一人が居住し、若しくは就業する地域又はその本店がある地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
- i) 紛争が異なった場所に存在する複数の不動産に関する場合は、原告は当該不動産の1つが存在する地域の裁判所に紛争の解決を求めることができる。
- 2. 非訟事件の申立人は、次の場合に婚姻家族関係の申立ての解決のために裁判所を選択することができる。
- a) この法律第26条第1、2、3項及び第4項が定める民事非訟事件に関して、申立人は、自己が居住し、若しくは就業する地域又はその本店がある地域の裁判所に申立ての解決を求めることができる。
- b) この法律第28条第1項が定める違法な婚姻取消の申立てに関して、申立人は、当該違法婚姻が登録されている地域の裁判所に申立ての解決を求めることができる。
- c) 未成年の子に対する父親若しくは母親の権利、又は離婚後の未成年の子に対する親の面会権の制限の申立人は、子が居住する地域の裁判所に申立ての解決を求めることができる。

第37条 民事事件及び非訟事件の他の裁判所への移送；管轄に関する紛争の解決

- 1. 裁判所が管轄外の民事事件及び非訟事件を受理した場合には、その裁判所は管轄裁判所に当該民事事件又は非訟事件記録を移送する決定をし、受訴事件簿から当該事件を削除する。この決定は直ちにすべての当事者、関係する個人、機関、組織に送付しなければならない。当事者、関係する個人、機関、組織は、決定を受け取った日から3営業日以内に当該決定に対する不服申立てをする権利を有する。民事事件及び非訟事件の移送決定を發した裁判所の長官は、不服申立てを受け取った日から3営業日以内にその不服申立てを解決しなければならない。
- 2. 同一省内の県級人民裁判所間の管轄に関する紛争は、省級人民裁判所の長官が解決する。
- 3. 異なった省又は中央直轄市の県級人民裁判所又は省級人民裁判所間の管轄に関する紛争は、最高人民裁判所長官が解決する。

第38条 事件の併合、分離

- 1. 裁判所は、事件の併合及び解決が法遵守を保障する場合には、別々に受理した2つ以上の事件を1つに併合することができる。
- 2. 裁判所は、事件の分離及び解決が厳正に法を遵守する場合には、異なった訴えを含む1つの事件を2つ以上の事件に分離することができる。
- 3. 本条第1項及び第2項で定める事件の併合又は分離後、受訴裁判所は、決定を發し、直ちに当事者及び同級の検察院に当該決定を送付し

なければならない。

第4章 民事手続を行う機関、者及び民事手続を行う者の交代

第39条 民事手続を行う機関、者

1. 民事手続を行う機関は次のとおりである。
 - a) 人民裁判所
 - b) 人民検察院
2. 民事手続を行う者は次のとおりである。
 - a) 裁判所長官、裁判官、人民参審員及び書記官
 - b) 検察院長官、検察官

第40条 裁判所長官の任務及び権限

1. 裁判所長官は次の任務及び権限を有する。
 - a) 裁判所が管轄権を有する民事事件及び非訟事件の解決の統括
 - b) 民事事件及び非訟事件を解決する裁判官、民事事件を審理する合議体に参加する人民参審員並びに民事事件及び非訟事件の手続を行う書記官の指名の決定
 - c) 公判期日開始前の裁判官、人民参審員、書記官の交代の決定
 - d) 公判期日開始前の鑑定人、通訳人の交代の決定
 - dd) この法律の規定に従った決定の発付及び民事手続の実施
 - e) この法律の規定に従った不服申立て、告発の解決
 - g) この法律の規定により法的効力を有する判決又は決定に対する監督審又は再審手続による異議申立て
2. 裁判所長官が不在の場合には、副長官が本条第1項に定める裁判所長官の任務及び権限を遂行する権限を裁判所長官から付与される。副長官は、与えられた任務について裁判所長官に対し責任を負う。

第41条 裁判官の任務及び権限

1. 事件記録の編綴
2. 緊急保全処分の適用、変更又は取消の決定
3. 民事事件又は非訟事件の解決の中止又は停止の決定
4. この法律の規定に従い、事件の解決に関し当事者が相互合意に達するため、和解を実施し、当事者の合意を承認する決定を発付
5. 民事事件の公判審理開始又は非訟事件の解決開始の決定
6. 公判期日参加者の召喚決定
7. 民事事件の裁判及び非訟事件の解決参加
8. この法律の規定に従い、民事事件、非訟事件を解決するに当たり、他の手続を実施

第42条 人民参審員の任務及び権限

1. 公判期日開始前に事件記録を検討
2. 裁判所長官又は裁判官にそれぞれの権限に応じた必要な決定を發するよう請求
3. 民事事件の裁判に参加
4. 民事事件の裁判において手続を遂行し、審理合議体が管轄権を有する問題について投票

第43条 書記官の任務及び権限

1. 公判期日開始前の職務上必要な準備
2. 公判期日の規則告知
3. 公判期日への召喚者リストについて審理合議体に報告
4. 公判期日調書作成
5. この法律の規定に従い、他の手続実施

第44条 検察院長官の任務及び権限

1. 民事手続における法遵守の検察任務を遂行するに当たり、検察院長官は、次の任務及び権限を有する。
 - a) 民事手続における法遵守の検察作業を計画、指示
 - b) この法律の規定に従い、手続における法遵守を検査し、民事事件の公判期日、非訟事件の解決に参加する検察官の指名の決定
 - c) 検察官が実施する手続における法遵守検査の検査
 - d) 検察官交代の決定
 - dd) この法律の規定に従い、判決又は決定に対する控訴審、監督審又は再審手続による異議申立て
 - e) この法律の規定に従い、不服申立て及び告発の解決
2. 検察院長官が不在の場合には、副長官が本条第1項に定める検察院長官の任務及び権限を遂行する権限を長官から付与される。副長官は与えられた任務について長官に対し責任を負う。

第45条 検察官の任務及び権限

- 民事手続における法遵守検査を任命された検察官は、次の任務及び権限を有する。
1. 裁判所による民事事件及び非訟事件の解決における法遵守を検査
 2. 手続参加者の法遵守を検査
 3. 判決及び決定を検査
 4. この法律の規定に従い、民事事件の公判期日及び非訟事件の解決期日に参加し、民事事件及び非訟事件の解決について検察院の意見を陳述
 5. 検察院長官の指名に従い、検察院の管轄内の他の任務及び権限を行使

第46条 民事手続を行う者が手続実施を拒否し、又は交代しなければならない場合

民事手続を行う者は、次の場合には手続を行うことを拒否し、又は交代しなければならない。

1. 民事手続を行うと同時に、事件の当事者、当事者の代理人又は親族である場合
2. 当事者の合法的権利及び利益の弁護人、証人、鑑定人又は通訳人として同じ事件に参加した場合
3. 任務を遂行するに当たり公平でない可能性があると思ふと信ずる明白な根拠がある場合

第47条 裁判官又は人民参審員の交代

裁判官、人民参審員は、次の場合には民事手続を行うことを拒否し又は交代しなければならない。

1. この法律第46条に定める場合
2. 同じ合議体に属し、互いに密接な関係がある場合
3. 当該事件の第一審、控訴審、監督審又は再審に参加したことがある場合。ただし、最高人民裁判所の裁判官評議会又は省級人民裁判所の裁判官委員会の構成員として、監督審又は再審手続に従い、同一の事件の裁判に複数回参加することができる場合を除く
4. 検察官又は書記官として同じ事件の手続を行った場合

第48条 検察官の交代

検察官は、次の場合は民事手続を行うことを拒否し、又は交代しなければならない。

1. この法律第46条に定める場合
2. 裁判官、人民参審員、検察官又は書記官として同じ事件の手続を行った場合

第49条 書記官の交代

書記官は、次の場合は民事手続を行うことを拒否し、又は交代しなければならない。

1. この法律第46条に定める場合
2. 裁判官、人民参審員、検察官又は書記官として同じ事件の手続を行った場合

第50条 民事手続実施の拒否手続又は民事手続を行う者の交代請求手続

1. 公判期日開始前の民事手続実施の拒否又は民事手続を行う者の交代請求は、その理由及び根拠を明記し、書面で行わなければならない。
2. 公判期日中の手続実施拒否又は手続を行う者の交代請求は、公判期日記録に記載しなければならない。

第51条 手続を行う者の交代決定

1. 公判期日前の裁判官、人民参審員、書記官の交代は、裁判所長官が決定する。；交代される裁判官が裁判所長官である場合には、その交代は直近上級裁判所の長官が決定する。
公判期日前の検察官の交代は、同級の検察院長官が決定する。；交代される検察官が検察院長官である場合には、その交代は直近上級検察院の長官が決定する。
2. 公判期日中の裁判官、人民参審員、書記官又は検察官の交代は、交代を請求されている者の意見を聴聞した後に、審理合議体が決定する。審理合議体は、評議室で当該事項につき評議し、多数決で決定する。
裁判官、人民参審員、書記官又は検察官が交代しなければならない場合には、審理合議体は、公判期日を延期する決定を発する。交代のための他の裁判官、人民裁判官、書記官の指名は、裁判所長官が決定する。交代される者が裁判所長官である場合には、その交代は直近上級裁判所の長官が決定する。交代のための検察官の指名は、同級の検察院長官が決定する；交代される検察官が同級の検察院長官である場合には、その交代は直近上級検察院の長官が決定する。

第5章 民事事件及び非訟事件の解決のための合議体構成

第52条 民事事件第一審の合議体構成

民事事件第一審の合議体は、裁判官1名及び人民参審員2名で構成する。

特別な事件の場合には、第一審合議体は、裁判官2名及び人民参審員3名で構成することができる。

第53条 民事事件控訴審の合議体構成

民事事件の控訴審合議体は、裁判官3名で構成する。

第54条 民事事件監督審又は再審の合議体構成

1. 省級人民裁判所の監督審又は再審合議体は、省級人民裁判所の裁判官委員会で構成する。
省級人民裁判所の裁判所委員会が法的効力を有する判決又は決定の監督審又は再審を行うときは、委員全員の少なくとも3分の2が審理に参加しなければならない。
2. 最高人民法院の特別法廷の監督審又は再審合議体は、裁判官3名で構成する。
3. 最高人民法院の監督審又は再審合議体は、最高人民法院の裁判官評議会で構成する。
最高人民法院の裁判官評議会が法的に有効な判決又は決定の監督審又は再審を行うときは、評議員全員の少なくとも3分の2が審理に参加しなければならない。

第55条 非訟事件の解決の構成員

1. この法律第26条第5項、第28条第6項、第30条第2項並びに第3項及び第32条が定める民事、婚姻家族、営業、取引若しくは労働に関する申立て、又は非訟事件の解決決定に対する控訴、異議申立ては、3名の裁判官が処理する。

2. 本条第1項に定める場合に該当しない民事、婚姻家族、営業、取引又は労働に関する申立ては、単独の裁判官が解決する。
3. この法律第30条第1項が定める営業又は取引に関する申立ての解決の構成員は、商事仲裁に関する法令の規定に従う。

第6章 民事手続の参加者

第1節 民事事件の当事者

第56条 民事事件の当事者

1. 民事事件の当事者とは、原告、被告及び関連する権利、義務を有する個人、機関、組織をいう。
2. 民事事件の原告とは、合法的権利及び利益が侵害されたと考えてその民事事件の解決を求めて裁判所に訴えを提起した者、又はこの法律が定めるその他の個人、機関若しくは組織が、ある者の合法的権利及び利益が侵害されたと考えて、その者のために民事事件の解決を求めて裁判所に訴えを提起した対象となるその者である。
この法律が定める機関及び組織であって、それぞれの所管する領域の公益、利益保護を裁判所に求めるために民事事件の訴えを提起した者も原告である。
3. 民事事件の被告とは、原告の合法的権利及び利益がある者によって侵害されたと考えてその民事事件の解決を求めて裁判所に原告が訴えを提起した対象となるその者、又はこの法律が定めるその他の個人、機関若しくは組織が、原告の合法的権利及び利益がある者によって侵害されたと考えて、民事事件の解決を求めて裁判所に訴えを提起した対象となるその者である。
4. 民事事件に関連する権利、義務を有する者とは、訴えを提起した者又は訴えられた者ではなく、民事事件の解決が自己の権利、義務に関連しており、それ故、関連する権利、義務を有する者として手続に含まれることを自分自身で、又は他の当事者が申し立て、当該申立てが裁判所に受理された者である。

民事事件の解決がある者の権利、義務に関連しているが、その者を関連する権利、義務を有する者として手続に含むことをだれも請求しなかった場合には、裁判所は、当該者を関連する権利、義務を有する者として手続に含まなければならない。

第57条 当事者の民事手続権利能力及び民事手続行為能力

1. 民事手続権利能力とは、民事手続における法令が定めた権利、義務を有する能力を意味する。いかなる個人、機関及び組織も、その合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てるに当たり、同等の民事手続権利能力を有する。
2. 民事手続行為能力とは、民事手続において自己の権利、義務を自分自身で行使し、又は自己の代理人に民事手続に参加する権限を与える能力を意味する。
3. 満18歳以上の当事者は、民事行為能力を喪失した者及び制限された者、又は法令に定める他の者を除き、完全な民事手続行為能力を有する。
4. 6歳未満又は民事行為能力を喪失した当事者は、民事手続行為能力を有さない。裁判における当該者の合法的権利及び利益の擁護は、その適法な代理人が遂行する。
5. 満6歳以上15歳未満の当事者について、裁判におけるその合法的権利及び利益の擁護は、当該者の適法な代理人が遂行する。
6. 労働契約により就業し、又は自己の財産を用いて民事取引に参加した満15歳以上18歳未満の当事者は、当該労働関係又は民事関係に関連する事項について自ら民事手続に参加する権利を有する。その場合において、裁判所は、当該者の適法な代理人を召還して手続に参加させる権利を有する。他の事項については、裁判における当事者の合法的権利及び利益の擁護は、その適法な代理人が遂行する。
7. 機関、組織である当事者は、その適法な代理人を通じて民事手続に参加する。

第58条 当事者の権利、義務

1. 当事者は、民事手続に参加するに当たり平等の権利、義務を有する。
2. 民事手続に参加するとき、当事者は次の権利、義務を有する。
 - a) 自己の合法的権利及び利益を防御するため、証拠を提出し、証明すること
 - b) 証拠を保有し、管理している個人、機関、組織に対し、当該証拠を裁判所に提出するため提供するように請求すること
 - c) 事件の証拠確認、収集が自分自身でできない場合に、それを裁判所に請求すること、証人の召喚を裁判所に申し立てること、鑑定、査定を依頼すること、又は他の当事者の請求により裁判所が既に確認し、収集した証拠について、検察院に不服申立てをすること
 - d) 他の当事者が提出し、若しくは裁判所が収集した書類、証拠を閲覧し、メモを取り、複写すること
 - dd) 緊急保全処分の適用を裁判所に請求すること
 - e) 事件の解決について互いに合意に達すること；裁判所が行う和解に参加すること
 - g) 自己の権利、義務の行使に関する通常の通知を受け取ること
 - h) 自己の合法的権利及び利益を自ら防御し、又は他の者にその防御を依頼すること
 - i) 公判期日に参加すること
 - k) この法律の規定に従って民事手続を行う者又は民事手続の参加者の交代を請求すること
 - l) 他の者に質問すべきことを裁判所に提案すること。互いに、又は証人と対質すること
 - m) 公判期日で弁論すること
 - n) 判決、決定の抜粋を提供されること
 - o) この法律の規定に従い、判決、決定について控訴又は不服申立てをすること
 - p) 法的効力を有する判決、決定について、監督審又は再審手続によって異議を申し立てる根拠を発見し、異議を申し立てる権限を有する者に通知すること
 - q) 裁判所の召喚状に基づいて出頭し、事件の解決において裁判所の決定に従うこと
 - r) 裁判所に敬意を払い、裁判所の規則に厳正に従うこと
 - s) 法令の規定に従い、訴訟費用及び手数料を前払いすること
 - t) 裁判所の法的効力を有する判決、決定に厳正に従うこと
 - u) 法令が定めるその他の権利、義務

第59条 原告の権利、義務

1. 原告は、次の権利、義務を有する。
 - a) この法律第58条に定める当事者の権利、義務
 - b) 自己の訴えの一部若しくは全部の取下げ、又は訴えの内容を変更すること
 - c) 関連する権利、義務を有する者の手続への参加を裁判所に請求すること
 - d) 事件の解決の停止を裁判所に請求すること
2. 裁判所から適法に2回召喚を受けたにもかかわらず出頭しなかった原告は、その訴えを放棄したとみなす。

第60条 被告の権利、義務

1. 被告は次の権利、義務を有する。
 - a) この法律第58条が定める当事者の権利、義務
 - b) 原告の請求の一部又は全部を認諾し、又は争うこと
 - c) 原告に対して、その請求に関連する反訴を提起すること、又は原告が請求する義務の相殺を提案すること
 - d) 自己に対する訴えについて裁判所から通知を受けること
2. 被告が裁判所から2回適法に召喚を受けたにもかかわらず出頭しなかった場合は、裁判所は被告不在で公判を行う。

第61条 関連する権利、義務を有する者の権利、義務

1. 関連する権利、義務を有する者は、次の権利、義務を有する。
 - a) この法律第58条が定める権利、義務
 - b) 独立した請求を行うこと、又は原告側若しくは被告側について手続

- に参加することを許可されること。
2. 関連する権利、義務を有する者は、独立した請求を行う場合には、この法律第59条に定める原告の権利、義務を有する。
3. 関連する権利、義務を有する者は、原告側について手続に参加し又は権利のみを有する場合には、この法律第59条が定める原告の権利、義務を有する。
4. 関連する権利、義務を有する者は、被告側について手続に参加し又は義務のみを負う場合には、この法律第60条が定める被告の権利、義務を有する。

第62条 手続上の権利、義務の相続

1. 個人である当事者が手続参加中に死亡し、その権利及び財産が相続される場合には、相続人は手続に参加する。
2. 機関又は組織である当事者が、手続に参加中に活動終了、解散、統合、合併、分割、分離、又は組織変更した場合には、その手続上の権利、義務の承継は次のとおり確定する。
 - a) 活動を終了し、又は解散しなければならない組織が株式会社、有限責任会社又は合名会社である場合には、当該組織の構成員である個人、組織、又はその適法な代理人が手続に参加する。
 - b) 活動を終了し、又は解散しなければならない機関若しくは組織が国家機関、人民軍部隊、政治組織、社会政治組織、職能及び社会政治組織、社会組織、社会職能組織又は国営企業の場合は、それらの機関若しくは組織の上級機関の適法な代理人、又はその権利、義務を引き継ぐ任務を課された機関、組織の適法な代理人が手続に参加する。
 - c) 組織が統合、合併、分割、分離又は組織変更した場合には、その組織の権利、義務を引き継ぐ個人又は組織が手続に参加する。
3. 当事者が法人以外の組織で、その代理人又は管理人が手続参加中に死亡した場合には、当該組織は、他の者を手続に参加する代理人として指名しなければならない。；当該組織が活動を終了し、又は解散しなければならない場合には、その構成員である個人が手続に参加すること

第2節 手続のその他の参加者

第63条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人

1. 当事者の合法的権利及び利益の弁護人とは、当事者の合法的権利及び利益を援護するため、手続に参加することを当事者に依頼され、裁判所が許可した者である。
2. 次に掲げる者は、当事者の合法的権利及び利益の弁護人として活動することを裁判所が許可する。
 - a) 弁護士に関する法令の規定に従って手続に参加する弁護士
 - b) 完全な民事行為能力を有するベトナム市民であり、有罪判決を受けたことがなく、又は有罪判決を受けた後に犯罪歴を抹消された者で、医療施設送致、更生施設送致又は行政保護観察措置の行政処分を受ける場合に該当せず、裁判所、検察院又は警察部門の役人又は職員でない者
3. 当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、同一事件の1名以上の当事者の合法的権利及び利益が互いに対立しない場合に、それらの当事者を弁護することができる。当事者の合法的権利及び利益の複数の弁護人は、事件の当事者1名の合法的利益及び利益を共同して弁護することができる。

第64条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人の権利、義務

1. 訴えの提起時に、又は民事手続のいずれの段階でも、手続に参加すること。当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、裁判所が必要と認める場合に、監督審又は再審の公判期日に参加することができる。
2. 当事者の合法的権利及び利益を弁護するため、証拠を確認し、収集し、裁判所に提出すること、事件記録を検討し、メモを取り、及び事件記録の必要な書類を複写すること
3. 和解、公判期日に参加すること、又は当事者の合法的権利及び利益の弁論を書面ですること
4. この法律の規定に従い、当事者に代わって手続を行う者、他の手続

- 参加者の交代を請求すること
5. 当事者の合法的権利及び利益の弁護に関連する法律事項において、当事者を援助すること
 6. この法律第58条第2項m,q号及びr号が定める権利、義務

第65条 証人

事件の内容に関連する事実関係を知っている者は、裁判所に召喚され証人として手続に参加することができる。民事行為能力を喪失した者は、証人となることができない。

第66条 証人の権利、義務

1. 事件の解決に関連し、自己が入手したすべての情報、書類、物を提出すること
2. 事件の解決に関連して、自己が知っている事実関係を誠実に陳述すること
3. 自己の陳述が国家機密、職業上の秘密、企業秘密、若しくは個人的な秘密に関連する場合に、又は自己の陳述が自分の近い親族である当事者に不利益若しくは悪影響を与える場合に、陳述を拒否すること
4. 機関又は組織で就業している場合は、裁判所に召喚されたときに、又は証言をするときに職務を離れること
5. 法令が定める旅費及び他の手当を受けること
6. 手続に参加するときに、召喚した裁判所及び権限を有する国家機関に、自己の生命、健康、名誉、威厳、財産及びその他の合法的権利及び利益を擁護するよう請求すること；手続を行う者の手続上の行為について不服を申し立てること
7. 自己の虚偽の証言によって当事者又は他の者に及ぼした損害に対し、賠償を行い法律上の責任を負うこと
8. 公開の公判期日で証言しなければならない場合は、裁判所の召喚を受けて公判期日に出頭すること。証人が正当な理由なく公判期日に出頭せず公判を妨げた場合は、審理合議体は、証人を公判期日に引致する決定を発することができる。
9. 証人が未成年者である場合を除き、裁判所に対し自己の権利、義務を遂行する誓約をすること。虚偽の証言をし、虚偽の書類を提出し、証言することを拒否し、又は裁判所に召喚され正当な理由なく出頭しなかった証人は、法令が定める責任を負う。

第67条 鑑定人

鑑定人とは、鑑定が必要な物の分野において法令が定める必要な知識、経験を有する者で、問題となっている物の鑑定をするため、当事者間の合意に基づいて選任され又は1名以上の当事者の請求により裁判所に呼び出された者をいう。

第68条 鑑定人の権利、義務

1. 鑑定人は、次の権利、義務を有する。
 - a) 鑑定すべき物に関連する事件記録の書類を閲覧すること；鑑定に必要な書類の提供を裁判所に請求すること
 - b) 鑑定すべき物に関する事項について、法的手続の参加者に質問すること
 - c) 裁判所の召喚を受けて出頭し、誠実に根拠があり、客観的な方法で鑑定に関する質問に答え、鑑定結果を述べること
 - d) 鑑定すべき事項が自己の専門能力を超え、鑑定のために提供された書類が不適切又は使用不可能な場合は、裁判所に鑑定を行えない旨を書面で通知すること
 - dd) 受け取った書類を保存し、鑑定結果又は鑑定不可能に関する通知とともに当該書類を裁判所に返却すること
 - e) 鑑定のために書類を任意に収集しないこと、手続の他の参加者に連絡を取ることが鑑定結果に影響を与える場合には、他の参加者に連絡を取らないこと；鑑定中に知った秘密情報を公開しないこと、又は鑑定人を召喚した裁判官を除き、他の者に鑑定結果を知らせないこと
 - g) 法令が定める旅費及び他の手当を享受すること
 - h) 裁判所に対し自己の権利、義務を遂行する誓約をすること
2. 正当な理由なく鑑定結果を出すことを拒否する鑑定人、虚偽の鑑定

結果を出した鑑定人、又は裁判所から召喚され正当な理由なく出頭しなかった鑑定人は、法令が定める責任を負わなければならない。

3. 鑑定人は、次の場合には鑑定を拒否し、又は交代しなければならない。

- a) 鑑定人がこの法律第46条第1項及び3項に定める事由の一に該当する場合
- b) 鑑定人が同じ事件における当事者の合法的権利及び利益の弁護人、証人又は通訳人として手続に参加した場合
- c) 鑑定人が同じ事件の裁判官、人民参審員、検察官又は書記官として手続を行った場合

第69条 通訳人

通訳人とは、手続参加者がベトナム語を使用できない場合に、外国語をベトナム語に、及びその逆に翻訳できる者をいう。通訳人は、当事者間の合意で選任し、かつ、裁判所により容認され又は裁判所がその選任を求める。

第70条 通訳人の権利、義務

1. 通訳人は、次の権利、義務を有する。
 - a) 裁判所の召喚を受けて出頭すること
 - b) 誠実に、客観的に、かつ正確に通訳すること
 - c) 手続を行う者、参加者に通訳が必要な言葉を更に説明するよう求めること
 - d) 手続の他の参加者に連絡を取ることが通訳の信頼性、客観性及び正確性に影響を与える場合には、他の参加者に連絡を取ってはならない。
 - dd) 法令が定める旅費及び他の手当を享受すること
 - e) 裁判所に対し自己の権利、義務を遂行することを誓約すること
2. 故意に虚偽の翻訳をし、又は裁判所から召喚されたときに正当な理由なく出頭しない通訳人は、法令が定める責任を負う。
3. 通訳人は、次の場合には通訳することを拒否し、又は交代しなければならない。
 - a) この法律第46条第1項及び3項が定める場合の一に該当する場合
 - b) 同一事件の当事者の合法的権利及び利益の弁護人、証人又は鑑定人として手続に参加した場合
 - c) 裁判官、人民参審員、検察官又は書記官として手続を行った場合
4. 本条の規定は、聾啞者のための手話の通訳人にも適用する。

聾啞者の代理人又は親族のみがその手話を理解する場合は、裁判所は、当該代理人又は親族がその聾啞者の通訳人を務めることを容認することができる。

第71条 鑑定結果の報告若しくは通訳の拒否手続、又は鑑定人若しくは通訳人の交代請求手続

1. 公判期日前の鑑定結果報告若しくは通訳の拒否、又は鑑定人若しくは通訳の交代請求は、書面で行い、その理由を明記しなければならない。
2. 公判期日の鑑定結果報告若しくは通訳の拒否、又は鑑定人若しくは通訳の交代請求は、公判期日記録に記載しなければならない。

第72条 鑑定人、通訳人の交代決定

1. 公判期日前の鑑定人、通訳人の交代は、裁判所長官が決定する。
2. 公判期日中の鑑定人、通訳人の交代は、交代を請求されている者の意見を聴聞した後に審理合議体が決定する。審理合議体は、評議室で当該事項につき評議し、多数決で決定する。

鑑定人又は通訳人を交代しなければならない場合は、審理合議体は、公判期日を延期する決定を発する。他の鑑定人又は通訳人の請求は、この法律第67条及び69条の規定に従わなければならない。

第73条 代理人

1. 民事手続の代理人は、法定代理人及び任意代理人とする。
2. 民法が定める法定代理人は、代理権が法令の規定によって制限されている場合を除き、民事手続における法定代理人である。

他の者の合法的権利及び利益を擁護するため訴えを提起する個人、機

関及び組織は、民事手続において擁護される者の法定代理人でもある。
3. 民法が定める任意代理人は、民事手続の代理人である。；離婚事件については、当事者は他の者に民事手続において自己の代理を務める権限を与えてはならない。

第74条 代理人の権利、義務

1. 民事手続の法定代理人は、自己が代理する当事者の手続上の権利、義務を行使する。
2. 民事手続の任意代理人は、授權書の内容に従い、手続上の権利、義務を行使する。

第75条 代理人不許可の場合

1. 次の場合は、人は法定代理人を務めてはならない。
 - a) 代理される者と同一の事件の当事者であり、自己の合法的権利及び利益が、代理される者の権利及び利益と対立する場合
 - b) 他の当事者のために民事手続の法定代理人を務めており、その当事者の合法的権利及び利益が同一の事件の代理される者の合法的権利及び利益と対立する場合
2. 本条第1項の規定は、民事手続の任意代理人の場合にも適用する。
3. 裁判所、検察院若しくは警察部門の役人又は職員は、自分が所属する機関の代理人又は法定代理人として民事手続に参加する場合を除き、民事手続の代理人を務めてはならない。

第76条 民事手続の代理人指名

民事手続が行われる場合において、当事者がその民事行動能力を制限されているのに代理人を有さず、又はその法定代理人がこの法律第75条第1項に定める場合の一に該当するときは、裁判所は、裁判手続に参加する代理人を指名しなければならない。

第77条 民事手続における代理の終了

民事手続の法定代理人及び任意代理人は、民法の規定に従って代理を終了する。

第78条 民事手続における代理の終了の結果

1. 代理される者が成人になり、又は民事行動能力を回復し、法定代理が終了する場合は、当該者は、自分自身で民事手続に参加し、又はこの法律が定める手続に従って他の者に民事手続に参加する権限を与える。
2. 任意代理が終了する場合は、当事者又はその相続人は、自分自身で民事手続に参加し、又はこの法律が定める手続に従って他の者に手続に参加する権限を与える。

第7章 証明及び証拠

第79条 立証の義務

1. 自己の合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てる当事者は、当該請求に十分根拠があり、適法であることを証明する証拠を提出しなければならない。
2. 自分に対する他の者の請求に対し防御する当事者は、その防御に十分根拠があることを証明し、それを証明する証拠を提出しなければならない。
3. 公益、国益を保護するために訴えを提起し、又は他の者の合法的権利及び利益の擁護を裁判所に申し立てる個人、機関若しくは組織は、その訴え又は申立てに十分根拠があり、合法であることを証明する証拠を提出しなければならない。
4. 証明のための証拠提出が義務付けられているにもかかわらず証拠を提出せず、又は適切な証拠を提出しなかった当事者は、証明不能又は不適切な証拠の結果に対する責任を負う。

第80条 証明を要しない事実関係、事件

1. 次の事実関係、事件は、証明することを要しない。
 - a) 明白でだれもが知っており、裁判所が認めた事実関係、事件

- b) 法的に有効な判決若しくは決定、又は権限のある国家機関の有効な決定により認定された事実関係、事件
 - c) 書類に記載され、正当に公証され、又は認証された事実関係、事件
2. 一方の当事者がもう一方の当事者の提示した事実関係、事件を認め、又は否認しないときは、もう一方の当事者は証明しなくてもよい。
 3. 当事者が手続に参加する代理人を有している場合において、当該代理人が認めたときはその当事者が認めたものとみなす。

第81条 証拠

民事事件又は非訟事件の証拠とは、この法律の定める順序、手続に従って当事者、個人、機関若しくは組織が裁判所に提出し、又は裁判所が収集した事実に関するものであって、当事者の請求又は防御に十分根拠があり適法であるか否かを決定し、民事事件又は非訟事件の適切な解決に必要なその他の事実関係を決定するために裁判所が使用するものをいう。

第82条 証拠の出所源

証拠は、次の出所源から収集される。

1. 判読可能資料、可聴資料及び可視資料
2. 物
3. 当事者の陳述
4. 証人の証言
5. 鑑定結果
6. 現場検証記録
7. 習慣
8. 財産査定結果
9. 法令が定めるその他の出所源

第83条 証拠の認識

1. 内容が判読可能な資料は、適法に公証若しくは認証され、又は権限のある機関若しくは組織によって提供及び認定された原本又は謄本である場合に証拠とみなす。
2. 可聴、可視資料は、その資料の源を証明する書類又は録音、録画に関連する書類とともに提出された場合に証拠とみなす。
3. 証拠とみなすものは、原物でかつ民事事件又は非訟事件に関連していなければならない。
4. 当事者の陳述、証人の証言は、本条第2項の定めに従って書面、録音テープ、録音ディスク、録画テープ若しくは録画ディスクに記録された場合又は公判廷において口頭でなされた場合に証拠とみなす。
5. 鑑定結果は、鑑定が法令の定める手続に従って行われた場合に証拠とみなす。
6. 現場検証の記録は、検証が法令の定める手続に従って行われ、検証の参加者が署名した場合に証拠とみなす。
7. 習慣は、その習慣が存在する地方共同体が確認した場合に証拠とみなす。
8. 財産の査定結果は、査定が法令の定める手続に従って行われ、又は査定官の作成した書類が本条第1項の規定に遵守している場合に証拠とみなす。

第84条 証拠の提出

1. 裁判所による民事事件又は非訟事件の解決の過程において、当事者は、裁判所に証拠を提出する権利と義務を有する；当事者は、証拠を提出せず、又は証拠のすべてを提出しない場合は、法令が定める場合を除き、その結果に対する責任を負う。
2. 当事者による裁判所への証拠提出は、証拠提出受領記録に記載しなければならない。記録には、証拠の名称、形態、内容、特徴、複写数、ページ数及び受領時刻を明記し、提出者の署名若しくは指印、受領者の署名及び裁判所の押印を含まなければならない。記録は2部作成し、1部は事件記録に組み入れ、もう1部は、証拠を提出した当事者に交付する。
3. 当事者が裁判所に提出した少数民族の言語又は外国語による証拠は、適法に公証され、又は認証されたベトナム語の翻訳を添付しなければ

ならない。

第85条 証拠の収集

1. 民事事件又は非訟事件の記録に含まれた証拠が、当該事件の解決の十分な根拠にならないと思われる場合には、裁判官は当事者に追加の証拠提出を求める。
2. 当事者が自分自身で証拠を収集できず、証拠収集の申立てをした場合は、裁判官は証拠を収集するため、次の措置の1つ、又は幾つかを採ることができる。
 - a) 当事者、証人の陳述聴取
 - b) 鑑定人召喚
 - c) 財産の査定
 - d) 現場見分、検証
 - dd) 証拠収集の許可
 - e) 個人、機関又は組織に対する、民事事件又は非訟事件の解決に関連する判読可能資料、可聴資料、可視資料、又はその他の物提出の請求
3. 本条第2項 b, c, d, dd 号及び e 号が定める措置を採る場合には、裁判官はその理由及び裁判所の請求を明確にした決定を発しなければならない。

当事者は、裁判所の証拠収集措置の決定に対し不服を申し立てる権限を有する。不服申立ては、直ちに検察院に対して行わなければならない。検察院は、当事者の不服申立てに基づき、証拠を確認、収集することを裁判所に請求する権限を有し、公判期日への参加を検討する。

必要がある場合には、検察院は、控訴審、監督審、再審を申し立てる権利を行使するため、当事者、個人、機関、組織に、事件記録、書類、物の提出を請求することができる。

第86条 当事者の尋問

1. 裁判官は、当事者の陳述書が作成されていない場合又は陳述書の内容が不十分、不明確である場合にのみ、当事者を尋問する。当事者は、自ら陳述書を作成し、それに署名しなければならない。当事者が自ら陳述書を作成できないときは、裁判官が尋問する。当事者の尋問は、当事者が不十分に、不明確に陳述した事実関係についてのみ集中して行う。裁判官自身又は書記官が調書に当事者の陳述を記載する。裁判官は、裁判所の事務所内又は必要がある場合には裁判所の事務所外で、当事者を尋問する。
2. 当事者の尋問調書は、当該当事者に閲覧させ、又は読み聞かせ、かつ、当事者が署名又は指印しなければならない。当事者は、尋問調書の修正及び補足を請求ことができ、認証のために記録に署名又は指印する。調書は、尋問者、録取者が署名し、裁判所の捺印をする。調書のページが別々になっている場合は、各ページに署名をし、割印を押さなければならない。当事者の尋問調書が裁判所の事務所外で作成された場合は、陳述は証人、調書を作成した社、区、地区又は町の人民委員会若しくは警察署、又は調書を作成した機関若しくは組織が認証しなければならない。
3. この法律第57条第4項及び5項が定める場合の一における当事者の尋問は、当該当事者の適法な代理人の立会いの下で行わなければならない。

第87条 証人の尋問

1. 当事者が請求する場合又は必要と思われる場合には、裁判官は、裁

判所の事務所内外で証人を尋問することができる。

2. 証人尋問の手続は、この法律第86条第2項が定める当事者の尋問と同じである。
3. 満18歳未満の証人又は民事行為能力が制限された者の尋問は、その法定代理人又は後見人の立会いの下で行わなければならない。

第88条 対質

1. 当事者が請求する場合又は当事者若しくは証人の陳述に齟齬があると認められる場合には、裁判官は、当事者間、当事者と証人間、又は証人間において対質を行わせる。
2. 対質は、調書に記録し、対質の参加者が署名しなければならない。

第89条 現場見分、検証

1. 現場見分、検証は、現場見分、検証が必要な物の所在地の社級人民委員会、機関又は組織の代理人の立会いの下で裁判官が行い、当事者が見分、検証について知り、それに立ち合うように、事前に当事者に通知しなければならない。
2. 現場見分、検証は、調書に記録しなければならない。調書には、現場見分、検証の結果、場所を明記し、見分、検証を行った者が署名し、当事者が立ち合った場合には当事者、見分若しくは検証される物の所在地の社級人民委員会又は機関、組織の代理人及び見分、検証への参加を求められたその他の者が署名し、又は指印しなければならない。現場見分、検証調書完成後、見分、検証を行った者は、見分、検証が必要な物の所在地の社級人民委員会、機関又は組織の代理人に、認証のための署名及び捺印を請求しなければならない。

第90条 鑑定請求

1. 当事者の選択合意に基づき、又は1名以上の当事者の請求により、裁判官は、鑑定要求の決定を発することができる。鑑定要求の決定には、鑑定人の氏名、住所、鑑定の対象、鑑定が必要な事項及び鑑定結果が必要な具体的要件を明記しなければならない。
2. 鑑定要求の決定を受け取った鑑定人は、法令の規定に従って鑑定を実施しなければならない。
3. 鑑定結果が不十分、不明確又は法に違反すると思われる場合には、1名以上の当事者の請求により、裁判官は、追加鑑定又は再鑑定要求の決定を発することができる。再鑑定は、前回の鑑定を行った者又は法令に定める他の専門機関が実施できる。

第91条 偽造告発された証拠の鑑定要求

1. 証拠が偽造であると告発された場合は、その証拠の提出者は、当該証拠を取り下げることができる。取り下げない場合には、告発者は、この法律第90条に定める鑑定を裁判所に請求することができる。
2. 証拠の偽造に犯罪の兆候がある場合には、裁判所は、その証拠を権限ある犯罪調査機関に送付する。
3. 偽造証拠の提供者は、証拠の偽造により他の者に損害が発生した場合には、損害賠償をしなければならない。

第92条 財産の査定

1. 裁判所は、次の場合に紛争のある財産を査定する決定を発する。
 - a) 当事者の一人又は全員が請求した場合
 - b) 当事者が脱税又は訴訟費用削減の目的で低価格に合意した場合

2. 裁判所の決定に従って設立される価格評議会は、議長並びに金融機関及びその他の関連専門機関の代理人である構成員から構成される。価格評議会は、その構成員全員が出席したときのみ査定を行う。必要な場合には、査定を受ける財産の所在地の社級人民委員会の代理人が、査定への立会いを求められる。当事者は、事前に査定の時間及び場所の通知を受け、査定に参加し、意見を述べる権利を有する。査定財産の価格決定権は価格評議会にある。
3. 金融機関及びその他の関連専門機関は価格評議会に参加する職員を派遣し、彼らが任務を遂行するための条件を作る責任を負う。価格評議会の構成員に指名された者は、査定に全面的に参加しなければならない。
4. 査定は、調書に記録し、各構成員の意見及び当事者が参加した場合にはその各参加者の意見を明記しなければならない。価格評議会の決定は、構成員の過半数の投票が必要である。価格評議会の構成員、当事者及び証人は、査定調書に署名しなければならない。

第93条 証拠収集の囑託

1. 民事事件又は非訟事件の解決において、裁判所は、別の裁判所又は本条第4項が定める権限のある機関に、当事者、証人を尋問し、現場検証若しくは財産査定を実施し、又は証拠を収集し、民事事件若しくは非訟事件の事実関係を確認する他の措置の囑託決定を発することができる。
2. 囑託決定には、原告、被告の氏名、住所、紛争関係及び証拠収集のための特定された囑託業務を明記しなければならない。
3. 囑託決定を受けた裁判所は、当該決定を受け取ってから30日以内に特定の任務を遂行し、囑託決定を発した裁判所に結果を書面で通知する責任を負う。特定任務を実行できない場合には、その理由を明記した不実行の書面による通知を囑託決定を発した裁判所に送付しなければならない。
4. 証拠収集をベトナムの領土外で行わなければならない場合は、裁判所は、権限のあるベトナムの機関又はベトナムと司法供助協定に署名し、若しくはベトナムとともに本件に関する国際条約に加盟した外国の民事手続を行う機関を通じて、囑託手続を実施する。

第94条 個人、機関、組織への証拠提出の申立て

1. 当事者が、証拠収集のために必要な措置を採ったにもかかわらず自分自身で証拠を収集できない場合には、民事事件及び非訟事件の適切な解決のために、証拠収集を裁判所に申し立てることができる。
裁判所に証拠収集を申し立てる当事者は、証明すべき点、収集すべき証拠、自ら証拠を収集できない理由及び収集が必要な証拠を管理若しくは占有している個人、機関又は組織の氏名及び住所を明記した申立書を提出しなければならない。
2. 裁判所は、証拠を管理若しくは占有している個人、機関又は組織に、証拠を提出するよう直接又は書面で請求することができる。当該証拠を管理若しくは占有している個人、機関又は組織は、請求を受け取った日から15日以内に、裁判所が請求する証拠を完全に、かつ期限内に提出する責任を負う。

第95条 証拠保存

1. 証拠が裁判所に提出されたとき、当該証拠の保存は裁判所の責任である。
2. 証拠を裁判所に提出できない場合には、当該証拠の保存は、証拠の占有者の責任である。
3. 保存のために証拠を第三者に提出することが必要な場合には、裁判官は決定を發し、保存のための第三者への証拠提出調書を作成する。保存を引き受けた者は、調書に署名しなければならない。証拠保存に対する報酬を受ける権利を有し、証拠保存の責任を負う。

第96条 証拠調べ

1. 証拠調べは、客観的、包括的、適切かつ正確でなければならない。
2. 裁判所は証拠を1つずつ、かつ証拠間の関連を調べ、各証拠の正当性を確定しなければならない。

第97条 証拠の開示及び使用

1. 本条第2項に定める場合を除き、各証拠は、平等に公開し、使用しなければならない。
2. 裁判所は、国家機密、国民の醇風美俗、職業上の秘密、企業秘密又は当事者の正当な請求により個人の私生活の秘密に関連する証拠を公開しない。
3. 手続を行う者及び手続参加者は、本条第2項の規定に従って、非公開に分類された証拠を法令の定めるとおり秘匿しなければならない。

第98条 証拠保全

1. 証拠が破壊されつつある、破壊される危険がある、又は将来収集が困難になる場合には、当事者は証拠を保全するために必要な措置の適用の決定を裁判所に申し立てる申立書を提出することができる。裁判所は、封印、保管、写真撮影、録音、ビデオ録画、修復、検査、調書作成及びその他の措置を含む1つ以上の措置の適用を決定することができる。
2. 証人が証拠を提出しないよう、又は虚偽の証拠を提出するよう脅迫を受け、制御され、又は買収された場合に、裁判所は証人を脅迫し、制御し、又は買収した者にその行為を強制的に終了する決定を發する権利を有する。脅迫、制御又は買収行為に犯罪の兆候が見られる場合は、裁判所はその刑事責任の検討を検察院に申し立てる。

第8章 緊急保全処分

第99条 緊急保全処分の適用請求権

1. 民事事件の解決において、当事者、その適法な代理人又はこの法律第162条第1項及び2項に定める他の者の合法的権利及び利益を擁護するために事件を提訴する機関、組織は、回復不能の損害を回避し、又は判決の執行を保障するため、受訴裁判所に対し、この法律第102条に定める1つ以上の緊急保全処分を適用して、当事者の緊急な申立てを一時的に解決し、証拠の現状を維持して証拠を保全するよう申し立てる権限を有する。
2. 直ちに証拠を保全し、又は起こり得る重大な結果を防ぐことが必要である緊急な場合に、関係する個人、機関又は組織は管轄裁判所に訴えの申立書を提出すると同時に、この法律第102条が定める緊急保全措置の適用の決定発付を当該裁判所に申し立てることができる。
3. 裁判所は、この法律第119条が定める場合にのみ職権で緊急保全処分を適用する決定を發付する。

第100条 緊急保全処分の適用、変更又は取消決定権

1. 公判期日前の緊急保全処分の適用、変更、取消は、裁判官が検討し、決定する。
2. 公判期日中の緊急保全処分の適用、変更、取消は、審理合議体が検討し、決定する。

第101条 緊急保全処分の不適切な適用に対する責任

1. 緊急保全処分の適用を裁判所に申し立てる者は、当該申立てに対す

る法律上の責任を負う。緊急保全処分の適用に関する申立てが不適切になされ、その結果、緊急保全処分が適用された者又は第三者に損害が発生した場合には、その賠償をしなければならない。

2. 裁判所が緊急保全処分を不適切に適用し、その結果、当該処分を受けた者又は第三者に損害が発生した場合には、裁判所は次の場合に損害を賠償しなければならない。
 - a) 裁判所が職権で緊急保全処分を適用した場合
 - b) 裁判所が、個人、機関又は組織が申し立てた緊急保全処分以外のものを適用した場合
 - c) 裁判所が、個人、機関又は組織の申立ての範囲を超えた緊急保全処分を適用した場合

第102条 緊急保全処分

1. 未成年者の世話、養育、保護及び教育をする個人又は組織を任命
2. 扶養義務の一部事前履行強制
3. 生命、健康が侵害された個人に対する損害賠償義務の一部事前履行強制
4. 被雇用者に発生した労災又は職業上の病気に対する雇用者の給与、報酬、損害賠償又は手当の前払い強制
5. 被雇用者解雇の決定執行停止
6. 紛争のある財産の差押え
7. 紛争のある財産の財産権譲渡の禁止
8. 紛争のある財産の現状変更の禁止
9. 付属農作物又は他の生産物、商品の収穫、販売の許可
10. 銀行、その他の信用機関、国庫の口座凍結、預託場所の財産凍結
 11. 債務者の財産凍結
 12. 当事者に対し、特定の行為の禁止又は強制
 13. 法令が定めるその他の緊急保全処分

第103条 未成年者の世話、養育、保護、教育する個人又は組織への引渡し

未成年者の世話、養育、保護、教育する個人又は組織への引渡しは、事件の解決が後見人を有しない未成年者に関連する場合に適用する。

第104条 扶養義務の一部事前履行強制

扶養義務の一部の事前履行強制は、事件の解決が十分に根拠のある扶養に関する申立てに関連しており、扶養義務の一部を直ちに事前遂行しなければ、扶養を受ける権限のある者の健康、生命に影響を与える場合に適用する。

第105条 健康、生命への侵害に対する損害賠償義務の一部事前履行強制

健康又は生命への損害賠償義務の一部事前履行強制は、事件の解決が、健康又は生命への損害賠償に関する申立てに関連しており、当該申立てに十分根拠があり、必要であると思われる場合に適用する。

第106条 被雇用者に発生した労災又は職業上の病気に対する、雇用者の給与、報酬、損害賠償又は手当の前払い強制

被雇用者に発生した労災又は職業上の病気に対する給与、報酬、損害

賠償又は手当の前払いを雇用者に強制することは、事件の解決が労災若しくは職業上の病気に対する給与、報酬、損害賠償又は手当の支払に関する申立てに関連しており、当該申立てに十分根拠があり、必要であると思われる場合に適用する。

第107条 被雇用者解雇の決定執行停止

被雇用者解雇の決定執行停止は、事件の解決が被雇用者の解雇に関連しており、解雇の決定が違法で、被雇用者の生命に重大な影響を及ぼすと思われる場合に適用する。

第108条 紛争のある財産の差押え

1. 紛争のある財産の差押えは、事件の解決において、紛争のある財産の占有者が財産の分散又は損壊行為を行っているという根拠がある場合に適用する。
2. 差押え財産は、裁判所の決定が出されるまで、判決執行機関の事務所に保管、保存され、又は当事者の一人又は第三者にその管理を書面にて任命する。

第109条 紛争のある財産の財産権譲渡禁止

紛争のある財産の財産権譲渡禁止は、事件の解決において紛争のある財産を占有又は保管している者が、当該財産の財産権を他の者に譲渡しているという根拠がある場合に適用する。

第110条 紛争のある財産の現状変更禁止

紛争のある財産の現状変更禁止は、事件の解決において、紛争のある財産を占有又は保管している者が、当該財産を分解、組立、拡大又はその他の行為を行い、財産の現状を改ざんしているという根拠がある場合に適用する。

第111条 付属農作物又は他の生産物、商品の収穫、販売の許可

付属農作物又は他の生産物、商品の収穫及び販売許可は、事件の解決において、紛争のある財産が、付属農作物又は他の生産物、商品に関連しており、それが収穫時期にあり、又は長期間保存できない場合に適用する。

第112条 銀行、その他の信用機関、国庫の口座凍結

銀行、その他の信用機関、国庫の口座凍結は、事件の解決において、債務者が銀行、その他の信用機関又は国庫に口座を有しており、この措置の適用が事件の解決又は判決執行を保障するために必要である場合に適用する。

第113条 預託場所の財産凍結

預託場所の財産凍結は、事件の解決において債務者が財産を預託していることを示す根拠があり、かつ事件の解決を保障し、又は判決の執行を保障するため、この措置の適用が必要であることを示す根拠がある場合に適用する。

第114条 債務者の財産凍結

債務者の財産凍結は、事件の解決において債務者が財産を有していることを示す根拠があり、かつ事件の解決を保障し、又は判決の執行を保障するため、この措置の適用が必要であることを示す根拠がある場合に適用する。

第115条 特定の行為の禁止又は強制

特定の行為の禁止又は強制は、事件の解決において当事者又は個人、機関、組織による特定の行為の不履行又は履行が、事件の解決又は裁判所が解決する事件に関与する他の者の合法的権利及び利益に影響を与えることを示す根拠がある場合に適用する。

第116条 他の緊急保全処分の適用

法令が定める場合に、裁判所はこの法律第102条第1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11号及び12号に定める以外の緊急保全

処分を適用することができる。

第117条 緊急保全処分の適用手続

1. 裁判所に緊急保全処分の適用を申し立てる者は、管轄裁判所に申立書を提出しなければならない。その申立書には次の主要な内容を含んでいなければならない。

- a) 申立日
- b) 緊急保全処分適用の申立人の氏名及び住所
- c) 緊急保全処分の適用を受ける者の氏名及び住所
- d) 紛争の内容又は自己の合法的権利及び利益を侵害する行為の要約
- dd) 緊急保全処分適用の申立ての理由
- e) 適用すべき緊急保全処分及び特定条件

緊急保全処分の適用の申立てに応じて、申立人は当該緊急保全処分の適用の必要性を証明する証拠を裁判所に提供しなければならない。

2. この法律第99条第1項が定める緊急保全処分の適用が申し立てられた場合に、事件解決の担当裁判官は申立てを検討し、解決しなければならない。申立人が担保措置を採らなくてもよいときは申立書受理後3日以内に、又は申立人がこの法律第120条に定める担保措置を採ったときはその直後に、裁判官は緊急保全処分を適用する決定を発しなければならない。；申立てを却下する場合は、裁判官はその理由を明記し、申立人に書面で通知する。

審理合議体が公判期日に緊急保全処分の適用の申立書を受け取った場合は、審理合議体は直ちに、又は申立人がこの法律第120条に定める担保措置を完了した後に検討し、緊急保全処分適用の決定を発する。

3. この法律第99条第2項に定める緊急保全処分の適用が申し立てられた場合は、訴えの申立書及び添付の証拠とともに申立書を受領後、裁判所長官は申立てを受領し、解決する裁判官1名を指名する。申立書を受領後48時間以内に、裁判官は検討し、緊急保全処分を適用する決定を発する。；申立書を却下する場合は、裁判官はその理由を明記し、申立人に書面で通知しなければならない。

4. この法律第102条第10項及び111項に定める緊急保全処分を適用する場合は、緊急保全処分の適用を受ける者が履行すべき財産義務と同額の銀行口座又は財産の凍結のみが許可される。

第118条 他の者の権利及び利益を擁護するために訴えを提起する機関又は組織による緊急保全処分適用の提案

この法律第162条第1項及び2項に定める他の者の権利及び利益を擁護するために訴えを提起する機関、組織は、緊急保全処分適用の理由、適用すべき緊急保全処分、擁護すべき合法的権利及び利益を有する者の氏名及び住所、緊急保全処分の適用が申し立てられている者の氏名及び住所、紛争の内容又は当事者の合法的権利及び利益の侵害行為の要約及びその提案が十分根拠があり適法であることを証明する証拠を明記して、書面で緊急保全処分の適用を裁判所に提案する。

第119条 裁判所の職権による緊急保全処分適用の決定発付

裁判所は、当事者が緊急保全処分の適用を申し立てない場合に、職権でこの法律第102条第1, 2, 3, 4号及び5号が定める緊急保全処分を適用する決定を発する。

第120条 担保措置の強制適用

1. この法律第102条第6, 7, 8, 10号及び111号が定める緊急保全処分の1つの適用を裁判所に申し立てる者は、裁判所が定める金額、貴金属、宝石又は証券を預託しなければならない。その額は、緊急保全処分の適用を受ける者の利益を擁護し、申立人による緊急保全処分の適用の申立権乱用を防ぐために、債務者の履行すべき財産義務と同額でなければならない。

この法律第99条第2項が定める場合は、本条が定める担保措置の適用の期限は、申立書提出後48時間を超えてはならない。

2. 預託金、貴金属、宝石又は証券は、緊急保全処分の適用を決定した裁判所の本庁が所在する場所の銀行の凍結口座に、裁判所が定める期限内に預託しなければならない。

担保措置が祝日又は週末に採られたときは、預託金は裁判所で保管する。裁判所は、預託金の引渡し及び受領の手続を実施し、次の営業日に直ちに銀行に当該預託金を預けなければならない。

第121条 緊急保全処分の変更、追加適用

適用された緊急保全処分が既に適切でなくなり、変更が必要であると思われる場合又は他の緊急保全処分を追加適用しなければならない場合に、緊急保全処分の変更手続又は他の緊急保全処分の追加適用手続はこの法律第117条の規定に従う。

第122条 緊急保全処分の適用の取消

1. 裁判所は、次の場合の一において直ちに適用した緊急保全処分を取り消す決定を発する。

- a) 緊急保全処分の適用を申し立てた者が取消しを求めた場合
- b) 緊急保全処分の適用に関する決定を執行する義務を有する者が、担保として財産を預け、又は他の者が申立人に対する義務履行を担保する措置を採った場合
- c) 債務者の民事義務が民法の定めに従って終了した場合

2. 緊急保全処分の適用を取り消す場合に、裁判所は取消を検討し、緊急保全処分の適用を申し立てた者にこの法律第120条が定める担保金、貴金属、宝石又は証券を返却することを許可しなければならない。ただし、この法律第101条第1項が定める場合を除く。

第123条 緊急保全処分の適用、変更又は取消決定の効力

1. 緊急保全処分の適用、変更又は取消の決定は、直ちに効力を発する。

2. 裁判所は、緊急保全処分の適用、変更、取消に関する決定を発付し、その発付後直ちに、緊急保全処分の申立人、緊急保全処分の適用を受ける者、関連する個人、機関、組織、権限のある民事判決執行機関及び同級の検察院に決定を送付しなければならない。

第124条 緊急保全処分の適用、変更、取消の有無の決定に対する不服、異議の申立て

当事者は、事件を解決する管轄裁判所の長官に対し、当該裁判所の裁判官による緊急保全処分の適用、変更若しくは取消の決定又は当該決定の不発付について、不服を申し立てる権利を有し、検察院は異議を申し立てる権利を有する。不服申立て又は異議申立てをする期限は、緊急保全処分の適用、変更若しくは取消決定又は当該決定の不発付に関する裁判官の回答の受領後3営業日である。

第125条 緊急保全処分の適用、変更、取消の決定又は不適用、不変更、不取消に関する不服申立て及び異議申立て

1. 裁判所長官は、この法律第124条に定める不服申立て及び異議申立てを、その受領後3営業日以内に検討し、解決しなければならない。
2. 不服申立て、異議申立ての解決に関する裁判所長官の決定は、最終的判断であり、この法律第123条第2項の定めにより直ちに発付し、又は交付しなければならない。
3. 公判期日中、不服申立て又は異議申立ての解決は、審理合議体が管轄する。不服申立て又は異議申立ての解決に関する審理合議体の決定は最終的判断である。

第126条 緊急保全処分の適用、変更又は取消に関する決定の執行

1. 緊急保全処分の適用、変更又は取消の決定は、民事判決執行に関する法令に従って執行する。
2. 所有権が登録された財産に関する緊急保全処分の適用が決定されたときは、当事者は、所有権登録を管理する機関に決定の謄本を提出する義務を有する。

第9章 訴訟費用、手数料及びその他の手続費用

第1節 訴訟費用及び手数料

第127条 訴訟費用の前金、手数料の前金、訴訟費用及び手数料

1. 訴訟費用の前金は、第一審訴訟費用の前金及び控訴審の訴訟費用の前金を含む。
2. 訴訟費用は、第一審訴訟費用及び控訴審の訴訟費用を含む。
3. 手数料は、判決、決定又は裁判所の他の書類の謄本の交付費用、民事非訟事件の解決を裁判所に求める申立費用、民事非訟事件の解決手数料及び法令が定めるその他の手数料を含む。

第128条 集金した訴訟費用の前金、手数料の前金、訴訟費用及び手数料の処理

1. 集金した訴訟費用及び手数料はすべて、国庫の国家予算に全額期限内に入金しなければならない。
2. 訴訟費用の前金及び手数料の前金は、国庫に開設した保管口座に預託するため権限のある判決執行機関に提出し、裁判所の決定に基づいて判決執行のために引き出す。
3. 訴訟費用又は手数料を前納した者が、当該費用、手数料を負担しなければならない場合は、判決又は決定が効力を生じた後直ちに、集金した前金を国家予算に入金しなければならない。
訴訟費用、手数料を前納した者が、判決又は決定に基づいてその支払った金額の一部又は全額の払戻しを受ける権限を有する場合は、訴訟費用の前金又は手数料の前金を集金した判決執行機関が返金の手続を実施しなければならない。
4. 民事事件又は非訟事件の解決が停止したときは、既に前納された訴訟費用、前納された手数料は、民事事件又は非訟事件の解決が再開したときに処理する。

第129条 訴訟費用の前金、手数料の前金、訴訟費用及び手数料の集金及び支出方法

訴訟費用の前金、訴訟費用、手数料の前金及び手数料の集金並びに訴訟費用の前金及び手数料の前金の支出は法令に従わなければならない。

第130条 訴訟費用及び手数料の前納義務

1. 原告、原告に対して反訴を提起した被告及び民事事件において独立した請求を行った関連する権利、義務を有する者は、第一審訴訟費用を前納しなければならない。控訴人は、控訴審訴訟費用を前納しなければならない。ただし、訴訟費用の支払いを免除され、又は訴訟費用の前金を支払わなくてもよい場合を除く。
2. 民事非訟事件の解決を裁判所に求める申立てをした者は、当該民事

非訟事件の解決のための手数料を前納しなければならない。ただし、手数料の前金を支払わなくてもよい場合を除く。

第131条 第一審訴訟費用の支払義務

1. 当事者は、その申立てが裁判所に認容されなかった場合は、第一審訴訟費用を負担しなければならない。ただし、第一審訴訟費用の支払いを免除され、又は当該費用を支払わなくてもよい場合を除く。
2. 当事者が共有財産の自己の持分を自分自身で確定することができず共有財産分割の解決を裁判所に求めた場合は、各当事者は、自己が享受する財産の持分の価額に相当する第一審訴訟費用を支払わなければならない。
3. 公判期日前に裁判所が和解を実施し、当事者が事件の解決について相互に合意に達した場合には、当事者は本条第1項及び2項が定める第一審訴訟費用の50パーセントを負担しなければならない。
4. 離婚事件の原告は、裁判所が申立てを受理するか否かにかかわらず、第一審訴訟費用を支払わなければならない。両当事者が協議離婚に合意した場合は、各当事者は第一審訴訟費用の半額を負担しなければならない。
5. 事件の一方の当事者が第一審訴訟費用を免除されている場合においても、他方の当事者は、本条第1、2、3項及び4項に基づき、第一審訴訟費用を支払わなければならない。
6. 訴訟が中止した場合は、第一審訴訟費用の支払義務は、本条第1、2、3、4項及び5項の規定に従って、事件の解決が再開したときに決定する。

第132条 控訴審訴訟費用の支払義務

1. 控訴された第一審の判決又は決定が控訴審裁判所に支持された場合は、控訴人は控訴審訴訟費用を支払わなければならない。ただし、控訴審訴訟費用を免除され、又は当該費用を支払わなくてもよい場合を除く。
2. 控訴された第一審の判決又は決定が控訴審裁判所によって修正された場合は、控訴人は、控訴審訴訟費用を支払わない。控訴審裁判所は、この法律第131条の定めに従い、第一審訴訟費用の支払義務を再度確定しなければならない。
3. 控訴審裁判所が第一審の再審のために控訴された第一審の判決又は決定を破棄した場合は、控訴人は控訴審訴訟費用を支払う義務を負わない。訴訟費用の支払義務は事件の再審のときに再確定する。

第133条 手数料の支払義務

手数料の支払義務は民事非訟事件の具体的な種類により決定し、法令で規定する。

第134条 訴訟費用及び手数料の具体的規定

訴訟費用、各種の具体的事件に適用する訴訟費用の水準、手数料の種類、具体的手数料の水準、訴訟費用の前金若しくは手数料の前金が免除され、若しくは支払わなくてよい場合、訴訟費用若しくは手数料が免除され、若しくは支払わなくてよい場合又はこの法律が定めていない訴訟費用及び手数料に関するその他の具体的事項は、国会常任委員会が定める。

第2節 その他の手続費用

第135条 鑑定費用の前金、鑑定費用

1. 鑑定費用の前金とは、裁判所の決定に基づき鑑定を実施することを裁判所に求められた組織又は個人が見積もった総額である。
2. 鑑定費用とは、鑑定のために費やす正当かつ必要な総額であり、法令に基づき鑑定を実施する組織又は個人が計算する。

第136条 鑑定費用の前金の支払義務

1. 鑑定の前金とは、当事者間で別段の合意をした場合又は法令に別段の定めがある場合を除き、鑑定費用の前金を支払わなければならない。
2. 当事者が鑑定機関の選任に合意し、又は同じ物の鑑定を共同で申し

立てた場合は、各当事者は、当事者間で別段の合意をした場合又は法令に別段の定めがある場合を除き、鑑定費用の前金の半額を支払わなければならない。

第137条 支払済み鑑定費用前金の処理

1. 鑑定費用を前納した者が鑑定費用を支払わなくてよい場合は、裁判所の決定に基づき鑑定費用を支払わなければならない者が鑑定費用を支払った者に返金しなければならない。
2. 鑑定費用の前金を支払った者が鑑定費用を支払う義務を有し、支払った前金を実際の鑑定費用に満たない場合は、当該者は不足額を支払わなければならない。前納額が実際の鑑定費用を超える場合は、超過分は、前納した者に返金する。

第138条 鑑定費用の支払義務

当事者間に別段の合意がない場合又は法令に別段の定めがない場合は、鑑定費用の支払義務は、次のように定める。

1. 鑑定結果により鑑定の上立てに根拠がないと証明された場合は、鑑定を申し立てた者が鑑定費用を支払わなければならない。
2. 鑑定結果により鑑定の上立てに十分根拠があると証明された場合は、鑑定の上立てを容認しなかった者が鑑定費用を支払わなければならない。

第139条 査定費用の前金、査定費用

1. 査定費用の前金とは、裁判所の決定に基づき行われる査定の評価委員会が見積もった総額である。
2. 査定費用とは、査定のために支払う正当かつ必要な総額であり、法令に基づき査定委員会が計算する。

第140条 査定費用前納義務

1. 査定を請求する者は、当事者間で別段の合意をした場合又は法令に別段の定めがある場合を除き、査定費用を前納しなければならない。
2. 当事者が価格に合意できず、査定の実施を裁判所に求める場合又はこの法律第92条第1項b号に定める場合は、各当事者は査定費用の半額を支払わなければならない。

第141条 支払済み査定費用前金の処理

1. 査定費用を前納した者が査定費用を支払わなくてよい場合は、裁判所の決定に基づき査定費用を支払う義務を負う者が査定費用を前納した者に返金しなければならない。
2. 査定費用を前納した者が査定費用を支払う義務を負い、前納額が実際の査定費用に満たない場合は、当該者は不足額を支払わなければならない。前納額が実際の査定費用を超える場合は、超過分は前納した者に返金する。

第142条 査定費用の支払義務

当事者に別段の合意がない場合又は法令に別段の定めがない場合は、査定費用の支払義務は、次のように定める。

1. 査定結果により査定の上立てに根拠がないと証明された場合は、査定を申し立てた者が査定費用を支払わなければならない。
2. 査定結果により査定の上立てに十分根拠があると証明された場合は、査定の上立てを容認しなかった者が査定費用を支払わなければならない。
3. 当事者が価格について合意できず、査定の実施を裁判所に申し立てた場合は、各当事者が査定費用の半額を支払わなければならない。
4. 裁判所がこの法律第92条第1項b号に定める査定に関する決定を発した場合は、
 - a) 査定結果により、裁判所の査定決定に十分根拠があると証明された場合は、各当事者が査定費用の半額を支払わなければならない。
 - b) 査定結果により、裁判所の査定決定に根拠がないと証明された場合は、裁判所が査定費用を支払う。
5. 共有財産の分割のために査定が行われた場合は、当該財産の持分を受け取った各者が、受け取った財産額に比例した査定費用を負担しな

なければならない。

第143条 証人費用

1. 当事者が、正当かつ実際の証人費用を負担する。
2. 証人の証言が真実であるが当該証人の召喚を求めた者の要求に反する場合は、証人の召喚を求めた者が証人費用を負担しなければならない。証人の証言が真実であり、当該証人の召喚を求めた者の要求に適合している場合は、その費用は証人の召喚を申し立てた者と独立した申立てをしている当事者が負担しなければならない。

第144条 通訳費用及び弁護士費用

1. 通訳費用とは、民事事件又は非訟事件の解決において通訳人に支払う総額であり、当事者及び通訳が合意した額又は法令が定める額である。
2. 弁護士費用とは、弁護士に支払う総額であり、当事者と弁護士が弁護士事務所の規定範囲内で、かつ法令に従って合意した額である。
3. 通訳費用又は弁護士費用は、当事者が別段の合意をした場合を除き、当該通訳人又は弁護士を求めた者が負担する。
4. 裁判所が通訳を求めた場合は、通訳費用は裁判所が支払う。

第145条 他の手続費用の具体的規定

鑑定、査定の特別費用及び証人、通訳人、弁護士の具体的費用は、国会常任委員会が定める。

第10章 手続書類の交付、送達及び通知

第146条 手続書類の交付、送達又は通知義務

裁判所、検察院及び判決執行機関は、この法律の規定に従って、手続書類を当事者、手続の他の参加者及び関連する個人、機関、組織に交付し、送達し、又は通知する義務を負う。

第147条 交付、送達又は通知すべき手続書類

1. 裁判所の判決及び決定
2. 訴状、控訴状、異議決定書
3. 民事手続の通知書、召喚状、案内状
4. 訴訟費用の前金、手数料の前金、訴訟費用、手数料及び他の手数料の集金領収書
5. 法令が定めるその他の手続書類

第148条 手続書類の交付、送達又は通知を行う者

1. 手続書類の交付、送達又は通知は、次の者が行う。
 - a) 手続書類の交付、送達若しくは通知を課された民事手続を行う者又は手続書類発付機関の者
 - b) 民事手続の参加者が居住する場所の社級人民委員会又は裁判所が請求する場合は民事手続の参加者が就業する場所の機関又は組織
 - c) 当事者、その代理人又はこの法律に定める場合の当事者の合法的権利及び利益の弁護人
 - d) 郵便配達人
 - dd) 法令が定める別の者
2. 交付、送達若しくは通知の実施を義務付けられているのにその責任を適切に履行しなかった者は、その不履行の性質及び重大性に応じて懲戒処分を受け、行政処分を受け、又は刑事責任を追求される。；損害を引き起こした場合は、法令に従って、その賠償をしなければならない。

第149条 手続書類の交付、送達又は通知方法

手続書類の交付、送達又は通知は、次の方法で行わなければならない。

1. 交付、送達又は通知は、直接に、又は郵便で、又は権限のある第三者が行う。
2. 公示
3. マス・メディアで公表

第150条 手続書類の交付、送達又は通知の効力

1. この法律に従って行われた手続書類の交付、送達又は通知は、有効とみなす。
2. 手続書類の交付、送達又は通知をする義務を負う者はこの法律の規定に従わなければならない。

交付し、送達し、又は通知した手続書類の執行義務を負う者はそれらを厳正に執行しなければならない。その執行ができなかった場合又はその執行が不適切な場合は、その不執行の性質及び重大性に応じて、行政処分を受け、又は刑事責任を追求される。；損害を引き起こした場合には、法令に従ってその賠償をしなければならない。

第151条 直接交付、送達又は通知の手続

手続書類の交付、送達又は通知を行う者は、関連手続書類をその交付、送達又は通知する対象の者に直接手渡さなければならない。後者は、手続書類の交付及び受領を記載する記録又は記録簿に署名しなければならない。手続期限の起算日は、後者が手続書類の発行、交付、又は通知を受けた日とする。

第152条 個人への直接交付、送達又は通知手続

1. 手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者が個人であるときは、手続書類は直接その者に手渡さなければならない。
2. その者が不在である場合には、手続書類は、完全な民事行為能力を有し、その者とともに住んでいる親族に手渡し、書類をその者に個人的に手渡すことを誓約するよう当該親族に求めることができる。共同生活する親族が書類の受領の署名をした日が、交付、送達又は通知日とみなす。

その者が完全な民事行為能力を有し、共同生活する親族を有さない場合、又は親族がその者の代わりに手続書類を受領することを拒否した場合は、当該手続書類はその者の住民集団指導者、村長又は部落長（以下まとめて「住民集団指導者」という）又は手続書類を交付し、送達し、若しくは通知する対象の者が居住する社、区、若しくは地区の人民委員会又は警察署に手渡し、直接書類をその者に手渡すよう求めることができる。

3. 交付、送達又は通知が他の者を通して行われた場合は、交付者、送達者又は通知者は、書類を交付又は通知する対象の者の不在、手続書類を受け取った者、理由、手渡日時、手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者と手続書類を受け取った者との関係及び前者に書類を直接手渡すという後者の誓約を明記した記録を作成しなければならない。記録には手続書類の手渡しを引き受けた者、交付者、送達者又は通知者及び証人が署名しなければならない。

4. 手続書類を発行し、交付し又は通知する対象の者が新しい住所に引っ越した場合は、書類はその新しい住所に基づいて交付し、送達し、又は通知しなければならない。
5. 手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者が不在であり、その帰宅時又は所在地が分からない場合は、交付者、送達者又は通知者は交付、送達又は通知不能に関する記録を作成し、これに情報を提供した者が署名する。
6. 手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者が当該書類の受領を拒否した場合は、交付者、送達者又は通知者はその理由を明記した記録を作成し、手続書類の受領の拒否に関して住民集団指導者、社/区/地区の人民委員会又は警察署の認証を受ける。

第153条 機関、組織への直接交付、送達又は通知手続

手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者が機関又は組織である場合は、手続書類はその法定代理人又はその受領の責任を負う者に直接手渡さなければならない。その者は受領書に署名しなければならない。手続書類を交付し、送達し、又は通知した対象の機関又は組織が手続書類を受領する代理人を有する場合は、当該者がその受領の署名をする。受領署名日が交付、送達又は通知日とみなされる。

第154条 公示手続

1. 手続書類の公示は、手続書類を交付し、送達し、若しくは通知する対象の者の所在が分からない場合又は直接交付、送達若しくは通知ができない場合にのみ実施する。
2. 手続書類の公示は、裁判所が直接に、又は裁判所の授権により手続書類を交付し、送達し、若しくは通知する対象の者が居住し、若しくは最後に居住した場所の社級人民委員会が、次の手続に従って実施する。
 - a) 裁判所の事務所又は書類を交付し、送達し、若しくは通知する対象の者が居住し、若しくは最後に居住した場所の社級人民委員会の事務所に手続書類の原本を掲示する。
 - b) 書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者の住居又は最後の住居にその謄本を掲示する。
 - c) 公示日を明記した公示手続に関する記録を作成する。
3. 手続書類の公示期間は、掲示日から15日間である。

第155条 マス・メディアでの公表手続

1. マス・メディアでの公表は、法令が定める場合又は公示により手続書類を交付し、送達し、又は通知する対象の者が当該書類に関する情報を得ることが保障されないと信ずる根拠がある場合にのみ実施される。

マス・メディアでの公表は、他の当事者が請求した場合に実施することができる。マス・メディアでの公表費用は、公表の請求者が負担する。
2. マス・メディアでの公表は、中央の日刊紙に3回連続して掲載し、かつ中央のラジオ局又はテレビ局で3日間連続して3回放送する。

第156条 手続書類の交付、送達又は通知の結果通知

手続書類を交付し、送達し又は通知する者が、裁判所、手続書類発行機関又はその職員でない場合は、当該者は、手続書類の交付、送達又は通知の結果を裁判所又は手続書類の発行機関に通知しなければならない。

第11章 手続期限

第157条 手続期限

1. 手続期限とは、手続を行う者、手続の参加者又は関係する個人、機関若しくは組織が、この法律の定める手続上の行為を遂行する起点と終点で確定される時間の期限である。
2. 手続期限は、時間、日、週、月、年、又は起り得る出来事で確定することができる。

第158条 民法の期限に関する規定の適用

この法律の手続期限計算方法、手続期限の規定、手続期限の始期及び終期は、民法の対応する規定に従う。

第159条 提訴期限、申立時効

1. 提訴時効とは、対象者が侵害された自己の合法的権利及び利益を擁護するために、民事事件の解決を裁判所に申し立てる訴えを提起する権利を有する期限である。この期限を徒過したときは、法令に別段の定めがある場合を除いて、対象者は提訴する権利を喪失する。
2. 申立時効とは、対象者が個人、機関又は組織の合法的権利及び利益、公益、国益を擁護するために民事非訟事件の解決を裁判所に申し立てる権利を有する期限である。この期限を徒過したときは、法令に別段の定めがある場合を除いて、対象者は申立権を喪失する。
3. 法令が提訴又は申立ての時効を別段に定めない場合は、それらの時効は次のとおり定める。
 - a) 裁判所に民事事件の解決を申し立てる提訴時効は、個人、機関又は組織の合法的権利及び利益、公益又は国益が侵害された日から2年間である。
 - b) 民事非訟事件の解決を裁判所に申し立てる時効は、申立権が発生した日から1年間である。

第160条 時効に関する民法の規定の適用

時効に関する民法の規定は、民事手続に適用する。

第2部 第一審裁判所の事件解決手続

第12章 事件の提訴及び受理

第161条 提訴権

個人、機関及び組織は、自分自身で又はその適法な代理人を通じて（以下まとめて「訴訟人」という。）、自己の合法的権利及び利益の擁護を求めるため、管轄裁判所に事件を提訴する権限を有する。

第162条 他の者の合法的権利及び利益、公益、国益の擁護のために民事事件を提訴する権利

1. 住民、家族及び児童機関並びに婦人団体、婚姻家族に関する法令が定める場合には、それぞれの任務及び権限の範囲内において婚姻家族関係事件を提訴する権利を有する。
2. 末端レベルの労働組合の上級労働組合は、法令が定める労働者団体の合法的権利及び利益を擁護することが必要な場合には、労働事件を提訴する権利を有する。
3. 機関及び組織は、それぞれの所管する領域における公益、国益の擁護を裁判所に申し立てるために、それぞれの任務及び権限の範囲内において民事事件を提訴する権利を有する。

第163条 提訴範囲

1. 単一の個人、機関又は組織は、同一事件の解決のため、単一又は複数の相互に関連する法律関係に関し、他の単一又は複数の個人、機関又は組織に対し、訴えを提起することができる。
2. 複数の個人、機関又は組織は共同して、同一事件の解決のため、単一又は複数の相互に関連する法律関係に関し、他の単一の個人、機関又は組織に対し、訴えを提起することができる。
3. この法律が定める権限のある個人、機関又は組織は、同一事件の解決のため、単一又は複数の相互に関連する法律関係に関し、他の単一の個人、機関若しくは組織又は他の複数の個人、機関若しくは組織に対し、訴えを提起することができる。

第164条 訴状の形式及び内容

1. 訴えを提起する個人、機関及び組織は、その訴状を作成しなければならない。
2. 訴状は次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 作成日
 - b) 受訴裁判所の名前
 - c) 訴訟人の氏名及び住所
 - d) 擁護すべき権利及び利益を有する者の氏名及び住所
 - dd) 被告の氏名及び住所
 - e) 関連する権利、義務を有する者が存在する場合は、その者の氏名及び住所
 - g) 被告及び関連する権利、義務を有する者に対して、裁判所による解決を申し立てられた具体的な事項
 - h) 証人が存在する場合は、当該証人の氏名及び住所
 - i) 提訴に十分根拠があり、適法であることを証明する書類及び証拠
 - k) 訴訟人が事件の解決にとって必要であると考え他の情報
 - l) 訴状は、訴訟人である個人が署名し、若しくは指印しなければならない。又は訴訟人である機関若しくは組織の適法な代理人が署名し、若しくは押印しなければならない。

第165条 訴状に添付する書類、証拠

訴訟人は、自己の請求に十分根拠があり、適法であることを証明する書類、証拠を添付して訴状を送付しなければならない。

第166条 訴状の裁判所への提出

1. 事件を提起する者は、次の方法で訴状、添付書類、証拠を事件解決の管轄裁判所に送付する。
 - a) 裁判所に直接提出
 - b) 裁判所に郵送
2. 訴えの提起日は、訴状が裁判所に提出された日又は送付の郵便消印日である。

第167条 訴状受理手続

裁判所は、訴訟人が直接又は郵送で提出した訴状を受け取り、それを訴状登録簿に記録しなければならない。裁判所は、訴状を受け取った日から5日以内に訴状を検討し、次の決定の1つを発付しなければならない。

1. 事件が裁判所の管轄下にある場合は、事件を受理する手続を進める。
2. 事件が他の裁判所の管轄下にある場合は、訴状を管轄裁判所に送付し、その旨を訴訟人に通知する。
3. 提訴事項が裁判所の管轄下でない場合は、訴状を訴訟人に返却する。

第168条 訴状の返却

1. 裁判所は、次の場合に訴状を返却する。
 - a) 提訴の期限が経過している場合
 - b) 申立人が訴えを提起する権利を有していない、又は完全な民事手続行為能力を有していない場合
 - c) 裁判所が、離婚、養子縁組の変更、扶養程度若しくは損害賠償の程度の変更に関する申立て、又は賃貸財産、賃貸家屋若しくは他の者の無料滞在のために提供された家屋の返還に関する申立てを、提訴条件が不足していたために認めず却下した場合を除き、提訴事項が、裁判所の効力を有する判決若しくは決定又は権限を有する国家機関の法的効力を有する決定によって解決済みである場合
 - d) 正当な理由がある場合を除き、訴訟人が裁判所に出席して訴え受理手続を実施することを怠った間に、この法律第171条第2項に定める通知期限が経過した場合
 - dd) 訴えを提起する十分な条件が揃っていない場合。
 - e) 事件が裁判所の管轄でない場合
2. 訴状を返却するときに、裁判所はその理由を明記した、訴状に同封する書面を作成する。

第169条 訴状補正、補足の請求

1. 訴状がこの法律第164条第2項に定める内容を十分に含んでいない場合は、裁判所は、裁判所が定める期限内に訴状を補正、補足するため、その旨を訴訟人に通知するが、その期限は30日を超えてはならない。；特別な場合は、裁判所はこの期限を延長できるが、延長期間は15日を超えてはならない。
2. 訴訟人がこの法律第164条第2項の定めに従って、その訴状を厳正に補正し、補足したときは、裁判所は事件の受理を継続する。；訴訟人が裁判所の請求に従ってその訴状を補正し、補足しなかったときは、裁判所は訴状、書類及び証拠を訴訟人に返却する。

第170条 訴状返却に対する不服申立ての提出及び解決

1. 裁判所から返却された訴状、添付書類及び証拠を受け取った日から3日以内に、訴訟人は、訴状を返却した裁判所の長官に不服申立てを提出することができる。
2. 訴状の返却に関する不服申立てを受け取った日から3日以内に、裁判所の長官は、次の決定の1つを発しなければならない。
 - a) 訴状返却を支持する。
 - b) 事件を受理するために、訴状、添付書類及び証拠を再度受け取る。

第171条 事件の受理

1. 訴状、添付書類、証拠を受け取った後、事件が裁判所の管轄下にあると考える場合に、裁判所は、訴訟人が訴訟費用を前納する責任を負う場合は、訴訟人が裁判所に出席し、訴訟費用を前納する手続を実施できるよう、直ちにその旨を訴訟人に書面で通知する。
2. 裁判所は、訴訟費用の前納額を見積もり、それを通知に書き込み、訴訟費用の前納のため訴訟人に通知を手渡す。訴訟人は、訴訟費用の前納に関する裁判所の通知を受け取った日から15日以内に当該前金を支払わなければならない。
3. 裁判所は、訴訟人が訴訟費用の前納領収書を裁判所に提出した後、事件を受理する。
4. 訴訟人が訴訟費用の前金若しくは訴訟費用の支払を免除され、又は支払うことが要求されていない場合は、裁判所は訴状、添付書類、証拠を受け取ったときに事件を受理しなければならない。

第172条 事件を解決する裁判官の指名

1. 事件を受理した日から3日以内に、裁判所長官は、事件を解決する

裁判官を指名する。

2. 事件の解決において、指名された裁判官が課された任務を継続できない場合は、裁判所の長官は、その任務の継続のために別の裁判官を指名する。；裁判官が代替の裁判官なく進行した場合は、事件は最初から再審理しなければならない。

第173条 事件記録を作成するときの裁判官の任務及び権限

1. 事件の受理を通知する。
2. 当事者に書類及び証拠を裁判所に提出することを求める。
3. この法律第85条第2項の定めに従い、証拠を収集するため、一又は複数の措置を採る。

第174条 事件の受理に関する通知

1. 事件を受理した日から3日以内に、裁判所は被告、事件の解決に関連する権利、義務を有する個人、機関及び組織並びに同級の検察院に、事件の受理に関する書面の通知を送付しなければならない。
2. 書面の通知は、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 通知作成日
 - b) 受訴裁判所の名称及び所在地
 - c) 訴訟人の氏名及び住所
 - d) 訴訟人が裁判所による解決を求める具体的な事項
 - dd) 訴訟人が訴状とともに提出した書類及び証拠の一覧
 - e) 訴訟人の請求に関する意見書及び添付書類、証拠が添付されている場合は、通知を受けた者がそれに関する意見書を裁判所に提出しなければならない期限
 - g) 通知を受けた者が裁判所に申し立てられている請求に関する意見書を提出しなかったことの法的効果

第175条 通知を受けた者の権利、義務

1. 通知を受けた者は、通知を受け取った日から15日以内に、訴訟人の請求及び添付書類、証拠に関する意見があれば、書面で裁判所に提出しなければならない。
期限の延長が必要な場合は、通知を受けた者は、その理由を明記した申立書を裁判所に提出しなければならない。；延長の申立てに十分根拠がある場合は、裁判所は延長を許可しなければならないが、15日を超えてはならない。
2. 通知を受けた者は、訴状、添付書類及び証拠を閲覧し、メモを取り、又は複写する許可を裁判所に求めることができる。

第176条 被告の反訴を提起する権利

1. 被告は、訴訟人の請求に関する意見書を裁判所に提出する義務とともに、原告に対する反訴を提起する権限を有する。
2. 被告の原告に対する反訴は、次の場合の一において受理される。
 - a) 原告の請求に対する責任を排除するために反訴を提起した場合
 - b) 反訴が受理された場合に、原告の請求の一部又は全部の受理を破棄することができる場合
 - c) 反訴と原告の請求との間に相関関係があり、これらの請求が同一事件で解決された場合に、事件の解決がより正確かつ迅速である場合

第177条 関連する権利、義務を有する者の独立した請求をする権利

1. 関連する権利、義務を有する者が原告側又は被告側について手続に参加しない場合は、次の条件が満たされたときに、その者は独立した請求をする権限を有する。
 1. 事件の処理が、当該者の権利、義務に関連している。
 2. その者の独立した請求が、処理中の事件に関連している。
 3. その者の独立した請求が同一事件で処理された場合に、当該事件の処理がより正確かつ迅速である。

第178条 反訴又は独立した請求の提訴手続

反訴又は独立した請求の提訴手続は、原告による訴え提起の手続に関するこの法律の規定に従う。

第13章 和解及び公判準備

第179条 公判準備期限

1. 各種の事件の公判準備期限は、次のように定める。
 - a) この法律第25、27条に定める事件については、期限は事件の受理日から起算して4か月である。
 - b) この法律第29、31条に定める事件については、期限は事件の受理日から起算して2か月である。

複雑な事件について、又は客観的な障壁がある場合に、裁判所の長官は公判準備期限を延長する決定をできるが、本条第1項a号に定める事件については2か月を超えて、b号に定める事件については1か月を超えて延長してはならない。
2. 本条第1項に定める公判準備期限内に、裁判所は事件に応じて、次の決定の1つを発する。
 - a) 当事者間の合意を承認する。
 - b) 事件の解決を停止する。
 - c) 事件の解決を中止する。
 - d) 事件の公判を開く。
3. 事件の公判を行う決定を発した日から1か月以内に、裁判所は公判期日を開始しなければならない。正当な理由がある場合は、この期限は2か月である。

第180条 和解実施の原則

1. 裁判所は、事件の第一審の準備期間中に、当事者が事件の解決に関する合意に達するよう和解を行わなければならない。ただし、この法律第181条、182条の定めに従って、和解してはならない、又は和解することができない場合を除く。
2. 和解は、次の原則に従って行わなければならない。
 - a) 当事者の任意の合意を重んじ、当事者の意思に反して合意に達することを強制するために強制力を行使しないこと、又は強制力を行使する旨脅迫しないこと。
 - b) 当事者の合意内容は、法令及び社会倫理に違反してはならない。

第181条 和解してはならない民事事件

1. 国家財産に対する損害の賠償請求
2. 法令又は社会倫理に反する取引から発生した民事事件

第182条 和解することができない民事事件

1. 被告が裁判所に正当に2回召喚されたにもかかわらず、意図的に出頭しない場合
2. 当事者が正当な理由で和解に参加できない場合
3. 離婚事件の夫婦である当事者が民事行為能力を喪失した場合

第183条 和解期日に関する通知

和解期日を開く前に、裁判所は当事者又はその適法な代理人に、和解期日の日時、場所及び和解すべき事項について通知しなければならない。

第184条 和解期日の参加者

1. 和解期日を主宰する裁判官
2. 和解期日の調書を作成する書記官
3. 当事者又はその適法な代理人

当事者が多数いる場合では、当事者の一名が和解の話し合いに欠席し、出席した当事者が和解を進めることに合意し、その和解が欠席した当事者の権利、義務に影響を与えないときは、裁判官は、出席している当事者間の和解を行う。当事者が、全員の当事者が出席できるよう和解期日の延期を求めた場合は、裁判官は和解期日を延期しなければならない。

4. 当事者がベトナム語を解さない場合は、通訳人

第185条 和解の内容

和解を行うに当たって、裁判官は当事者が法令の定めを自己の権利、義務と関連づけるよう、事件の解決に係る法令の定めを当事者に説明し、当事者が事件の解決に関し自発的に合意に達するよう、和解の成立の法的結果を分析する。

第186条 和解の調書

1. 和解は、書記官が調書に記録する。和解の調書は、次の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 和解期日が開かれた日
 - b) 和解期日の場所
 - c) 和解期日の参加者
 - d) 当事者又はその適法な代理人の意見
 - dd) 当事者が合意し、又は合意しなかった内容
2. 和解の調書には、和解期日に出席した当事者の署名又は指印、調書を作成した書記官の署名及び和解期日を主宰した裁判官の署名を完全に含んでいなければならない。

当事者が民事事件で解決すべき事項について相互の合意に達した場合は、裁判所は成立した和解の記録を作成しなければならない。その記録は、和解に参加した当事者に直ちに送付しなければならない。

第187条 当事者の合意を承認する決定の発付

1. 成立した和解の記録作成後7日の期限が過ぎたときに、いずれの当事者も合意に関する意見を変更しない場合は、和解の話し合いを主宰した裁判官又は裁判所の長官に指名された他の裁判官が、当事者の合意を承認する決定を発する。

当事者の合意を承認する決定の発付後5日以内に、裁判所は当事者及び同級の検察院に決定を送付しなければならない。
2. 裁判官は、当事者が事件全体の解決に関して合意に達したときのみ、当事者の合意を承認する決定を発する。
3. この法律第184条第3項に定める場合に、出席する当事者が事件の解決に関して合意に達したときは、当該合意は、出席者に対してのみ有効であり、それが欠席した当事者の権利、義務に影響を与えない場合に、裁判官が決定で承認する。当該合意が欠席した当事者の権利、義務に影響を与える場合は、和解期日に欠席した当事者が書面で当該合意を容認した場合にのみ有効であり、裁判官が決定で承認する。

第188条 当事者の合意を承認する決定の効力

1. 当事者の合意を承認する決定は、決定の発付後、控訴審手続に従って、控訴又は異議申立てがない場合に直ちに効力を発する。
2. 当事者の合意を承認する決定は、当該合意が、錯誤、虚偽若しくは脅迫の結果達成したと考える根拠がある場合又は法令若しくは社会倫理に反する場合にのみ、監督審の手続に従って異議を申し立てることができる。

第189条 民事事件解決の停止

1. 個人である当事者が、その手続上の権利及び義務を相続する個人、機関若しくは組織を有さずに死亡し、又は組織である当事者が、その手続上の権利及び義務を相続する個人、機関若しくは組織を有さずに合併、分割、分離若しくは解散した場合
2. 個人である当事者の一人が、その法定代理人を決定しない間に民事行為能力を喪失した場合
3. 当事者の適法な代理人が、交代なく終了した場合
4. 法令の要求に従って、事件を解決する前に他の機関又は組織が解決しなければならない別の関連する民事事件又は非訟事件の解決の結果を待たなければならない場合
5. 法令が定めるその他の事由

第190条 民事事件解決の停止の効果

1. 裁判所は、事件受理簿から停止した民事事件の名前を削除してはならず、当該民事事件の解決を停止する決定の番号及び日付のみを事件受理簿に記入する。
2. 当事者が支払った裁判費用の前金及び裁判費用は、国庫に預託し、裁判所が民事事件の解決を再開したときに処理する。
3. 民事事件の解決を停止する決定は、控訴手続に従って、控訴又は異議申立てができる。

第191条 停止した民事事件の解決の再開

裁判所は、民事事件の停止の理由が既に存在しなくなったときにのみ、停止した民事事件の解決を再開する。

第192条 民事事件の解決の中止

1. 裁判所は、その管轄下にある事件を受理した後、次の場合に民事事件の解決を中止する決定を発する。
 - a) 個人である原告又は被告が死亡し、その権利、義務が相続されない場合
 - b) 機関又は組織が解散し、又は破産宣告を受け、その手続上の権利、義務を相続する個人、機関又は組織がない場合
 - c) 訴訟人が、裁判所の承認を得てその訴えを取り下げ、又は訴訟人が訴えを提起する権利を有さない場合
 - d) 機関又は組織が、原告が存在しない場合又は原告が事件の解決継続を要求しない場合に、その訴状を取り下げた場合
 - dd) 当事者同士が合意に達し、裁判所に事件解決の継続を要求しない場合
 - e) 原告が適法に2回召喚されたにもかかわらず出頭しない場合
 - g) 裁判所が、事件の当事者である会社又は協同組合に破産手続を開始する決定を発し、事件の解決が、当該会社又は協同組合の義務及び財産に関連している場合
 - h) 法令が定めるその他の場合
2. 裁判所は、民事事件がこの法律第168条の規定に従って、訴状を返却しなければならない事由の一に該当する場合には、民事事件の解決を中止する決定を発し、事件受理簿から当該事件名を削除し、訴状、添付書類及び証拠を当事者に返却する。

第193条 民事事件の解決中止の結果

1. 裁判所が民事事件の解決を中止する決定を発したとき、当該民事事件に続く事件の提訴が、原告、被告及び紛争のある法律関係において当該民事事件と全く違いがない場合に、当事者は、当該民事事件の再解決を裁判所に申し立てる訴えを提起する権限を有さない。ただし、この法律第192条第1項c、e号及びg号に定める場合及び法令に別段の定めがある場合を除く。
2. 裁判所が、この法律第192条第1項の規定に従って、民事事件の解決を中止する決定を発した場合には、当事者が支払った訴訟費用の前金は公的資金のために国家が没収する。
3. 裁判所が、この法律第192条第2項の規定に従って、民事事件の解決を中止する決定を発した場合に、当事者が支払った訴訟費用の前金は支払者に返金する。
4. 民事事件の解決を中止する決定は、控訴審の手続に従って控訴又は異議申立てができる。

第194条 民事事件の解決を停止又は中止する決定を発する権限

1. 民事事件の解決を任命された裁判官は、当該民事事件の解決を停止又は中止する決定を発する権限を有する。
2. 民事事件の解決の停止又は中止の決定発付後5日以内に、裁判所は当該決定を当事者及び同級の検察院に送付しなければならない。

第195条 事件の公判を行う決定

1. 事件の公判を行う決定は、次の主要な内容を含む。
 - a) 決定発付日
 - b) 決定を発付した裁判所の名称
 - c) 公判が行われる事件
 - d) 原告、被告又は事件の解決を裁判所に申し立てるために訴えを提起した他の者、関連する権利、義務を有する者の氏名及び住所
 - dd) 裁判官、人民参審員、書記官の氏名及び補充の裁判官又は人民参審員がいる場合は、その氏名
 - e) 公判期日に参加する検察官がいる場合は、その氏名
 - g) 公判期日の日時及び場所
 - h) 公開の公判又は非公開の公判
 - i) 公判期日に召喚された者の氏名

2. 事件の公判を行う決定は、決定の発付後直ちに、当事者及び同級の検察院に送付しなければならない。

検察官がこの法律第21条第2項の定めに従って、公判期日に参加する場合は、裁判所は事件記録を同級の検察院に送付しなければならない。事件記録を受け取った後15日以内に、検察院は記録を検討し、返却しなければならない。

第14章 第一審の公判期日

第1節 第一審の公判期日の総則

第196条 第一審の公判期日の一般条件

第一審の公判期日は、事件の公判を行う決定に記載したとおりの時間及び場所又は公判期日が延期された場合には、公判期日を再開する通知に記載したとおりの時間及び正確な場所で行わなければならない。

第197条 直接、口頭及び継続審理

1. 裁判所は、原告、被告、関連する権利、義務を有する者、適法な代理人、当事者の合法的権利及び利益の弁護人並びに手続のその他の参加者に質問し、その陳述を聴取することにより、事件の事実関係を直接確認し、収集した書類及び証拠を取り調べて確認し、公判期日に検察官が参加している場合は、事件の解決について検察官の意見を尋ねなければならない。判決は、公判期日における弁論及び尋問の結果に基づいて、並びに公判期日にて取り調べ確認した証拠に基づいてのみ言い渡す。
2. 審理は、口頭で、かつ休憩を挟まないで継続的に行う。審理合議体の構成員は、この法律第198条第1項に定める場合を除き、最初から最後まで事件を審理する。

この法律が定める特別な場合において、審理は5日を超えない間、一時的に停止することができる。この停止期限が切れたときに、公判は再開する。

第198条 特別な場合の審理合議体の構成員の交代

1. 裁判官又は人民参審員が継続して公判に参加できない場合は、公判は、補充の裁判官又は人民参審員が最初から公判期日に出席しているときに継続することができる。

審理合議体が2名の裁判官で構成されており、裁判長が継続して公判に参加できない場合は、審理合議体の構成員であるもう一人の裁判官が公判期日の裁判長を務め、補充の裁判官を審理合議体の構成員として追加する。
2. 審理合議体の構成員と交代する補充の裁判官又は人民参審員がいない場合又は公判期日の裁判長を交代しなければならないのに、本条第1項の規定に従って交代する裁判官がいない場合は、事件は最初から再審理する。

第199条 原告の公判期日への出頭

1. 原告は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭しなければならない。；原告が正当な理由で1回欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。
2. 原告が適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、原告がその訴えを放棄したとみなし、裁判所は事件の解決を中止する決定を発する。裁判所が事件の解決を中止する決定を発したときは、原告は再度訴えを提起することができる。ただし、提訴期限を徒過していないときに限る。

第200条 被告の公判期日への出頭

1. 被告は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭しなければならない。；被告が正当な理由で1回欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。
2. 被告が適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、裁判所は被告不在で事件の審理を継続する。

第201条 関連する権利、義務を有する者の出頭

1. 関連する権利、義務を有する者は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭しなければならない。その者が正当な理由で1回欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。
2. 関連する権利、義務を有する者が適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、裁判所はその者の不在で事件の審理を継続する。
3. 独立した請求をする関連する権利、義務を有する者が適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、その者はその独立した請求を破棄したと見なされ、裁判所は、原告及び被告が合意するときにその関連する権利、義務を有する者の独立した請求に関する事件の解決を中止する決定を発する。裁判所が独立した請求に関する事件の解決を中止する決定を発した場合には、関連する権利、義務を有する者は、その独立した請求に関する訴えを再度提起する権限を有する。ただし、提訴時効を徒過していないときに限る。

第202条 当事者が不在の公判

裁判所は、次の場合に事件の審理を進める。

1. 公判期日を欠席する原告、被告又は関連する権利、義務を有する者が、自分の不在中に公判を行うよう裁判所に求める申立書を提出する場合。
2. 公判期日を欠席する原告、被告又は関連する権利、義務を有する者が、公判期日に出頭する適法な代理人を有する場合。
3. この法律第200条第2項及び第201条第2項に定める場合。

第203条 当事者の合法的権利及び利益の弁護人の出頭

当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭しなければならない。弁護人が正当な理由で1回欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。当事者の合法的権利及び利益を弁護する者が適法に2回召喚されたにもかかわらず欠席した場合は、裁判所は事件の審理を進める。この場合には、当事者は、自分自身で自己の合法的権利及び利益を弁護する。

第204条 証人の出頭

1. 証人は、事件の事実関係を明らかにするために、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭する義務を負う。証人が欠席しているものの、以前に口頭で証言をした場合又は証言を裁判所に送付した場合は、公判期日の裁判長は、当該証言を公開する。
2. 証人が欠席した場合には、審理合議体は、公判期日を延期し、又は事件の審理を継続する決定をすることができる。証人が正当な理由なく公判期日を欠席し、その不在により公判が妨げられる場合は、審理合議体の決定に従って証人を公判期日に引致することができる。

第205条 鑑定人の出頭

1. 鑑定人は、鑑定に関する事項及び鑑定結果を明らかにするために、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭する義務を負う。
2. 鑑定人が欠席した場合には、審理合議体は、公判期日を延期し、又は事件の審理を継続する決定をする。

第206条 通訳人の出頭

1. 通訳人は、裁判所の召喚状に従って公判期日に出頭する義務を負う。
2. 通訳人が補充の通訳人なしに欠席した場合には、審理合議体は、当事者が審理の継続を求めた場合を除き、公判期日を延期する決定をする。

第207条 検察官の出頭

1. 同級の検察院長官が指名した検察官は、公判期日に出頭する義務を有する。
2. 検察官が公判期日に交代した場合又は公判期日に継続して参加でき

なくなった場合において補充の検察官がいるときには、補充の検察官が事件の継続審理のため公判期日に出頭することができる。ただし、補充の検察官が最初から公判期日に出席していたときに限る。

補充の検察官がいない場合は、審理合議体は公判期日を延期する決定をし、直ちに同級の検察院長官に通知する。

第208条 公判期日の延期期間の制限及び公判期日の延期決定

1. 審理合議体が、この法律第51条第2項、第72条第2項、第199、200、201、203、204、205、206、207、215条及び第230条第4項の定めに従って、公判期日を延期する決定をした場合には、第一審公判期日の延期期間は公判期日を延期する決定の発付から30日を超えない。
2. 公判期日を延期する決定は、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 発付日
 - b) 裁判所の名称及び手続を行う者の氏名
 - c) 公判に係属する事件
 - d) 公判期日の延期の理由
3. 公判期日を延期する決定は、審理合議体を代表して公判期日を主宰する裁判官が署名し、手続の参加者に公に通知しなければならない。欠席者については、裁判所は直ちに決定を送付すると同時に同級の検察院にも決定を送付する。
4. 裁判所が公判期日を延期する決定に記載したとおりの時間及び場所で公判期日を再開できない場合は、裁判所は、直ちに同級の検察院及び手続の参加者に公判期日の再開時間及び場所を通知しなければならない。

第209条 公判期日の内部規則

1. 16歳未満の者は、公判期日に出頭するよう裁判所から召喚された場合を除き、法廷に入室することを許可しない。

法廷にいる者は全員、審理合議体が入室したときに起立し、審理合議体に敬意を払い、秩序を守り、公判期日の裁判長の指示に厳正に従わなければならない。

審理合議体が許可した者のみが尋問し、答弁し、又は陳述することができる。尋問し、弁論し、又は陳述する者は、健康上の理由から座ったまま尋問し、弁論し、又は陳述することを公判期日の裁判長が許可する場合を除き、起立しなければならない。
2. 最高人民裁判所の長官は、本条第1項の定めに基づいて公判期日の内部規則を発する。

第210条 公判期日における判決又は決定の言渡し手続

1. 判決は、審理合議体が評議室で評議し、採択しなければならない。
2. 手続を行う者、鑑定人及び通訳人を交代する決定、事件を移送する決定、事件の解決を停止若しくは中止する決定又は公判期日を延期する決定は、評議室で評議し、採択し、書面にしなければならない。
3. 他の事項に関する決定は、審理合議体が法廷で評議し、採択する。決定は、書面にする必要はないが、公判期日の調書に記録しなければならない。

第211条 公判期日の調書

1. 公判期日の調書には、次の内容を完全に記載しなければならない。
 - a) この法律第195条第1項の定めに従い、事件の公判を開く決定の主な内容
 - b) 公判期日における最初から最後まですべての展開
 - c) 公判期日における尋問、答弁及び陳述
2. 公判期日の調書をとる以外に、公判期日の展開の録音、ビデオ録画は、審理合議体が許可した場合のみこれを行うことができる。
3. 公判期日の終了時に、公判期日の裁判長は、調書を検査し、書記官とともに調書に署名しなければならない。
4. 検察官及び手続の参加者は、公判期日の終了時に直ちに公判期日の調書を読覧し、調書の修正又は追加を求め、確認のため署名する権限を有する。

第212条 公判期日開始の準備

公判期日を開始する前に、書記官は、次の任務を遂行しなければならない。：

1. 公判期日の内部規則の概要を説明する。
2. 裁判所の召喚状又は通知に従って公判期日に参加する者の出欠を調べ、確認する。；欠席者のいる場合は、その理由を明らかにしなければならない。
3. 法廷の秩序維持
4. 法廷にいる者全員に、審理合議体が入室したときに起立することを求める。

第2節 公判期日の開始手続

第213条 公判期日の開始

1. 公判期日の裁判長は、公判期日を開始し、事件の公判を開く決定を読み上げる。
2. 書記官は、審理合議体に裁判所の召喚状又は通知に従って公判期日に参加する者の出欠及び欠席の理由を報告する。
3. 裁判長は、裁判所の召喚状又は通知に従って、公判期日に参加する者の出欠を照合し、当事者の身元を調べる。
4. 裁判長は、当事者及び他の手続参加者の権利、義務を説明する。
5. 裁判長は、手続を行う者、鑑定人及び通訳人の氏名を紹介する。
6. 裁判長は、手続を行う者、鑑定人又は通訳人の交代を求める権限を有する者に、その交代を希望するか否かを尋ねる。

第214条 手続を行う者、鑑定人、通訳人の交代請求の解決

手続を行う者、鑑定人、通訳人の交代を求める者がいる場合は、審理合議体は、この法律に定められた手続に従って検討し、決定しなければならない。当該請求は認容してもよいし、又は認容しなくてもよい。認容しない場合は、その理由を明確に述べなければならない。

第215条 欠席者がいる公判期日の延期の検討及び決定

いずれかの手続参加者が公判期日に欠席し、その者の欠席により裁判所が公判期日を延期しなければならない場合に該当しない場合は、裁判長は、公判期日の延期を求める者がいるか否かを確認しなければならない。延期を求める者がいる場合は、審理合議体はこの法律が定める手続に従ってそれを検討し、決定する。当該請求を認容してもよいし、又は認容しなくてもよい。認容しない場合は、その理由を明確に述べなければならない。

第216条 証人の客観性の保障

1. 証人に対し、事件の解決に関連して知っている事項について尋問する前に、裁判長は証人が証人同士の証言を聞くことができず、関係者と連絡を取れないように必要な措置を採る決定をすることができる。
2. 当事者及び証人の証言が相互に影響している場合は、裁判長は証人を尋問する前に当事者を証人から隔離する決定をすることができる。

第3節 公判期日における尋問手続

第217条 請求変更、補足又は取下げに関する当事者への尋問

裁判長は、次の事項に関して当事者に尋問を開始する。

1. 原告に、その訴えの一部又は全部の変更、補足又は取下げを希望するか否かを尋問する。
2. 被告に、その反訴の一部又は全部の変更、補足又は取下げを希望するか否かを尋問する。
3. 独立した請求を行う関連する権利、義務を有する者に、その独立した請求の一部又は全部の変更、補足又は取下げを希望するか否かを尋問する。

第218条 請求の変更、補足又は取下げの検討

1. 審理合議体は、当事者の請求の変更又は補足がその元の訴え、反訴又は独立した請求の範囲を超えないときに請求の変更、補足を認容する。
2. 当事者が任意にその請求の一部又は全部を取り下げた場合には、審理合議体は、請求の一部又は全部の取下げに関する請求を認容し、取り下げられた請求の一部又は全部に関する審理を中止する。

第219条 手続上の地位の変更

1. 原告がその訴えの請求全体を取り下げたにもかかわらず被告がその反訴を継続する場合は、被告が原告になり、原告が被告になる。
2. 原告がその訴えの請求全体を取り下げ、被告がその反訴全体を取り下げたにもかかわらず、関連する権利、義務を有する者がその独立した請求を継続する場合は、関連する権利、義務を有する者が原告になり、その独立した請求に基づいて義務を負うものが被告になる。

第220条 当事者の合意の承認

1. 裁判長は、当事者に事件の解決について相互合意に達することができるか否かを尋ねる。関係合意者が事件の解決に関して合意に達し、その合意が任意で法令又は社会倫理に反していない場合は、審理合議体は、事件の解決に関するその合意を承認する決定を発する。
2. 事件の解決に関する当事者の合意を承認する裁判所の決定は、法的効力を有する。

第221条 当事者の陳述聴取

1. 当事者がその請求を維持し、事件の解決に関して合意に達することができない場合は、審理合議体は、次の順序で当事者の陳述を聴取し、事件の審理を開始する。
 - a) 原告の合法的権利及び利益の弁護人が原告の請求を提示し、その請求に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。原告は追加意見を陳述する権限を有する。
機関又は組織が事件を提訴した場合は、その代理人が訴えの請求を提示し、その訴えに根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。
 - b) 被告の合法的権利及び利益の弁護人は、原告の請求に関する被告の意見、被告の反訴、提案を提示し、その提案に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。被告は追加意見を陳述する権限を有する。
 - c) 関連する権利、義務を有する者の合法的権利及び利益の弁護人は、原告及び被告の請求及び提案に関するその者の意見並びに関連する権利、義務を有する者の独立した請求及び提案を提示し、当該提案に根拠があり、適法であることを証明する証拠を提示する。関連する権利、義務を有する者は、追加意見を陳述する権限を有する。
2. 原告、被告又は関連する権利、義務を有する者がその合法的権利及

ひ利益の弁護人を有さない場合は、自己の請求及び陳述並びに当該請求及び陳述に根拠があり、適法であることを証明する証拠を自分自身で提示する。

3. 当事者及びその合法的権利及び利益の弁護人は、公判期日にそれぞれの請求及び陳述を証明する証拠を補足する権限を有する。

第222条 公判期日の尋問順序

当事者の陳述を聴取した後に、各事項に関する各人への尋問は、裁判長、人民参審員、当事者の合法的権利及び利益の弁護人、当事者及びその他の手続参加者の順に実施する。検察官が公判期日に参加する場合は、その尋問は当事者に続く。

第223条 原告に対する尋問

1. 原告が1名以上いる場合は、1名ずつ別々に尋問する。
2. 原告に対しては、原告自身又はその合法的権利及び利益の弁護人が提示した事項であって、不明確であり、従前の証言と一致せず、若しくは矛盾し、又は被告、関連する権利、義務を有する者並びにその合法的権利及び利益の弁護人の陳述と矛盾している事項に関してのみ尋問する。
3. 原告は、自分自身で答弁すること、又はその合法的権利及び利益の弁護人が原告の代わりに答弁し、原告が追加答弁をすることができる。

第224条 被告に対する尋問

1. 被告が1名以上いる場合は、別々に尋問する。
2. 被告に対しては、被告自身又はその合法的権利及び利益の弁護人が不明確に提示した事項、又は従前の証言と一致せず、若しくは矛盾し、又は原告若しくは関連する権利、義務を有する者、その合法的権利及び利益の弁護人の請求と矛盾する事項に関してのみ尋問する。
3. 被告は、自分自身で答弁すること、又はその合法的権利及び利益の弁護人が被告の代わりに答弁し、被告が追加答弁をすることができる。

第225条 関連する権利、義務を有する者の尋問

1. 関連する権利、義務を有する者が1名以上いる場合は、それぞれ別々に尋問する。
2. 関連する権利、義務を有する者に対しては、その者自身若しくはその合法的権利及び利益の弁護人が不明確に提示した事項、又は従前の陳述と一致せず若しくは矛盾し、若しくは原告の請求、被告の陳述若しくは原告、被告の合法的権利及び利益の弁護人の陳述と矛盾している事項に関してのみ尋問する。
3. 関連する権利、義務を有する者は、自分自身で答弁し、又はその合法的権利及び利益の弁護人がその者の代わりに答弁し、その者が追加答弁をすることができる。

第226条 証人の尋問

1. 証人が1名以上いる場合は、各証人は別々に尋問する。
2. 証人に尋問する前に、裁判長は、証人と事件の当事者との関係について明確に尋ねる。；証人が未成年である場合は、裁判長は、その両親、後見人又は教師に尋問を手伝うよう求めることができる。
3. 裁判長は証人に自分が知っている事件の事実関係を陳述するよう求める。証人に対しては、証言を完了した後に、その証言の不明確、不完全、若しくは不一致な点、又は当該証人の従前の証言と矛盾する点、又は当事者、当事者の合法的権利及び利益の弁護人の陳述と矛盾する点についてのみ更に尋問することができる。
4. 証人は、証言を完了した後に更に尋問を受けることができるよう法廷にとどまる。
5. 証人又はその親族の安全を確保することが必要な場合は、審理合議体は、証人の個人的身元に関する情報を公開しないことを決定することができる。公判期日の出席者に見られないよう証人を隔離しなければならない。

第227条 事件の書類の開示

1. 審理合議体は、次の場合に事件の書類を公開する。

- a) 手続の参加者が公判期日に欠席し、審理準備中に陳述した場合
 - b) 手続の参加者が公判期日にした陳述が、当該者の従前の陳述と矛盾する場合
 - c) 審理合議体が必要と考え、又は検察官若しくは手続の参加者が請求したその他の場合
2. 国家機密を守秘し、国民の醇風美俗を維持し、当事者の請求により職業上の秘密、企業秘密又は個人的な秘密を守ることが必要な特別な場合は、審理合議体は、事件記録の書類を開示しない。

第228条 録音テープ、ディスクの聴取又は録画ビデオテープ、ディスクの映写

この法律第227条第2項に定める場合を除き、審理合議体は、検察官若しくは手続の参加者の請求により、又は審理合議体が必要と考える場合に、公判期日で聞く録音テープ、ディスク、公判期日で映写するビデオテープ、ディスクを準備することができる。

第229条 証拠物の取調べ

証拠物、写真又は証拠物を認証する記録は、公判期日で取調べのために提示することができる。

必要な場合に、審理合議体は、当事者ととも公判期日に運ぶことができない証拠物の現場検証に行くことができる。

第230条 鑑定人の尋問

1. 裁判長は、鑑定を課された事項に関する結論を提示することを鑑定人に求める。鑑定人は、陳述中に鑑定結果及びその鑑定結果の根拠に関して追加説明をすることができる。
2. 公判期日に出席する検察官及び手続の参加者は、鑑定結果に関する意見を陳述し、鑑定結果の中の不明確な、若しくは矛盾している事項又は事件のその他の事実関係と矛盾している事項について尋問する権限を有する。
3. 鑑定人が公判期日に欠席した場合は、裁判長は鑑定結果を公開する。
4. 手続の参加者のいずれかが公判期日で公開された鑑定結果に同意せず、鑑定人に追加鑑定又は再鑑定を求める場合には、審理合議体は、その追加鑑定又は再鑑定が事件の解決に必要であると考えるときは、追加鑑定又は再鑑定を決定する。；この場合に、審理合議体は公判期日を延期する決定をする。

第231条 公判期日の尋問終了

事件の事実関係を十分に取り調べたと考えるときに、裁判長は、検察官、当事者、当事者の合法的権利及び利益の弁護人及びその他の手続の参加者に何か尋問したいことはないか尋ねる。；尋問を求める者がおり、その請求に根拠があると考える場合は、裁判長は尋問の継続を決定する。

第4節 公判期日における弁論

第232条 弁論順序

1. 尋問過程の終了時に、審理合議体は、公判期日の弁論に移る。弁論

の順序は次のとおりである。

- a) 原告の合法的権利及び利益の弁護人が陳述をする。原告は追加陳述をすることができる。機関又は組織が訴えを提起する場合は、当該機関又は組織の代理人がその意見を提示する。擁護される権利及び利益を有する者は、追加意見を陳述することができる。
 - b) 被告の合法的権利、利益の弁護人が陳述をする。被告は追加陳述をすることができる。
 - c) 関連する権利、義務を有する者の合法的権利及び利益の弁護人が陳述をする。関連する権利、義務を有する者は、追加陳述をすることができる。
2. 原告、被告、又は関連する権利、義務を有する者がその合法的権利及び利益を弁護する者を持たない場合は、弁論中自分自身で陳述する。

第233条 弁論及び答弁中の陳述

証拠調べに関する意見を陳述する場合又は事件の解決に関する自己の意見を陳述する場合には、弁論に参加する者は、公判期日において収集し、取り調べ、確認した書類及び証拠並びに公判期日の尋問の結果に基づいていなければならない。弁論の参加者は、他の者の意見に対し、答弁することができる。裁判長は、弁論時間を制限してはならず、弁論に参加する者が十分に自分の意見を陳述できる状況を作らなければならないが、事件に関連しない意見の陳述は中断できる。

第234条 検察官の陳述

検察官が公判期日に出頭する場合は、手続の参加者がその弁論及び答弁をした後に、裁判長は、検察官に事件の解決に関する検察院の意見を陳述するよう求める。

第235条 尋問の再開

弁論を通して事件の事実関係が検討されていない、十分検討されていない、又は更に証拠を取り調べる必要があると考える場合は、審理合議体は、尋問を再開する決定をする。一旦尋問が終了すれば、弁論を係属しなければならない。

第5節 評議及び判決の言渡し

第236条 評議

1. 弁論の終了時に、審理合議体は評議室に入室し、事件について評議する。
2. 審理合議体の構成員のみが評議に参加することができる。評議中、審理合議体の構成員は、事件の全争点について個別に多数決で解決しなければならない。人民参審員が最初に投票し、裁判官が最後に投票する。少数派はその意見を書面で陳述することができ、事件記録に記録する。
3. 評議は、公判期日で行う。検討した書類及び証拠、公判期日における尋問の結果並びに手続の参加者及び検察官の意見をすべて十分に検討した結果に基づかなければならない。
4. 評議は、審理合議体の評議した意見及び決定をすべて調書に記録しなければならない。評議の記録は、判決を言い渡す前に審理合議体の全構成員が評議室で署名しなければならない。
5. 事件に多くの複雑な事由が関わっており評議に長時間かかる場合は、審理合議体は、評議期限を決定できるが、この期限は公判期日の弁論終了後5営業日を超えてはならない。

審理合議体は、公判期日の出席者及び欠席した手続参加者全員に判決を言い渡す日時及び場所を知らせなければならない。審理合議体がこの通知をしたにもかかわらず手続の参加者で欠席する者がいる場合は、審理合議体は、この法律第239条の規定に従い、判決の言い渡しをする。

第237条 尋問及び弁論の再開

評議を通して事件の事実関係が検討されておらず、尋問が不十分で、又は証拠を更に取り調べる必要があると考える場合は、審理合議体は、尋問及び弁論を再開することを決定できる。

第238条 第一審判決

1. 裁判所は、ベトナム社会主義共和国の名において判決を言い渡す。
2. 判決には、導入、事件の内容、裁判所の認定及び裁判所の決定を含む。
3. 判決の導入部では、第一審裁判所の名称、事件受理の連番及び日付、判決の連番及び判決の言渡し日、審理合議体の構成員及び書記官の氏名、検察官、鑑定人及び通訳人がある場合はその氏名、原告、被告及び関連する権利、義務を有する者の氏名及び住所、訴えを提起する機関又は組織、適法な代理人、当事者の合法的権利及び利益の弁護人、紛争の目的物、事件の公開又は非公開の公判を開く決定の連番及び日付、公判の時間及び場所を明記しなければならない。
4. 判決の内容及び裁判所の認定の部分では、原告の訴えの請求、機関又は組織の訴え、被告の反訴、関連する権利、義務を有する者の独立した請求、裁判所の認定及び裁判所が事件の解決の根拠として使用した法律文書の条項号を記載しなければならない。
裁判所の認定の部分では、当事者並びに当事者の合法的権利及び利益の弁護人の請求、提案を認め、又は認めない根拠の分析を示さなければならない。
5. 主文の部分では、事件の解決すべき各争点及び訴訟費用に関する裁判所の結論並びに判決に対する控訴権について明記しなければならない。直ちに執行しなければならない結論がある場合には、当該結論を明記しなければならない。

第239条 判決の言渡し

判決の言渡し時に、法廷にいる者は、裁判長が許可した特別な場合を除き全員起立しなければならない。裁判長又は審理合議体の別の構成員は、判決を読み上げ、判決の全文を読み上げた後に判決の執行及び控訴権について更に説明することができる。

当事者がベトナム語を解さない場合は、通訳人が当事者の解する言語で判決をすべて通訳しなければならない。

第240条 判決の修正又は補足

1. 一旦言い渡された判決は、綴り、混乱又は計算間違いによるデータの明らかな間違いが見つかった場合を除き、修正又は補足してはならない。修正又は補足は、それに関連する権利、義務を有する者に直ちに通知し、同時に、訴えを提起した機関及び組織、同級の検察院に直ちに通知しなければならない。
2. 本条第1項に定める判決の修正又は補足は、裁判官が審理合議体の構成員である人民参審員と協力して実施しなければならない。当該裁判官が既に裁判官の地位にない場合は、裁判所の長官が当該修正又は補足を行う。

第241条 判決の抜粋及び判決書の提供

1. 公判期日終了後3営業日以内に、裁判所は、当事者、訴えを提起した機関又は組織に判決の抜粋を提供する。
2. 判決の言渡し日から10日以内に、裁判所は、当事者、訴えを提起した機関又は組織及び同級の検察院に、判決書を手渡し又は送付する。

第3部 控訴審裁判所における事件解決の手続

第15章 控訴審の性質及び第一審裁判所の判決、決定に対する控訴又は異議申立て

第242条 控訴審の性質

控訴審とは、第一審裁判所の判決又は決定がまた法的効力を有しておらず、当該判決又は決定に対し控訴され、又は異議が申し立てられている事件の直近上級裁判所による再審理である。

第243条 控訴権を有する者

当事者又はその代理人、訴えを提起した機関又は組織は、直近上級裁判所に控訴手続に従って再審理を行うことを申し立てるため、第一審裁判所の判決又は事件の解決を停止し、若しくは中止する決定に対し控訴する権利を有する。

第244条 控訴の申立書

- 控訴の申立書には、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - 申立書の作成日
 - 控訴人の氏名及び住所
 - 法的効力を有していない第一審裁判所の判決又は決定のうち控訴を申し立てる部分
 - 控訴の理由及び控訴人の請求
 - 控訴人の署名又は指印
- 控訴申立書は、控訴された第一審の判決又は決定を言い渡した第一審裁判所に提出しなければならない。控訴申立書を控訴審裁判所に提出した場合は、控訴審裁判所は、この法律第255条の規定に従い、第一審裁判所が必要な手続を実施し、控訴審裁判所に事件記録を送付するために、申立書を第一審裁判所に送付しなければならない。
- 控訴に十分根拠があり適法であることを証明する追加書類、証拠がある場合は、控訴申立書にそれを添付しなければならない。

第245条 控訴の期限

- 第一審裁判所の判決に対する控訴の期限は、判決言渡しの日から15日である。公判期日に欠席した当事者については、控訴期限は判決をその者に手渡し、又は公示した日から起算する。
- 事件の解決を停止し、又は中止する第一審裁判所の決定に対する控訴の期限は、控訴権を有する者が当該決定を受け取った日から起算して7日である。
- 控訴申立書を郵送した場合は、控訴日はその封筒に刻印された送付消印日に基づいて計算する。

第246条 控訴申立書の審査

- 控訴申立書を受け取った後に、第一審裁判所は、この法律第244条第1項の規定に従って、その有効性を調べなければならない。
- 期限を徒過した控訴の場合は、第一審裁判所は、控訴人にその理由を説明するよう求め、控訴申立書の提出遅延が正当である理由を証明する書類、証拠がある場合はそれを提出するよう求める。
控訴申立書がこの法律第244条第1項の定め反して作成された場合は、第一審裁判所は、控訴人にそれを補正し、又は補足するよう求める。

第247条 期限を徒過した控訴

- この法律第245条に定める期限内にされなかった控訴は、期限を徒過した控訴となる。第一審裁判所は、期限を徒過した控訴申立書を受け取った後に、当該申立書、控訴の提出遅延の理由に関する控訴人の説明及び書類、証拠があればそれを控訴審裁判所に送付しなければならない。
- 期限を徒過した控訴及び添付書類、証拠を受け取った後10日以内に、控訴審裁判所は、徒過した控訴を検討するため3名の裁判官で構成する合議体を設ける。合議体は徒過した申立てを受理するか否かの決定を発することができ、当該決定に理由を明記する。控訴審裁判所は、期限を徒過した控訴人及び第一審裁判所にその決定を送付しなければならない。控訴審裁判所が期限を徒過した控訴を受理する場合は、

第一審裁判所はこの法律に定める手続を実施し、事件の記録を控訴審裁判所に送付する。

第248条 控訴審訴訟費用の前金の支払通知

- 有効な控訴申立書を受理した後に、控訴人が控訴審訴訟費用の前金若しくは控訴審訴訟費用が免除され、又は支払わなくてよい場合に該当しないときは、第一審裁判所は控訴人が法令の定める控訴審訴訟費用の前金を支払うよう、控訴申立書受理の旨を控訴人に通知しなければならない。
- 控訴審訴訟費用の前金の支払に関する裁判所の通知を受け取った日から10日以内に、控訴人は、訴訟費用の前金を支払い、第一審裁判所に訴訟費用の前金の支払の受領書を提出しなければならない。この期限を徒過しても控訴人が控訴審訴訟費用の前金を支払わない場合は、その正当な理由がある場合を除き、控訴人はその控訴を破棄したとみなす。

第249条 控訴の通知

- 有効な控訴申立書を受理した後に、第一審裁判所は、その旨を書面で同級の検察院及び当事者に通知しなければならない。
- 控訴について通知を受けた者は、控訴審裁判所に控訴事項に関する自己の意見を陳述する書類を送付する権限を有する。当該書類は、事件記録に含む。

第250条 検察院による異議申立て

同級又は直近上級の検察院長官は、直近上級裁判所に対し、控訴手続に従って事件を直接に解決するよう申し立てるため、第一審裁判所の判決又は事件の解決を停止し、又は中止する決定に対し異議を申し立てる権限を有する。

第251条 検察院の異議申立決定

- 検察院の異議申立決定は、書面で行い、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - 異議申立決定の発付日及び連番
 - 異議申立決定を発付した検察院の名称
 - 法的効力を有していない第一審裁判所の判決又は決定のうち異議を申し立てる部分
 - 当該異議申立ての理由及び検察院の請求
- 異議申立決定に署名した者の氏名及び異議申立決定を発付した検察院の押印
- 異議申立決定は、異議を申し立てられた判決又は決定を言い渡した第一審裁判所がこの法律に定める手続を実施し、この法律第255条の定めに従い、控訴審裁判所に事件記録を送付するよう、当該第一審裁判所に直ちに送付しなければならない。
- 異議申立て決定には、検察院の異議申立てに十分根拠があり、適法であることを証明する追加書類、証拠を同封する。

第252条 異議申立ての期限

- 第一審裁判所の判決に異議を申し立てる期限は、判決の言渡し日から起算して同級の検察院については15日、直近上級検察院については30日である。検察官が公判期日に出席しなかった場合は、異議申立ての期限は、同級の検察院が判決を受け取った日から起算する。
- 事件の解決を停止し、又は中止する第一審裁判所の決定に対する異

議申立ての期限は、同級の検察院が当該決定を受け取った日から起算して、同級の検察院については7日、直近上級検察院については10日である。

第253条 異議申立ての通知

1. 異議申立決定を發した検察院は、当該異議申立てに関係する当事者に直ちに異議申立決定を送付しなければならない。
2. 異議申立ての通知を受けた者は、控訴審裁判所に対し、異議申立事項に関する自己の意見を陳述する書類を送付する権限を有する。当該書類は、事件記録に含む。

第254条 控訴又は異議申立ての効果

1. 第一審判決又は決定のうち控訴され、又は異議を申し立てられた部分は、法令が即時の執行を要求する場合を除き、執行されない。
2. 控訴されず又は異議を申し立てられなかった第一審裁判所の判決、決定又はその一部は、控訴又は異議申立ての期限が徒過した日から法的効力を有する。

第255条 事件記録、控訴、異議申立ての送付

第一審裁判所は、事件記録、控訴、異議申立て及び添付書類、証拠を次の日から5営業日以内に控訴審裁判所に送付しなければならない。

1. 控訴人が控訴審訴訟費用の前金を支払わなくてよい場合は、控訴又は異議申立ての期限が徒過したとき
2. 控訴人が控訴審訴訟費用の前納の受領書を第一審裁判所に提出したとき

第256条 控訴、異議申立ての修正、補足、取下げ

1. 控訴審公判期日の開始前又は控訴審公判期日に、控訴人は、自己の控訴を修正し、又は補足することができ、異議申立ての決定を發した検察院は、その異議申立てを修正し、又は補足することができる。ただし、控訴又は異議申立ての期限が徒過している場合は、当該修正又は補足は、元の控訴又は異議申立ての範囲を超えてはならない。
2. 控訴審公判期日の開始前又は控訴審公判期日に、控訴人はその控訴を取り下げることができ、異議申立ての決定を發した検察院又は直近上級検察院は、その異議申立てを取り下げることができる。

控訴審裁判所は、事件のうち控訴人が控訴を取り下げ、又は検察院がその異議申立てを取り下げた部分について控訴審を中止する。

3. 控訴審公判期日開始前の控訴若しくは異議申立ての修正、補足又は取下げは、書面で行い、控訴審裁判所に送付しなければならない。控訴審裁判所は、当該修正又は取下げを当事者に直ちに通知しなければならない。

公判期日の控訴若しくは異議申立ての修正、補足又は取下げは、公判期日の調書に記録しなければならない。

第16章 控訴審の準備

第257条 控訴審の事件受理

1. 事件記録、控訴、異議申立て及び添付書類、証拠を受け取った後直ちに、控訴審裁判所は、それを受理簿に記録する。

2. 控訴審裁判所の長官又は最高人民裁判所の控訴審裁判長は、控訴審合議体を設立し、裁判長を務める裁判官を指名する。

第258条 控訴審の準備期限

1. 事件を受理した日から2か月以内に、控訴審裁判所は、各特定の事件によって、次の決定の一を發する。
 - a) 事件の控訴審を停止する。
 - b) 事件の控訴審を中止する。
 - c) 事件の控訴審を開く。複雑な事件について、又は客観的な障壁がある場合に、控訴審裁判所の長官は、公判準備期限の延長を決定できるが、延長期間は1か月を超えてはならない。
2. 事件の公判を開く決定を發付した日から1か月以内に、裁判所は、控訴審の公判期日を開かなければならない。;正当な理由がある場合は、この期限は2か月である。
3. 事件の控訴審を開く決定は、同級の検察院及び控訴又は異議申立てに関連する者に送付しなければならない。

第259条 事件の控訴審の停止

控訴審裁判所は、事件の控訴審を停止する決定を發する。;事件の控訴審停止の効力及び控訴審の再開は、この法律第189、190条及び191条の定めに従う。

第260条 事件の控訴審の中止

1. 控訴審裁判所は、次の場合に事件の控訴審を中止する決定を發する。
 - a) この法律第192条第1項a号及びb号に定める場合
 - b) 控訴人が控訴全体を取り下げ、又は検察院が異議申立て全体を取り下げる場合
 - c) 法令が定めるその他の場合
2. 控訴審裁判所が、本条第1項b号の定めに従って、事件の控訴審を中止する決定を發した場合は、第一審の判決又は決定は、控訴審裁判所が当該決定を發した日から法的効力を有する。

第261条 緊急保全処分の適用、変更又は取消決定

控訴審及びその準備期間中に、控訴審裁判所は、この法律第8章に定める緊急保全処分の適用、変更又は取消しを決定することができる。

第262条 事件記録の検討のため検察院に事件記録を送付

1. 控訴審の事件を受理した後に、控訴審裁判所は事件記録の検討のためにそれを同級の検察院に送付しなければならない。
2. 同級の検察院が事件記録を検討する期限は、事件記録を受け取った日から15日である。:当該期間が満了したときは、検察院は、事件記録を裁判所に返却しなければならない。

第17章 控訴審の手續

第263条 控訴審の範囲

控訴審裁判所は、第一審判決又は決定のうち控訴され、若しくは異議を申し立てられた部分、又は控訴内容若しくは異議申立内容の再検討に関連する部分のみを再検討する。

第264条 控訴審公判期日の参加者

1. 控訴人、当事者、控訴又は異議申立ての解決に関連する個人、機関、組織並びに当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、控訴審公判期日に召喚しなければならない。裁判所は、控訴又は異議申立ての解決に必要なと考える場合は、その他の手續参加者を公判期日に召喚することができる。
2. 検察院が異議を申し立てた場合、又は第一審の公判期日に参加した場合は、同級の検察院の検察官は、控訴審公判期日に参加しなければならない。

第265条 公判期日における控訴審の停止又は中止

控訴審公判期日における事件の控訴審の停止又は中止は、この法律の第259条及び260条の定めに従う。

第266条 控訴審公判期日の延期

1. 公判期日に参加しなければならない同級の検察院の検察官が欠席した場合は、控訴審公判期日は、延期しなければならない。
2. 控訴人が正当な理由で1回欠席した場合は、控訴期日は延期しなければならない。控訴人が正当に適法に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、控訴人はその控訴を破棄したとみなし、裁判所は、欠席した控訴人が控訴した事件の控訴審を中止する決定を発する。
3. 控訴人以外の手続参加者が公判期日に欠席した場合は、控訴審公判期日の延期又は継続は、この法律第199、200、201、202、203、204、205条及び206条の定めに従う。
4. 控訴審公判期日の延期期間及び延期の決定は、この法律第208条の定めに従う。

第267条 控訴審公判期日の開始準備及び開始手続

控訴審公判期日の開始準備及び開始手続は、この法律第212、213、214、215条及び216条の定めに従う。

第268条 公判期日における尋問

1. 控訴審公判期日の開始手続が完了した後に、審理合議体の構成員は、事件の内容、第一審の判決及び控訴され、又は異議を申し立てられた内容を告知する。
2. 裁判長は、次の事項を尋問する。
 - a) 原告がその提訴の取下げを希望するか否か。
 - b) 控訴人又は検察官がその控訴又は異議申立ての変更、補足又は取下げを希望するか否か。
 - c) 当事者が事件の解決について相互の合意に達することができるか否か。

第269条 控訴審公判期日開始前又は公判期日における原告の訴え取下げ

1. 原告が控訴審公判期日の開始前又は控訴審公判期日においてその訴えを取り下げる場合は、審理合議体は、被告にそれに同意するか否かを尋問しなければならない。事件によって次のように解決することができる。
 - a) 被告が同意しない場合は、原告による訴え取下げを承認しない。
 - b) 被告が同意する場合は、原告による訴え取下げを承認する。控訴審合議体は、第一審の判決を破棄する決定を発し、事件の解決を中止する。この場合は、当事者は、第一審裁判所が定める第一審訴訟費用及び法令が定める控訴審訴訟費用の半分を支払わなければならない。
2. 控訴審合議体が事件の解決を中止する決定を発した場合は、原告は、この法律が定める手続に従って、事件を再提訴する権限を有する。ただし、当該事件の提訴の時効を徒過していないときに限る。

第270条 控訴審公判期日における当事者の合意の承認

1. 控訴審公判期日において当事者がその事件の解決に関し相互の合意に達することができ、その合意が任意で法令又は社会倫理に反していない場合は、控訴審合議体は、第一審裁判所の判決を変更する控訴審判決を言い渡し、当事者の合意を承認する。
2. 当事者は、第一審訴訟費用の支払についても合意に達することができる。その合意に達しない場合は、裁判所は、法令に従って決定をする。

第271条 控訴審公判期日における当事者の陳述聴取

1. 当事者が事件の処理について相互の合意に達することができず、当事者がその控訴を維持し、又は検察院がその異議申立てを維持する場合は、控訴審合議体は、次の順番で当事者の陳述を聴取し、事件の審理を開始する。
 - a) 控訴人の合法的権利及び利益の弁護人が控訴の内容及びその根拠を提示する。控訴人は、追加陳述をすることができる。当事者全員が控

訴する場合は、その陳述は次の順番で行う。：原告である控訴人の合法的権利及び利益の弁護人及び原告；被告である控訴人の合法的権利及び利益の弁護人及び被告；関連する権利、義務を有する者である控訴人の合法的権利及び利益の弁護人並びに関連する権利、義務を有する者。

検察院のみが異議を申し立てる場合は、検察官が異議申立ての内容及びその根拠を提示する。；控訴及び異議申立ての両方がある場合は、当事者が最初に控訴内容及びその根拠を提示し、次に検察院が異議申立ての内容及びその根拠を提示する。

- b) 控訴又は異議申立てに関連するその他の当事者の合法的権利及び利益の弁護人は、控訴の内容及び異議申立ての内容に関する当該関連当事者の意見を提示する。当事者は、追加陳述をすることができる。
2. 当事者が弁護人を持たない場合は、当事者は自分自身で控訴の内容及び異議申立ての内容に関する自己の意見を提示し、陳述する。
 3. 控訴審公判期日に、当事者及び検察官は、追加証拠を提出することができる。

第272条 控訴審公判期日における尋問、書類の公開、証拠物の取調べ手続

1. 控訴審公判期日における参加者の尋問、書類の公開、証拠物の取調べ手続は、第一審公判期日に適用されるものと同一である。
2. 尋問は、この法律第263条の規定に従い、控訴審の範囲に該当する事項について行う。

第273条 控訴審公判期日における弁論

控訴審公判期日における弁論は、第一審公判期日における弁論と同様に行い、陳述の順番は、この法律第271条の定めに従う。弁論は、控訴審の範囲内に該当し、控訴審公判期日に既に尋問した事項についてのみ行う。

第274条 評議及び判決の言渡し

評議、尋問の再開及び弁論、評議の期限、判決の言渡し、控訴審判決の修正及び補足は、第一審の手続に従う。

第275条 控訴審合議体の権限

控訴審合議体は、次の権限を有する。

1. 第一審判決を支持する。
2. 第一審判決を変更する。
3. 第一審判決を破棄し、事件の再審理のために事件記録を第一審裁判所に送付する。
4. 第一審判決を破棄し、事件の解決を中止する。

第276条 第一審判決の修正

控訴審合議体は、次の場合に第一審裁判所が法令に反する決定をしたときに、第一審判決の一部又は全部を変更することができる。

1. 証明及び証拠の収集が十分に、かつこの法律第7章の規定に従って実施された場合
2. 証明及び証拠の収集が第一審で十分に実施されなかったが、控訴審公判期日において十分に補足された場合

第277条 第一審判決の破棄及び事件の再審理のため事件記録の第一審裁判所への送付

控訴審合議体は、次の場合には、第一審判決を破棄し、事件の再審理のため事件記録を第一審裁判所に送付する。

1. 証明及び証拠の収集が、この法律第7章の定めに対し、又は十分に実施されず、控訴審公判期日においてそれを補足できない場合
2. 第一審の審理合議体の構成がこの法律の規定に反し、又は他の重大な手続上の違反があった場合

第278条 第一審判決の破棄及び事件解決の中止

控訴審合議体は、第一審公判期日の事件の解決において、事件がこの法律第192条に定める場合の一に該当するときは、第一審判決を破棄し、事件の審理を中止する。

である。

第279条 控訴審裁判所の判決

1. 控訴審合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において控訴審裁判所の判決を言渡す。
2. 控訴審裁判所の判決は、次の内容で構成する。
 - a) 導入
 - b) 事件の内容、控訴、異議申立て、認定
 - c) 主文
3. 導入部では、控訴審裁判所の名称、事件受理の連番及び日付、判決の連番及び言渡し日、審理合議体の構成員、書記官、検察官、鑑定人及び通訳人の氏名、原告、被告及び関連する権利、義務を有する者の氏名及び住所、訴えを提起した機関若しくは組織又はその代理人、その合法的権利及び利益の弁護人、控訴人の氏名又は異議を申し立てた検察院の名称、公判の公開又は非公開、公判の時間及び場所を明記しなければならない。
4. 事件の内容、控訴又は異議申立て及び認定部分では、事件の内容、第一審裁判所の決定、控訴又は異議申立ての内容、控訴審合議体の認定及び控訴審合議体が事件を解決するために根拠とした法律文書の条項号を要約して示さなければならない。

控訴審合議体の認定部分では、控訴又は異議申立てを認め、又は認めない根拠の分析を示さなければならない。
5. 主文の部分では、控訴又は異議申立てが提訴されたために解決すべき事項、第一審訴訟費用、控訴訴訟費用の支払に関する控訴審合議体の決定を明記しなければならない。
6. 控訴審判決は、その言渡し日から法的効力を有する。

第280条 控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定の控訴審による変更手続

1. 控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定を再検討するときは、控訴審合議体は、公判期日を開く必要がなく、当事者を召喚する必要もない。ただし、決定する前に当事者の意見を聴取する必要がある場合を除く。
2. 同級の検察院の検察官は、控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の判決を再検討するため控訴評議に参加する。
3. 控訴審合議体の一構成員は、控訴され、又は異議を申し立てられた第一審判決の内容の要約、控訴又は異議申立ての内容並びに添付書類及び証拠があれば、それらを提示する。
4. 検察官は、控訴審合議体が決定をする前に控訴又は異議申立ての解決に関する検察院の意見を陳述する。
5. 控訴され、又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定を再検討するときに、控訴審合議体は次の権限を有する。
 - a) 第一審裁判所の決定を支持する。
 - b) 第一審裁判所の決定を修正する。
 - c) 第一審裁判所の決定を破棄し、事件解決の継続のために事件記録を第一審裁判所に送付する。
6. 控訴審決定は、発付日から効力を有する。

第281条 控訴審判決、決定の送付

控訴審判決又は決定の発付日から15日以内に、控訴審裁判所は、その判決、決定を第一審公判を行った裁判所、同級検察院、権限のある民事判決執行機関、控訴人、自己の権利、義務が控訴又は異議申立てに関連している者又はその適法な代理人に送付しなければならない。

最高人民裁判所の控訴審裁判所が控訴審を行う場合は、この期限は延長してもよいが、25日を超えてはならない。

第4部 法的効力を有する判決、決定の再検討手続

第18章 監督審の手続

第282条 監督審の性質

監督審とは、事件の解決において重大な法律違反が発見されたため、異議を申し立てられた裁判所の法的効力を有する判決又は決定の再検討

第283条 監督審の手続に従って異議を申し立てる根拠

次の根拠の一が存在する場合には、裁判所の法的に効力を有する判決又は決定は、監督審の手続に従って異議を申し立てる。

1. 判決又は決定の結論が、事件の客観的事実関係と矛盾している。
2. 法律手続において重大な違反がある。
3. 法律の適用において重大な過誤がある。

第284条 監督審の手続に従って再検討する必要がある法的効力を有する判決又は決定の発見

1. 当事者、個人、機関又はその他の組織は、裁判所の法的効力を有する判決又は決定における法律違反を発見し、この法律第285条に定める異議申立てをする権限を有する者に書面で通知する権限を有する。
2. 裁判所の法的効力を有する判決又は決定に法律違反を発見した場合は、検察院、裁判所は、この法律第285条に定めた異議を申し立てる権限を有する者にその旨を書面で通知しなければならない。

第285条 監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する者

1. 最高人民裁判所の長官及び最高人民検察院の長官は、全審級の裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する。ただし、最高人民裁判所の裁判官評議会の監督審決定を除く。
2. 省級人民裁判所の長官及び省級人民検察院の長官は、県級人民裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する。

第286条 法的効力を有する判決又は決定の執行延期及び停止

1. 裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し異議を申し立てる権限を有する者は、監督審手続に従って異議申立てを検討するため、判決又は決定の執行延期を申し立てることができる。判決の執行延期は、民事判決執行に関する法令に従う。
2. 監督審の手続に従って、法的効力を有する判決又は決定に対し異議を申し立てた者は、監督審の決定が出るまで当該判決又は決定の執行停止を決定する権利を有する。

第287条 監督審の手続に従って異議を申し立てる決定

監督審の手続に従って異議を申し立てる決定は、次の主要な内容で構成する。

1. 異議申立て決定の番号及び日付
2. 異議申立て決定をした者の地位
3. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の番号及び日付
4. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の主文
5. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の違反又は過誤についての意見、分析
6. 異議申立て決定の法的根拠
7. 法的効力を有する判決又は決定の一部又は全部に対し異議を申し立てる決定
8. 当該事件の監督審を行う管轄権を有する裁判所の名称
9. 異議申立て者の意見

第288条 監督審の手続に従って異議を申し立てる期限

監督審の手続に従って異議を申し立てる権限を有する者は、裁判所の判決又は決定が法的効力を有した日から3年以内においてのみ異議を申し立てることができる。

第289条 監督審の手続に従った異議申立て決定の修正、補足又は取下げ

1. 監督審の手続に従って異議を申し立てた者は、この法律第288条に定める異議申立て期限が経過していないときに異議申立て決定を修正し、又は補足する権限を有する。
2. 異議を申し立てた者は、公判期日の開始前又は監督審公判期日に異

議申立決定の一部又は全部を取り下げる権限を有する。

第290条 監督審の手續に従った異議申立決定の送付

1. 監督審の手續に従って異議を申し立てた決定は、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定を發した裁判所、当事者、権限を有する民事判決執行機関及び自己の権利、義務が異議申立ての内容と関連する者に直ちに送付しなければならない。
2. 最高人民裁判所の長官又は省級人民裁判所の長官が異議を申し立てた場合は、異議申立決定及び事件記録を同級の人民検察院に直ちに送付しなければならない。検察院は、事件記録を受け取った日から15日以内に記録を検討する。当該期間が満了したときは、検察院は、管轄裁判所が監督審の手續に従って事件を審理するために当該管轄裁判所に事件記録を送付しなければならない。
3. 最高人民検察院の長官又は省級人民検察院の長官が異議を申し立てた場合は、異議申立決定は、管轄裁判所が監督審の手續に従って事件を審理するために直ちに当該管轄裁判所に送付しなければならない。

第291条 監督審の手續に従って事件を再検討する管轄権

1. 省級人民裁判所の裁判官委員会は、異議を申し立てられた県級人民裁判所の法的効力を有する判決及び決定を監督審の手續に従って再検討する。
2. 最高人民裁判所の民事裁判部、経済裁判部及び労働裁判部は、異議を申し立てられた省級人民裁判所の法的効力を有する判決又は決定を監督審の手續に従って再検討する。
3. 最高人民裁判所の裁判官評議会は、異議を申し立てられた最高人民裁判所の控訴裁判部、民事裁判部、経済裁判部及び労働裁判部の法的効力を発する判決及び決定を監督審の手續に従って再検討する。
4. 本条第1、2項に定める異なった審級の裁判所の管轄下にある同一の民事事件の法的効力を有する判決又は決定に対し異議が申し立てられた場合は、管轄権を有する上級裁判所が監督審の手續に従って事件全体を再検討する。

第292条 監督審公判期日の参加者

1. 監督審公判期日には、同級の検察院が参加しなければならない。
2. 必要と考える場合は、裁判所は手續の参加者及び異議申立てに関連する他の者を監督審公判期日に参加するために召喚する。

第293条 監督審公判期日の開始期限

監督審の権限を有する裁判所は、異議申立て及び事件記録を受け取った日から4か月以内に、監督審の手續に従って事件を再検討するため、公判期日を開始しなければならない。

第294条 監督審公判期日の準備

裁判所長官は、公判期日の事件の説明書を作成する裁判官を指名する。説明書には事件の内容、異なった審級の裁判所の判決、決定及び異議申立ての内容を要約する。説明書は、監督審公判期日が開始する遅くとも7日前には監督審評議会の構成員に送付しなければならない。

第295条 監督審公判期日の手續

1. 裁判長が公判期日を開始した後、監督審合議体の構成員は、事件の内容の概略、事件の審理過程、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の主文、異議申立ての根拠及び異議申立者の意見を提示する。検察院の代理人は、異議申立決定に関する検察院の意見を陳述する。
2. 手續の参加者又は他の者が監督審公判期日に参加するために裁判所に召喚された場合は、その者は異議申立決定に関する自己の意見を陳述することができる。検察院の代理人は、異議申立決定に関する検察院の意見を陳述する。
3. 監督審合議体の構成員は、事件の解決に関して評議し、自己の意見を陳述する。検察院の代理人は、事件の解決に関する検察院の意見を陳述する。
4. 監督審合議体は、事件の解決に関して投票を行う。

省級人民裁判所の裁判官委員会又は最高人民裁判所の裁判官評議会の監督審決定は、その構成員全員の過半数の投票が必要である。

省級人民裁判所の裁判官委員会又は最高人民裁判所の裁判官評議会は、異議申立てに賛成、反対、その他の意見の順番で評決する。決定が省級人民裁判所の裁判官委員会又は最高人民裁判所の裁判官評議会の過半数の投票を得なかった場合は、公判期日を延期しなければならない。公判期日を延期する決定を發付した日から30日以内に、裁判官委員会又は裁判官評議会は、全構成員の参加の下で事件を再審理しなければならない。

第296条 監督審審理の範囲

1. 監督審合議体は、法的効力を有する判決又は決定のうち、異議を申し立てられ、又は異議申立ての内容の審理に関連する部分のみを審理する。
2. 監督審合議体は、法的効力を有する判決又は決定のうち異議を申し立てられ、又は異議申立ての内容の審理に関連していない部分でも、当該部分が国益又は事件の当事者以外の第三者の利益を侵害している場合は、その部分を審理する権限を有する。

第297条 監督審合議体の権限

監督審合議体は、次の権限を有する。

1. 異議申立てを却下し、法的効力を有する判決又は決定を支持する。
2. 破棄され、又は修正された下級裁判所の適法な判決 又は決定を支持する。
3. 第一審手續又は控訴審手續に従った再審理のために法的効力を有する判決又は決定を破棄する。
4. 事件を審理した裁判所の判決又は決定を破棄し、当該事件の解決を中止する。

第298条 破棄され、又は修正された直属下級裁判所の適法な判決又は決定の支持

監督審合議体は、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定を破棄する決定を發し、その異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定により一部又は全部を破棄され、若しくは修正されていた下級裁判所の適法な判決又は決定を支持する。

第299条 第一審の再審理又は控訴審の再審理のために異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の破棄

監督審合議体は、次の場合に第一審手續又は控訴審手續に従った再審理のために異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定を破棄する決定を發する。

1. 証明及び証拠の収集が十分に実施されず、又はこの法律第7章の規定に反して実施された場合
2. 判決又は決定の結論が事件の客観的事実関係に適合せず、又は法律の適用に重大な過誤がある場合
3. 第一審合議体又は控訴審合議体の構成がこの法律の規定に従わず、又はその他の重大な手續上の違反がある場合

第300条 法的効力を有する判決、決定の破棄及び事件解決の中止

事件がこの法律第192条に定める場合の一に該当する場合は、監督審合議体は、法的効力を有する判決、決定を破棄する決定を發し、事件の解決を中止する。

第301条 監督審の決定

1. 監督審合議体は、ベトナム社会主義共和国の名において決定を發する。
2. 監督審の決定は、次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 公判期日の開始日時及び場所
 - b) 監督審合議体の構成員の氏名。監督審合議体が省級人民裁判所の裁判所委員会又は最高人民裁判所の裁判官評議会である場合は、裁判長の氏名及び肩書き並びに審理に参加した構成員の数を明記する。
 - c) 書記官及び公判期日に参加した検察官の氏名

- d) 合議体が監督審を開いた事件名
- dd) 事件の当事者の氏名及び住所
- e) 事件の内容の要約、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の本文
- g) 異議申立て決定、異議申立ての根拠
- h) 異議申立てを認め、又は認めない根拠を分析した監督審合議体の認定
- i) 監督審合議体が決定の根拠とした民事訴訟法の条項号
- k) 監督審合議体の決定

第302条 監督審決定の効力

監督審の決定は、監督審合議体がそれを発付した日から法的効力を発する。

第303条 監督審決定の送付

決定の発付日から5営業日以内に、監督審合議体は、次の者に監督審決定を送付しなければならない。

1. 当事者及び監督審決定に従って関連する権利、義務を有するその他の者
2. 異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定を言い渡した裁判所
3. 同級の検察院、権限を有する民事判決執行機関

第19章 再審手続

第304条 再審手続の性質

再審理とは、判決又は決定の内容を実質的に変える可能性があり、裁判所が当該判決又は決定を言い渡したときには裁判所及び当事者が知らなかった新しく発見された事実関係の出現により、異議を申し立てられた法的効力を有する判決又は決定の審理である。

第305条 再審手続に従った異議申立ての根拠

法的効力を有する判決又は決定は、次の根拠の1が存在するときに、再審手続に従って異議申立てができる。

1. 事件の解決において当事者が知り得なかった事件の新しい事実関係が発見された。
2. 鑑定人の結論及び通訳人の通訳に虚偽があり、又は証拠が偽造されたことを証明する根拠がある。
3. 裁判官、人民参審員又は検察官が事件記録を意図的に転用し、又は故意に不法な結論を出した。
4. 裁判所が事件の解決のために根拠とした刑事、行政、民事、婚姻及び家族、営業、商事又は労働に関する裁判所の決定又は国家機関の決定が既に破棄された。

第306条 新しく発見された事実関係に関する通知及び確認

1. 当事者、個人、機関又は組織は、事件の新しい事実関係を発見し、この法律第307条に定める異議を申し立てる権限を有する者に書面で通知する権限を有する。
2. 事件の新しい事実関係が発見された場合には、検察院及び裁判所は、その旨をこの法律第307条に定める異議を申し立てる権限を有する者に書面で通知しなければならない。

第307条 再審手続に従って異議を申し立てる権限を有する者

1. 最高人民裁判所の長官及び最高人民検察官の長官は、全審級の裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、再審手続に従って異議を申し立てる権限を有する。ただし、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を除く。

2. 省級人民裁判所の長官及び省級人民検察院の長官は、県級人民裁判所の法的効力を有する判決又は決定に対し、異議を申し立てる権限を有する。

3. 法的効力を有する判決又は決定に対し異議を申し立てた者は、再審の決定が出るまで当該判決又は決定の執行を停止する権限を有する。

第308条 再審手続に従った異議申立ての期限

再審手続に従った異議申立ての期限は、異議を申し立てる権限を有する者がこの法律第305条に定める再審手続に従って異議を申し立てる根拠を得た日から起算して1年である。

第309条 再審合議体の権限

再審合議体は次の権限を有する。

1. 異議申立てを却下し、法的効力を有する判決又は決定を支持する。
2. この法律に定める手続に従った第一審の再審理のために法的効力を有する判決又は決定を破棄する。
3. 法的効力を有する判決又は決定を破棄し、事件の解決を中止する。

第310条 監督審手続に関する規定の適用

再審手続に関する他の規定は、この法律に定める監督審手続の規定に従う。

第5部 民事非訟事件の解決手続

第20章 民事非訟事件の解決手続に関する通則

第311条 適用範囲

裁判所は、この法律第26条第1、2、3、4項及び6項、第28条第1、2、3、4、5項及び7項、第30条第1項及び4項並びに第32条第3項に定める民事非訟事件を解決するために、本章の規定及び本章の規定に違反しないこの法律のその他の規定を適用する。

民事非訟事件とは、個人又は組織が紛争は有していないが、自分自身若しくは他の個人、機関若しくは組織の民事、婚姻家族、営業、商事若しくは労働に関する権利並びに義務の発生の根拠となる法律事実を承認し、若しくは承認しないことを裁判所に申し立て、又はその民事、婚姻家族、営業、商事若しくは労働に関する権利を承認することを裁判所に申し立てることである。

第312条 民事非訟事件の解決を裁判所に求める申立て

1. 民事非訟事件の解決を裁判所に申し立てる者は、この法律第3章第2節に定める管轄権を有する裁判所にその申立書を提出しなければならない。
2. 申立書は、次の主要な内容を含む。
 - a) 申立書提出日
 - b) 申立てを解決する権限を有する裁判所の名称
 - c) 申立人の氏名及び住所
 - d) 裁判所に解決を申し立てる具体的な事項；当該民事非訟事件の裁判

所による解決を申し立てた理由、目的及び根拠

- dd) 申立ての解決に関連する者がいる場合は、当該者の氏名及び住所
 - e) 自己の申立ての解決に関連すると申立人が思料するその他の情報
 - g) 申立人が個人の場合はその署名若しくは指印、又は申立人が機関又は組織の場合はその適法な代理人の署名及び押印
3. 申立書には、申立てに十分根拠があり、適法であることを証明する書類及び証拠を添付しなければならない。

第313条 民事非訟事件の解決期日の参加者

1. 裁判所は、民事非訟事件を解決するために公開の期日を開かなければならない。

民事非訟事件の解決のために期日を開く決定を発した後に、裁判所は直ちに当該決定及び民事非訟事件の事件記録をその検討のために同級の検察院に送付しなければならない。検察院は、事件記録を受け取ってから7日以内にそれを検討しなければならず、当該期間が満了したときは、検察院は裁判所が民事非訟事件を解決する期日を開くため、裁判所に事件記録を返却しなければならない。

2. 同級の検察院の検察官は、期日に出席しなければならず。検察官が欠席した場合は、期日は延期しなければならない。
3. 申立人又はその適法な代理人は、裁判所の召喚状に従って期日に参加しなければならない。
- 申立人が正当な理由で1回欠席した場合は、裁判所は期日を延期する。申立人がその不在中に民事非訟事件を解決することを裁判所に申し立てた場合は、裁判所は申立人の不在中に非訟事件を解決することができる。申立人が正当に2回召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、その申立てを破棄したとみなし、裁判所は、民事非訟事件の解決を中止する決定を発する。裁判所が民事非訟事件の解決を中止する決定を発した場合でも、申立人がこの法律に定める手続に従って民事非訟事件の解決を裁判所に申し立てる権利を保障する。
4. 裁判所は、関係者又はその適法な代理人を期日に召喚できる。必要な場合は、裁判所は証人、鑑定人、通訳人を期日に出席するよう召喚できる。欠席する者がいる場合は、裁判所は、期日を延期し、又は期日を進める決定をする。

第314条 民事非訟事件を解決する期日実施手続

1. 民事非訟事件を解決する期日は、次の順序で実施する。
- a) 書記官が期日参加者の出欠を報告する。
 - b) 裁判官が期日を開始する。;期日に召喚された者の出欠及びその身元カードを確認する。
 - c) 申立人又はその適法な代理人が、解決を裁判所に申し立てた具体的な事項並びに当該民事非訟事件の解決を裁判所に申し立てる理由、目的及び根拠を提示する。
 - d) 関係者又はその適法な代理人が、民事非訟事件の解決におけるその権利、義務に関する事項について自己の意見を陳述する。
 - dd) 証人が証言をする。;鑑定人が鑑定の結果を提示し、なお不明確又は矛盾している事項を説明する。
 - e) 証拠を取り調べる。
 - g) 検察官が、民事非訟事件の解決に関する検察院の意見を陳述する。
 - h) 裁判官が、民事非訟事件の解決を求める申立を検討し、それを認めるか否かを決定する。
2. 欠席する者がいる場合は、裁判官はその者が裁判所に提供又は開示した証言、書類、証拠を公開することができる。

第315条 民事非訟事件の解決決定

1. 民事非訟事件を解決する決定は、次の主要な内容を含む。
- a) 決定日
 - b) 決定を發した裁判所の名称

- c) 裁判官、検察官及び書記官の氏名
- d) 民事非訟事件の解決の申立人の氏名及び住所
- dd) 裁判所に解決を申し立てた具体的な事項
- e) 関係者の氏名及び住所
- g) 裁判所の認定及び申立ての認否の根拠
- h) 民事非訟事件の解決の法的根拠
- i) 主文
- k) 支払うべき訴訟費用

2. 民事非訟事件を解決する決定は、当該決定の発付日から5営業日以内に同級の検察院、権限を有する判決執行機関、民事非訟事件の解決の申立人及び権利、義務が当該決定に関連する個人、機関、組織に送付しなければならない。

第316条 民事非訟事件の解決決定に対する控訴及び異議申立て

控訴審手続に従って民事非訟事件を再度解決することを直近上級裁判所に申し立てるため、申立人及び権利、義務が民事非訟事件の解決決定に関連する個人、機関、組織は、控訴をする権限を有し、同級の検察院及び直近上級検察院は、民事非訟事件の解決決定に対し異議を申し立てる権限を有する。ただし、この法律第28条第2、3項に定める決定を除く。

第317条 控訴又は異議申立ての期限

1. 申立人及び権利、義務が民事非訟事件の解決決定に関連する個人、機関、組織は、裁判所が当該決定を發した日から7日以内に当該決定に対する控訴をする権限を有する。ただし、この法律第358条第1項及び第372条第1項に定める場合を除く。その者が公判期日に出頭しなかった場合は、当該期限は、その者が民事非訟事件の解決決定を受け取った日又は当該決定が告知され、又は掲示された日から起算する。
2. 同級の検察院は、裁判所が民事非訟事件の解決決定をした日から7日以内に当該決定に対する異議を申し立てる権限を有し、直近上級検察院は、裁判所が当該決定をした日から15日以内に当該決定に対する異議申立てをする権限を有する。ただし、この法律第358条第2項及び第372条第2項に定める場合を除く。

第318条 控訴され又は異議を申し立てられた民事非訟事件の解決決定の控訴審手続

控訴され、又は異議を申し立てられた民事非訟事件の解決決定の控訴審手続は、この法律第280条の規定に従う。

第21章 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告の申立解決手続

第319条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告申立書

1. 関連する権利、利益を有する者及び関連する機関又は組織は、民法の規定に従い、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告を裁判所に申し立てる権限を有する。
2. 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容を完全に含んでいなければならない。
3. 人の民事行為能力喪失の宣告を裁判所に求める申立書は、当該者が自己の行為を覚知し、制御することができない精神病又はその他の病気を患っていることを証明する専門機関の結論及びその他の証拠を添付しなければならない。
4. 人の民事行為能力制限の宣告を裁判所に求める申立書は、当該者が

薬物中毒又は他の興奮剤の中毒になっており、それが当該者の家族の財産の損害又は損失につながることを証明する証拠を添付しなければならない。

第320条 申立書の検討のための準備

1. 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告を裁判所に求める申立書を検討する準備期間は、裁判所が申立書を受理した日から30日を超えない。当該期間が満了したときは、裁判所は、その申立書を検討する期日を開く決定を発する。
2. 申立書の検討準備期間中に、裁判所は当事者の請求により、民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告を申し立てられた者の健康又は病気の検査を求めることができる。この場合には、裁判所は、検査結果が出た後に申立書を検討する期日を開く決定を発する。
3. 申立書の検討準備中に申立人がその申立書を取り下げた場合は、裁判所は申立書の検討を中止する決定を発する。
4. 期日を開く決定を発した日から15日以内に、裁判官は、申立書を検討する期日を開かなければならない。

第321条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告決定

1. 裁判所は、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告する申立書を認容し、又は認容しないことができる。
2. 裁判所が申立書を認容した場合は、裁判所は人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告する決定を発する。

人の民事行為能力制限を宣告する決定において、裁判所は、民事行為能力が制限された者の法定代理人及び代理の範囲を決定しなければならない。

第322条 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限の宣告決定の破棄申立書

1. 民事行為能力の喪失又は民事行為能力の制限を裁判所に宣告された者が既にその宣告された状態にない場合は、当該者、関連する権利、利益を有する者又は関連する機関若しくは組織は、当該者の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告した決定を破棄する決定を発することを裁判所に申し立てることができる。
2. 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告する決定の破棄を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容をすべて含まなければならない。

第323条 申立書の検討準備及び裁判所の決定

1. 人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告した決定の破棄を裁判所に求める申立書を検討する準備期間は、この法律第320条の規定に従う。
2. 裁判所は、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告した決定を破棄する申立書を認容し、又は認容しないことができる。
3. 申立書を認容する場合には、裁判所は、人の民事行為能力喪失又は民事行為能力制限を宣告した決定を破棄する決定を発する。

第22章 住所を去った者の捜索に関する通知発付の申立解決手続

第324条 住所を去った者の捜索に関する通知発付の申立書

1. 人が6か月以上連続して住所に不在である場合には、関連する権利、利益を有する者は、当該者の捜索に関する通知の発付を裁判所に申し立て、同時に民法の規定に従い、住所を去った者の財産管理のための措置を採ることを裁判所に申し立てる権限を有する。
2. 住所を去った者の捜索の宣告を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容をすべて含んでいなければならない。
3. 住所を去った者の捜索に関する通知の発付を裁判所に求める申立書は、当該者が6か月以上連続して不在であることを証明する証拠を添付しなければならない。住所を去った者の財産を管理する措置を採ることを裁判所に求める申立ての場合は、申立人は、住所を去った者の財産状況、既存の財産の管理に関する書類及び住所を去った者の親族の一覧を提出しなければならない。

第325条 申立書の検討準備

1. 住所を去った者の捜索に関する通知の発付を裁判所に求める申立書を検討する準備期間は、裁判所が申立書を受け取った日から20日である。当該期間が満了したときは、裁判所は、申立書を検討する期日を開く決定を発する。
2. 上記の期間内に申立人がその申立てを取り下げた場合、又は捜索通知を申し立てられた者が帰宅し、裁判所に申立書の検討の中止を求めた場合は、裁判所は申立書の検討を中止する決定を発することができる。
3. 期日開始決定の発付日から10営業日以内に、裁判官は申立書を検討する期日を開かなければならない。

第326条 住所を去った者の捜索に関する通知発付の決定

1. 裁判所は、住所を去った者の捜索に関する通知発付を求める申立書を認容し、又は認容しないことができる。
2. 申立書を認容する場合は、裁判所は、申立書を認容する決定を発し、住所を去った者の捜索に関する通知を発する。住所を去った者の財産を管理するために必要な措置を採ることを裁判所に求める申立書を認容する場合は、当該申立書を認容する裁判所の決定は、民法の規定に従って当該者の財産を管理するために措置を採ることも決定しなければならない。

第327条 住所を去った者の捜索に関する通知

住所を去った者の捜索に関する通知は、次の主要な内容を含んでいなければならない。

1. 通知の発付日
2. 通知を発付した裁判所の名称
3. 住所を去った者の捜索に関する通知発付の申立書を認容した裁判所の決定の連番及び日付
4. 申立人の氏名及び住所
5. 捜索される者の氏名、出生日又は年齢及び住所を去る前の最後の住所
6. 捜索される者が連絡する関連する個人若しくは組織、又は捜索される者の情報を有するその他の者の住所

第328条 住所を去った者の捜索に関する通知の告知

1. 住所を去った者の捜索に関する通知は、中央の日刊紙に3回連続して掲載し、かつ中央のラジオ局又はテレビ局で3日間連続して3回放送する。
2. 住所を去った者の捜索に関する通知の公開又は放送費用は、全額申立人が負担する。

第329条 住所を去った者の捜索に関する通知の発付決定の効力

この法律第326条に定める住所を去った者の捜索に関する通知の発付決定は、捜索される者が帰宅した場合は自動的に効力を失う。

第23章 人の失踪宣告の申立解決手続

第330条 人の失踪宣告申立書

1. 関連する権利、利益を有する者は、民法の規定に従って、人の失踪宣告を裁判所に申し立てる権限を有する。
2. 人の失踪宣告を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容を完全に含まなければならない。
3. 申立書には、失踪宣告を申し立てられた者が2年以上連続して不在で、その者の生存又は死亡に関する信頼できる情報がないことを証明し、かつ申立人が捜索通知の十分な措置を採ったことを証明する証拠を添付しなければならない。裁判所が住所を去った者の捜索に関する通知の決定を発した場合には、当該決定の謄本も提出しなければならない。

第331条 申立書の検討準備

1. 人の失踪宣告の申立書を受け取った日から20日以内に、裁判所は、失踪宣告を求められた者の捜索に関する通知決定を発する。
2. 当該通知の内容及び告知は、この法律第327条及び328条の規定に従う。当該捜索通知の期間は、最初の通知の公開日又は放送日から4か月である。
3. 通知の告知期間内に申立人がその申立書を取下げ、又は失踪宣告を求められた者が帰宅し、申立書の検討の中止を裁判所に申し立てた場合は、裁判所は、当該者の失踪宣告申立書の検討を中止する決定を発する。

第332条 人の失踪宣告の決定

1. 捜索通知の告知期間が満了したときから15日以内に、裁判所は人の失踪宣告の申立書を検討する期日を開く。
2. 裁判所は、申立てを認容し、又は認容しないことができる。
3. 申立てを認容する場合は、裁判所は、人の失踪宣告の決定を発する。裁判所が失踪宣告をされた者の財産を管理する措置を採ることを求められ、この申立てを認容した場合は、裁判所の決定は、民法の規定に従い、当該者の財産を管理するために採る措置も示さなければならない。

第333条 裁判所の失踪宣告の決定を破棄する申立書

1. 失踪宣告をされた者が帰宅した場合、又は当該者が生存していることを確認する信頼できる情報がある場合は、当該者又は関連する権利、利益を有する者は、裁判所に当該者の失踪宣告の決定を破棄する決定の発付を申し立てることができる。
2. 失踪宣告の決定の破棄を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容を完全に含まなければならない。
3. 当該申立書には、失踪宣告をされた者が帰宅し、又は生存していることを証明する証拠を添付しなければならない。

第334条 人の失踪宣告の決定を破棄する決定

1. 人の失踪宣告の決定を破棄する申立書を受理した日から15日以内に、裁判所は申立書を検討するため期日を開く。
2. 裁判所は、申立てを認容し、又は認容しないことができる。
3. 申立てを認容する場合は、裁判所は、人の失踪宣告の決定を破棄する決定を発し、民法の規定に従って、当該者の失踪宣告決定の破棄の法的効力を決定する。

第24章 人の死亡宣告申立ての解決手続

第335条 人の死亡宣告申立書

1. 関連する権利、利益を有する者は、民法の規定に従い、人の死亡宣告を裁判所に申し立てることができる。
2. 人の死亡宣告を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2

項に定める内容を完全に含んでいなければならない。

3. 申立書には、死亡宣告を申し立てられた者が民法の定める場合の一において既に死亡していることを証明する証拠を添付しなければならない。

第336条 申立書の検討準備

1. 人の死亡宣告申立書を検討する準備期間は、裁判所が申立書を受け取った日から30日を超えない。当該期間が満了したときは、裁判所は、申立書を検討する期日を開く決定を発しなければならない。
2. 裁判所は、申立書を検討する準備期間内に申立人がその申立書を取り下げた場合又は死亡宣告を申し立てられた者が帰宅し、裁判所に申立書の検討の中止を申し立てた場合は、申立書の検討を中止する決定を発する。
3. 期日を開く決定を発した日から10日以内に、裁判所は、申立書を検討する期日を開く。

第337条 死亡宣告の決定

1. 裁判所は、人の死亡宣告の申立てを認容し、又は認容しないことができる。
2. 申立てを認容する場合は、裁判所は、死亡宣告の決定を発する。当該決定において裁判所は、当該者の死亡日及び民法の規定に従って死亡宣告の法的効力を確定する。

第338条 裁判所の死亡宣告決定を破棄する申立書

1. 死亡宣告をされた者が帰宅し、又は当該者が生存していることを確認する信頼できる情報がある場合は、当該者又は関連する権利、利益を有する者は、当該者の死亡宣告の決定を破棄する決定を発することを裁判所に申し立てることができる。
2. 人の死亡宣告の決定破棄を裁判所に求める申立書は、この法律第312条第2項に定める内容を完全に含んでいなければならない。
3. 申立書には、死亡宣告をされた者が帰宅し、又は生存していることを証明する証拠を添付しなければならない。

第339条 人の死亡宣告決定を破棄する決定

1. 人の死亡宣告の決定を破棄する申立書を受け取った日から15日以内に、裁判所は申立書を検討するため期日を開く。
2. 裁判所は、申立てを認容し、又は認容しないことができる。
3. 申立てを認容する場合は、裁判所は、死亡宣告の決定を破棄する決定を発する。この決定において裁判所は、民法の規定に従って、死亡宣告決定の破棄の法的効力を確定しなければならない。

第25章 ベトナムにおける商事仲裁活動に関連する民事非訟事件の解決手続

第340条 裁判所が管轄権を有するベトナムの商事仲裁活動に関連する民事非訟事件

1. 仲裁人の指名又は変更
2. 緊急保全処分の適用、変更又は取消
3. 仲裁判断の破棄
4. ベトナムの商事仲裁に関する法令が定めるその他の民事非訟事件

第341条 解決手続

ベトナムの商事仲裁活動に関連する民事非訟事件の解決手続は、ベトナムの民事仲裁に関する法令の規定に従う。

第6部 外国裁判所の民事判決又は決定、外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行手続

第16章 外国裁判所の民事判決又は決定、外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行手続に関する通則

第342条 外国裁判所の民事判決又は決定、外国仲裁判断

1. 外国裁判所の民事判決又は決定とは、外国裁判所の民事、婚姻家族、営業、商事若しくは労働事件の判決又は決定、刑事若しくは行政判決又は決定中の財産に関する決定及びベトナム法に従って民事判決又は決定とみなす外国裁判所のその他の判決又は決定である。
2. 外国仲裁判断とは、ベトナム領土外で言い渡され、又はベトナム領土内で法務、商事又は労働関係から発生した紛争を解決するために双方が選任した外国仲裁人が言い渡した判断である。

第343条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁人の仲裁判断の承認及び執行の原則

1. ベトナムの裁判所は、次の場合に外国裁判所の民事判決又は決定を検討し、承認し、ベトナムで執行する。
 - a) ベトナムとともにこの事項に関し、国際条約に署名し、又は加盟した国の裁判所の民事判決又は決定
 - b) ベトナム法に従って承認し、執行する外国裁判所の判決又は決定
2. ベトナムの裁判所は、外国の仲裁判断がベトナムとともにこの事項に関し、国際条約に署名し、又は加盟した国で出された場合又はその国の仲裁人によって出された場合は、当該外国仲裁判断を検討し、承認し、ベトナムで執行する。
3. 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁人の仲裁判断は、ベトナムと当該外国がこの事項に関する国際条約に署名し、又は加盟していなくても、相互主義に基づいて、承認し、ベトナムで執行することができる。
4. 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁人の仲裁判断は、ベトナムの裁判所がそれを承認し、執行する許可をした後のみ、ベトナムで執行する。
5. ベトナムで執行が要求されておらずその不承認が申し立てられていない外国裁判所の民事判決又は決定は、ベトナムが署名し、又は加盟した国際条約に従ってベトナムで自動的に承認する。
6. ベトナムの裁判所は、ベトナムで執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定の不承認の申立てがある場合にのみ、当該外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を検討する。

第344条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行を申し立てる権利

1. 判決債権者又はその適法な代理人は、判決債権者が個人の場合はその者がベトナムで居住し若しくは就業しているときに、判決債権者が機関若しくは組織の場合はその本店がベトナムにあるときに、又は外国裁判所の判決、決定若しくは外国仲裁判断の執行に関連する判決債権者の財産が申立て時にベトナムに所在する場合において、外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行をベトナムの裁判所に申し立てることができる。
2. 当事者、関連する合法的権利及び利益を有する者又はその適法な代理人は、ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の判決又は決定の不承認をベトナムの裁判所に求める申立てを提出することができる。

第345条 控訴又は異議申立ての権利の保障

当事者は、外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断を承認し、又は承認しない裁判所の決定をこの法律の規定に従って再検討することを求めて、当該決定に対して、直近上級裁判所に控訴する権限を有し、検察院は当該決定に対して、直近上級裁判所に異議を申し立てる権限を有する。

第346条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断を承認し、又は承認しないベトナムの裁判所の決定の効力保障

1. ベトナムにおける執行のためにベトナムの裁判所が承認し、許可した外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断は、ベトナムの裁判所の法的効力を有する民事判決又は決定と同様に完全な法的効力を有し、民事判決執行手続に従って執行する。ベトナムの裁判所が承認しない外国裁判所の民事判決又は決定は、ベトナムで法的効力を

持たない。

2. ベトナムにおける執行のためにベトナムの裁判所が承認し、許可した外国仲裁判断は、ベトナムの裁判所の法的効力を有する決定と同様に完全な法的効力を有し、民事判決執行手続に従って執行する。

第347条 申立書の検討結果の通知

ベトナムの裁判所は、決定を発付した日から15日以内に、外国裁判所の判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行に関する申立書の検討結果を、司法省を通じて当該判決又は決定を言い渡した外国裁判所、当事者及び当該決定に関連する個人、機関、組織に通知し、外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行の申立書の検討結果を、当該申立書を提出した個人、機関又は組織及び当該決定に関連するその他の個人、機関又は組織に通知する。

第348条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の執行のために資金又は財産を送付する権利の保障

ベトナム社会主義共和国は、ベトナムにおける執行のためにベトナムの裁判所が承認し、許可した外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の執行のために、ベトナムから外国への資金及び財産の送付を保障する。当該資金及び財産の送付はベトナム法に従う。

第349条 外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及び執行の費用

外国裁判所の民事判決若しくは決定又は外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を申し立てた者は、ベトナム法が定める費用を支払わなければならない。

第27章 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書の検討手続

第350条 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行の申立書

1. 外国裁判所の民事判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行の申立書は、ベトナムの司法省に提出しなければならない。次の主要な内容を含んでいなければならない。
 - a) 判決債権者又はその適法な代理人の氏名及び居住地又は就業地。判決債権者が機関又は組織のときは、その本店の名称及び所在地を完全に記載しなければならない。
 - b) 判決債権者の氏名及び居住地又は就業地。判決債権者が機関又は組織のときは、その本店の名称及び所在地を完全に記載しなければならない。判決債権者がベトナムに居住地又は就業地を持たない個人である場合、又は本店がベトナムにない機関又は組織である場合は、申立書には、外国裁判所の判決又は決定のベトナムにおける執行に関連する財産及び各種資産が存在する場所の所在地も明記しなければならない。
 - c) 判決債権者の申立て；外国裁判所の判決又は決定が部分的に執行済みである場合は、判決債権者は、執行部分並びに承認及びベトナムにおける継続執行を申し立てる残存部分を明記しなければならない。
2. 外国語の申立書は、正当に公証され、又は認証されたベトナム語版を同封しなければならない。

第351条 申立書に添付する文書、書類

1. 申立書には、ベトナムが署名し、又は加盟した国際条約に定める文書及び書類を添付する。当該国際条約に規定がない場合又は該当する国際条約がない場合は、申立書には、外国裁判所の判決又は決定を正当に認証した謄本及び当該判決又は決定が効力を有し、失効しておらず、ベトナムで執行すべきであることが既に判決又は決定に明記されている場合を除き、これらの事項を認証する書類及び判決又は決定の謄本が当該判決又は決定を執行しなければならない判決債権者に送られたことを認証する書類を添付しなければならない。判決債権者又はその適法な代理人が外国裁判所の審理を欠席した場合は、その者が正当に召喚されたことを認証する書類が必要である。

2. 外国語で作成された申立書に添付する文書、書類には、正当に公証され、又は認証されたベトナム語版を同封しなければならない。

第352条 事件記録の裁判所への送付

司法省は、申立書及び添付文書、書類を受け取ってから7日以内にこの法律第34条、35条に定める管轄権を有する裁判所に事件記録を送付しなければならない。

第353条 事件記録の受領及び追加説明の請求

1. 司法省から送付された事件記録を受け取った日から7営業日以内に、管轄権を有する裁判所は、それを受理し、同級の検察院にその旨を通知しなければならない。
2. 裁判所は、申立ての検討準備期間内に申立人又は判決若しくは決定を言い渡した外国裁判所に事件記録の不明確な事項の説明を求める権利を有する。
追加説明の書面による請求及び回答は、ベトナムの司法省を通して送付する。
3. ベトナムの裁判所から追加説明の書面による請求を受け取った日から7日以内に、司法省は当該請求を申立人又は外国裁判所に送付する。
4. 書面による説明を受け取ってから7日以内に、司法省は当該説明を請求したベトナムの裁判所に書面の説明を送付する。

第354条 申立書の検討準備

1. 裁判所は、申立書を受け取ってから4か月以内に各具体的事件に応じて次に掲げる事項の一を決定する。
 - a) 申立人が申立書を取り下げ、又は判決債務者が任意に判決若しくは決定を執行した場合、個人である判決債務者が死亡しその権利、義務が相続されなかった場合、又は機関若しくは組織である判決債務者が解散し、若しくは破産し、その権利、義務がベトナム法の規定に従って解決された場合に、申立書の検討を中止する。
 - b) 当該申立書が裁判所の管轄下になく、又は判決債務者の住所若しくは判決に関連する財産の所在地が確認できない場合に、申立ての検討を中止し事件記録を司法省に返却する。
 - c) 申立書を検討する期日を開く。
裁判所がこの法律第353条第2項に定める追加説明を求める場合は、申立書の検討準備期間は、更に2か月延長する。
2. 裁判所は、申立書を検討するため期日を開く決定の発付後1か月以内に期日を開かなければならない。
裁判所は、期日の開始前日の15日以内に、事件記録をその検討のため同級の検察院に送付する。この期間が満了したときに、同級の検察院は、裁判所が申立書を検討する期日を開くために事件記録を裁判所に返却しなければならない。

第355条 申立書を検討する期日

1. 申立書は、3人の裁判官で構成する合議体が行う期日で検討し、3人の裁判官のうち1人は、裁判所の長官の指名に従って裁判長を務める
2. 同級の検察院の検察官は、期日に参加しなければならない。検察官が欠席した場合は、期日は延期しなければならない。
3. 期日は、判決債務者又はその適法な代理人の立会いの下に行わなければならない。彼らが正当な理由で1回欠席した場合は、期日は延期しなければならない。
判決債務者又はその適法な代理人がその不在中に申立てを検討することを裁判所に求める申立書を提出した場合、又は彼らが正当な2回目の召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、申立ての検討を進める。
4. 合議体は、決定をするために事件の再審理はせず、外国裁判所の判決又は決定及び申立書に添付された文書及び書類を取り調べ、それらをベトナム法及びベトナムが署名し、又は加盟した国際条約の関連規定と比較するのみとする。
5. 合議体は、申立書、添付文書及び書類を検討し、召喚した者及び検察官の意見を聴取した後に評議し、多数決で事件の決定を出す。

合議体は、外国裁判所の民事判決又は決定を承認して、ベトナムで執行し、又は承認しない決定を発する権利を有する。

第356条 承認せずベトナムで執行しない外国裁判所の民事判決又は決定

1. 裁判所が当該判決又は決定を言い渡した国の法令に従って、まだ法的効力を有さない民事判決又は決定
2. 判決債務者又はその適法な代理人が適法に召喚されなかったために、外国裁判所の公判期日を欠席した場合
3. 事件がベトナムの裁判所の専属管轄下にある場合
4. 同一事件に関し、ベトナム裁判所が言い渡した法的効力を有する民事判決若しくは決定又は外国裁判所が言い渡し、ベトナムにおける執行のためにベトナムの裁判所が承認し、許可した法的効力を有する民事判決若しくは決定が存在する場合、又は外国裁判所が事件を受理する前にベトナム裁判所が受理し、その解決中である場合
5. 判決執行の期限が当該民事判決若しくは決定を言い渡した裁判所の国の法令又はベトナム法に従って経過した場合
6. 外国裁判所の判決又は決定の承認及びベトナムにおける執行が、ベトナム法の基本原則に反している場合

第357条 裁判所の決定の送付

この法律第354条、355条に従って決定を発付後、裁判所に直ちに当事者及び同級の検察院に当該決定を送付しなければならない。当事者が海外に居住している場合は、決定は司法省を通じて送付する。

第358条 控訴及び異議申立て

1. 裁判所がこの法律第354条、355条に従って決定を出した日から15日以内に、当事者又はその適法な代理人は、当該決定に対し控訴をする権限を有する。当事者又はその適法な代理人が申立てを検討する期日に出頭しなかった場合は、控訴期限は、彼らが当該決定を受け取った日から起算する。控訴には、その理由及び控訴請求を明記しなければならない。
不可抗力又は客観的な障壁により当事者又はその適法な代理人上記の期限内に控訴を提出できなかった場合は、不可抗力又は客観的な障壁が存在した期間を控訴期限に含まない。
2. 同級の検察院又は最高人民検察院は、この法律第354条、355条に定める裁判所の決定に対し異議を申し立てる権限を有する。
同級の検察院の異議申立て期限は、裁判所が当該決定を出した日から起算して15日であり、最高人民検察院の異議申立て期限は、裁判所が当該決定を出した日から起算して30日である。

第359条 控訴、異議申立ての検討

1. 最高人民裁判所は、事件記録の受領日から1か月以内に控訴され又は異議を申し立てられた省級人民裁判所の決定を再検討する。この法律第353条に定める釈明を求める場合は、この期間を延長することができるが2か月を超えてはならない。
2. 控訴され又は異議を申し立てられた決定を再検討するために設けた合議体は、3名の裁判官で構成し、そのうちの1人は、最高人民裁判所の控訴審裁判所の長官が裁判長に指名する。
控訴され又は異議を申し立てられた決定の再検討期日は、この法律第355条に定める申立てを検討する期日と同様に進行する。
3. 合議体は、省級人民裁判所の決定の一部又は全部を支持し又は修正し、当事者とその控訴を取り下げ若しくは検察院がその異議申立てを取り下げた場合又はこの法律第354条第1項a号に定める根拠の一が存在する場合は、控訴又は異議申立ての検討を中止する権限を有する

る。

最高人民裁判所が言い渡した決定は、最終決定であり執行力を有する。

第28章 ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を求める申立書の検討手続

第360条 不承認の申立期限

1. ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定を受け取った日から30日以内に、当事者、関連する合法的権利、利益を有する者又はその適法な代理人は、当該判決又は決定を承認しないことをベトナムの裁判所に求める申立書を司法省に提出する権限を有する。
2. 申立人が不可抗力又は客観的な障碍のために本条第1項に定める期限内に申立書を提出できなかったことを証明できる場合は、不可抗力又は客観的な障碍が存在した期間は申立書を送付する期限に含まない。申立書を提出する期限の回復は、申立書を受理した裁判所の長官が検討し、決定する。

第361条 不承認の申立書

1. 外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を求める申立書は、次の主要内容を含まなければならない。
 - a) 申立人の氏名及びその居住地又は就業地。申立人が機関又は組織であるときは、その名称及び本店の所在地を完全に記載する。
 - b) 申立人の請求
2. 申立書には、外国裁判所の民事判決又は決定の有効な謄本及び不承認の申立てに十分根拠があることを証明する必要な文書及び書類を添付しなければならない。
3. 外国語の申立書、添付文書及び書類には、適法に公証し又は認証されたベトナム語版を同封しなければならない。
4. 申立書及び添付書類の管轄裁判所への送付は、この法律第352条の規定に従う。

第362条 不承認の申立書の検討

1. 外国裁判所の民事判決又は決定の不承認を求める申立書の検討準備及びその検討は、この法律第354条及び355条の規定に従う。
2. 申立書を検討する合議体は、次の決定の一を発付する権限を有する。
 - a) 外国裁判所の民事判決又は決定を承認しない。
 - b) 不承認の申立てを棄却する。
3. ベトナムにおいて執行が要求されていない外国裁判所の民事判決又は決定は、この法律第356条に定める場合に承認しない。

第363条 裁判所の決定送付、控訴又は異議申立て

裁判所の決定の送付、控訴又は異議申立ての提出及び控訴又は異議申立ての検討は、この法律第357、358条及び359条の規定に従う。

第29章 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申

立書の検討手続

第364条 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書

1. 外国仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行を求める申立書は、ベトナムの司法省に送付し、次の主要内容を含んでいなければならない。
 - a) 判決債権者の氏名及びその居住地若しくは就業地、又はベトナムにおける適法な代理人。判決債権者が機関又は組織であるときは、その名称及び本店の所在地を完全に記載しなければならない。
 - b) 判決債務者の氏名及びその居住地又は就業地。判決債務者が機関又は組織である場合は、その名称及び本店の所在地を記載しなければならない。個人である判決債務者がベトナムに居住地又は就業地を持たない場合又は機関若しくは組織である判決債務者がベトナムに本店を持たない場合は、申立書には、外国仲裁判断のベトナムにおける執行に関連する財産及び各種の資産が存在する所在地を明記しなければならない。
 - c) 判決債権者の請求。
2. 外国語の申立書は、適法に公証され又は認証されたベトナム語版を添付しなければならない。

第365条 申立書に添付する文書及び書類

1. 申立書には、ベトナムが署名し又は加盟した国際条約に定める文書及び書類を添付する。当該国際条約に規定がない場合又は該当する国際条約がない場合は、申立書には、外国仲裁判断の有効な謄本及び仲裁手続で発生する又は発生した紛争の解決に関する当事者間の仲裁合意の有効な謄本を添付しなければならない。但し、関連国の法令が、当該紛争がその手続で解決できると定めているときに限る。
契約に定める仲裁条項、又は紛争が発生した後に双方が締結した仲裁に関する各別の合意は、仲裁合意になり得る。
2. 申立書に添付する文書、書類が外国語である場合は、その適法に公証され又は認証されたベトナム語版も送付しなければならない。

第366条 事件記録の裁判所への送付

1. 申立書、添付文書及び書類を受け取った日から7日以内に、司法省は、この法律第34条及び35条に定める管轄権を有する裁判所に事件記録を送付する。
2. 司法省が既に事件記録を管轄権を有する裁判所に送付し、後日に管轄権を有する外国機関から外国仲裁判断の取消を検討しており又は既に取り消し若しくは停止したという旨の通知を受け取った場合は、司法省は裁判所にその旨を直ちに書面で通知する。

第367条 事件記録の受領

1. 司法省から事件記録を受け取った日から3営業日以内に、管轄権を有する裁判所は、記録を受理し、個人、機関又は組織である判決債務者及び同級の検察院にその旨を通知する。
2. 裁判所は、申立書を提出した個人、機関又は組織にその申立書の不

明瞭な事項を明らかにすることを求める権限を有する。

審理合議体は、外国仲裁判断を承認し執行する決定又は外国仲裁判断を承認しない決定を発することができる。

第368条 申立書の検討準備

- 申立書を受理した日から2か月以内に、管轄権を有する裁判所は、事件に応じて次の決定の一を発付する。
 - 外国の権限を有する機関が外国仲裁判断を再検討しているという旨の書面の通知を司法省から受け取った場合には申立書の検討を停止する。
 - 個人、機関若しくは組織である判決債権者がその申立書を取下げた場合、個人、機関若しくは組織である判決債務者が任意に判決を執行した場合、機関若しくは組織である判決債務者が解散し若しくは破産し、その権利、義務がベトナム法に従って解決された場合、又は個人である判決債務者が死亡しその権利、義務を相続する者がいない場合には、申立書の検討を中止する。
 - 外国の権限を有する機関が外国仲裁判断を取り消し、又はその執行を中止したという旨の書面の通知を司法省から受け取った場合には、申立書の検討を中止する。
 - 申立書の検討が裁判所の管轄下でない場合、機関若しくは組織である判決債務者がベトナムに本店を有さない場合、個人である判決債務者がベトナムに居住せず若しくは就業しない場合、又は仲裁判断のベトナムにおける執行に関連する資産が存在する場所を確認することが不可能な場合には、申立書の検討を中止し、司法省に事件記録を返却する。
 - 申立書を検討する審理期日を開く。

裁判所がこの法律第367条第2項の規定に従って説明を求める場合は、申立書の検討準備期間は、更に2か月延長する。

- 裁判所は、審理期日を開く決定を発した日から20日以内に申立書を検討する審理期日を開かなければならない。裁判所は、審理期日開始前の10日以内に事件記録の検討のため同級の検察院に事件記録を送付しなければならない。この期間が満了したときは、検察院は、裁判所が申立書を検討する審理期日を開くために裁判所に事件記録を返却しなければならない。

第369条 申立書検討の審理期日

- 申立書の検討は、3名の裁判官で構成する審理合議体が審理期日で行い、3名のうち1名は、裁判所の長官の指名に従い裁判長を務める。
- 同級の検察院の検察官は、審理期日に参加しなければならない。検察官が欠席した場合は、審理期日は、延期しなければならない。
- 審理期日は、判決債務者又はその適法な代理人の参加の下で行う。その者が正当な理由で1回欠席した場合は、審理期日は延期しなければならない。

判決債務者又はその適法な代理人がその不在中に申立書を検討することを裁判所に求めた場合又はその者が2回適法に召喚を受けたにもかかわらず欠席した場合は、申立書の検討を進める。

- 審理合議体は、既に外国仲裁人が解決した紛争を再審理せず、外国仲裁判断及び添付文書又は書類を確認し、それをこの法律の規定、他のベトナム法の規定及びベトナムが署名し又は加盟した関連する国際条約の規定と照合するのみとする。
- 申立書及び添付文書又は書類を検討し、召喚した者及び検察官の意見を聴取した後に、審理合議体は、事件を評議し多数決で決定を下す。

第370条 不承認の場合

- 外国仲裁判断は、次の場合に承認せずベトナムで執行しない。
 - 仲裁合意の当事者が、各当事者に適用する法律によると当該合意に署名する能力を有さない場合
 - 当事者が適用のために選択した国の法令又は当事者が仲裁合意に適用する法律を選択していなかった場合は、仲裁判断が宣言された国の法令によると仲裁合意が法的効力を持たない場合。
 - 個人、機関又は組織である判決債務者が仲裁人の指名及び外国仲裁組織による紛争の解決手続について適時、適切に通知を受けず、又は正当な理由により手続上の権利を行使することができなかった場合。
 - 外国仲裁判断が、当事者が解決を求めている紛争について言い渡され、又は仲裁合意の当事者の請求を超えている場合。仲裁判断が外国仲裁組織による解決を求められている事項の部分と解決を求められていない事項の部分とに分けることができる場合は、解決を求められた部分の事項は、承認しベトナムにおける執行を許可することができる。
 - 外国仲裁の人事又は外国仲裁による紛争処理の手続が、仲裁合意に従わない場合、又は、仲裁合意が当該事項を定めていなければ、外国仲裁判断の言い渡された国の法令に従わない場合。
 - 外国仲裁判断が当事者に対し法的効力を有さない場合。
 - 外国仲裁判断を言い渡した国又は法令を適用する国の権限を有する機関が外国仲裁判断の執行を取り消し又は停止した場合。
- ベトナムの裁判所が次のように思料する場合は、外国仲裁判断のベトナムにおける執行を承認せず、許可しない。
 - 紛争がベトナム法によれば仲裁で解決できない。
 - 外国仲裁判断の承認とベトナムにおける執行がベトナム法の原則に反する。

第371条 裁判所の決定の送付

この法律第368条及び369条に定める決定を発した直後に、裁判所は、当事者及び同級の検察院に決定を送付する。当事者が国外にいる場合は、当該決定は、司法省を通じて送付する。

第372条 控訴及び異議申立て

- 裁判所がこの法律第368条及び369条に定める決定を発した日から15日以内に、当事者又はその適法な代理人は、当該決定に対して控訴することができる。当事者が申立てを検討する審理期日に出席しなかった場合は、控訴期限は、当事者が当該決定を受け取った日から起算する。控訴には、控訴理由と請求を明記しなければならない。不可抗力又は客観的な障害により当事者又はその適法な代理人が上記の期限内に控訴できない場合は、不可抗力又は客観的な障害が存在する期間は、控訴の期限に含まない。
- 同級の検察院又は最高人民検察院は、この法律第368条及び369条に定める裁判所の決定に対し異議を申し立てることができる。同級の検察院が異議申立てをする期限は、裁判所が決定を発した日から起算して15日であり、最高人民検察院の異議申立て期限は30日である。

第373条 控訴又は異議申立ての検討

- 事件記録を受け取った日から起算して1か月以内に、最高人民裁判所は、控訴され又は異議を申し立てられた省級人民裁判所の決定を審理する。この法律第367条第2項の規定に従って説明が求められた場合は、この期限は延長することができるが2か月を超えてはならない。
- 控訴され又は異議を申し立てられた決定の審理合議体は、最高人民裁判所の控訴審裁判所の長官が指名した裁判長1名を含め、3名の裁判官で構成する。審理期日は、この法律第369条に定める申立検討期日と同様に行う。
- 審理合議体は、省級人民裁判所の決定を支持し若しくは一部若しく

は全部を修正する権限を有し、又は当事者がその控訴を取り下げ、検察院がその異議申立てを取り下げ、若しくはこの法律第368条第1項ab号及びc号に定める根拠があると考えられる場合には、控訴若しくは異議申立ての審理を停止し若しくは中止する権限を有する。

最高人民裁判所の決定は、最終決定であり執行力を有する。

第374条 承認及び執行決定の破棄

1. 民事判決執行機関の長官は、外国の権限のある機関がベトナムにおける執行が決定された外国仲裁判断の取消又は中止を検討している旨の書面の通知を司法省から受け取った場合は、外国仲裁判断の執行を停止する決定を発し、当該決定を外国仲裁判断のベトナムにおける執行を承認し許可する決定を発した裁判所に送付する。

民事判決執行機関の長官は、個人、機関又は組織である判決債権者の請求により外国仲裁判断の執行を継続するときは、必要な保証措置を採ることができる。

2. 外国仲裁判断を承認し、ベトナムにおけるその執行を許可する決定を発したベトナムの裁判所は、外国の権限のある機関が外国仲裁判断を取り消し又は中止した旨の書面による通知を司法省から受け取った直後に、当該決定を取り消す決定を発し、それを判決執行機関に送付する。

裁判所の決定を受け取った直後に、民事判決執行機関の長官は、外国仲裁判断の執行を中止する決定を発する。

第7部 裁判所の民事判決又は決定の執行

第30章 裁判所の判決又は決定の執行に関する通則

第375条 執行すべき裁判所の判決又は決定

1. 執行すべき裁判所の民事判決又は決定とは、既に効力を発しているものであり、次に掲げるものを含む。

- 控訴審手続に従って控訴され又は異議を申し立てられていない第一審裁判所の判決若しくは決定又はその一部
 - 控訴審裁判所の判決又は決定
 - 監督審の決定又は再審の決定
 - ベトナムの裁判所の法的効力を有する決定により承認されベトナムにおける執行を許可された外国裁判所の民事判決、決定又は外国仲裁判断
2. 第一審裁判所の次の判決又は決定は、それに対し控訴し又は異議を申し立てることが可能であっても直ちに執行される。
- 扶養、報酬、労働者の再雇用、賃金、退職金、社会保険又は市民が被った生命の損失、身体的若しくは精神的損害に対する賠償に関する判決又は決定
 - 緊急保全措置の適用に関する決定

第376条 判決又は決定の執行の根拠

判決又は決定は、次の根拠がある場合に執行する。

- この法律第375条に定める執行すべき判決又は決定
- 権限のある判決執行機関の判決執行決定

第377条 判決又は決定の執行を求める権利

- 当事者が判決又は決定を任意に執行しない場合は、判決債権者及び判決債務者は、判決又は決定に基づいて権限のある判決執行機関に判決執行の決定の発付を申し立てる。
- 判決又は決定の執行を申し立てる者は、執行を求める判決又は決定とともに、判決執行機関に判決執行の申立書を提出し又は申立ての内容及び判決執行に関連する情報を直接陳述しなければならない。

第378条 判決又は決定を執行するときの個人、機関、組織の責任

- 個人、機関、組織は、裁判所の判決又は決定を執行するに当たり、自己の任務及び権限の範囲内で執行官の要求を完全に実施する責任を負う。
- 全級の人民委員会の委員長は、民事判決執行に関する法令に従ってそれぞれの地域で判決又は決定を執行するに当たり、自己の任務及び権限の範囲内で関係機関間の調整を指揮する責任を負う。
軍区及び相当地域の司令官は、軍区及び相当地域で判決を執行するに当たり、自己の任務及び権限の範囲内で関係機関間の調整を組織する責任を負う。
- 治安当局は、秩序を維持し、判決若しくは決定の執行を妨げ又はそれに抵抗する行為を直ちに停止する責任を負う。強制執行措置を採った場合は、治安当局及び関係機関は、判決執行機関の長官又は執行官の長の請求により、当該措置の実施に当たり調整をしなければならない。

第379条 判決又は決定の執行の検察

人民検察院は、判決又は決定の適時で完全な、かつ適法な執行を保障するため、当事者、判決執行機関、執行官及び判決又は決定の執行に関連する個人、機関及び組織による法遵守を自己の任務及び権限の範囲内で検察する。

第31章 判決及び決定の執行手続

第380条 判決又は決定の交付

判決又は決定をこの法律第375条の規定に従って執行しなければならない場合は、当該判決又は決定を言い渡した裁判所は、当該判決又は決定を「執行のために」という題を付記して判決債権者及び判決債務者に交付する。

裁判所は、判決債権者及び判決債務者にその請求権、執行期限及び民事判決執行に関する法令の規定に従って判決を執行する義務を説明する。

第381条 判決又は決定の送付期限

- この法律第375条第2項a号の規定に従って執行する判決又は決定について、判決又は決定を言い渡した裁判所は、当該判決又は決定の発効日から10日以内に第一審を実施した裁判所と同級の判決執行機関に判決及び決定を送付しなければならない。
緊急保全処分の適用に関する決定について、当該決定を発した裁判所は、直ちに決定を同級の判決執行機関に送付しなければならない。
- 本条第1項に定める判決又は決定以外の判決又は決定について、当該判決又は決定を言い渡した裁判所は、判決又は決定が効力を有した日から30日以内に第一審を行った裁判所と同級の判決執行機関に当

該判決又は決定を送付しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

3. 判決又は決定を送付するときに、裁判所は、証拠物、財産又はその他の関連する書類の差押え又は一時的押収がある場合は、それに関する記録を同封しなければならない。

第382条 判決及び決定の説明

1. 判決債権者、判決債務者、判決又は決定の執行に関連する権利、義務を有する者及び判決執行機関は、判決又は決定を発した裁判所に執行のため判決又は決定の不明確な点を説明するよう書面で求める権利を有する。

書面の請求を受け取った日から15日以内に、裁判所は、説明書を作成し、それを請求者、同級の検察院及び判決又は決定の執行に関連する権利、義務を有する者に送付しなければならない。

2. 決定を発した裁判官又は公判期日を主宰した裁判官は、判決又は決定を説明する責任を負う。その者が既に裁判所の裁判官でない場合は、当該裁判所の長官が判決又は決定を説明する。
3. 判決又は決定の説明は、公判期日の調書及び評議の調書に基づかなければならない。

第383条 判決又は決定の執行を求める申立時効

1. 判決又は決定が法的効力を有した日から3年以内に、判決債権者及び判決債務者は、権限を有する判決執行機関に判決又は決定の執行決定の発付を求める権限を有する。

義務履行期限が判決又は決定で特定されている場合は、3年の期限は、義務の履行期から起算する。定期的に執行する判決又は決定については、3年の期限は、義務の履行期から起算して各期日に適用する。

2. 判決執行を申し立てる者が客観的障害又は不可抗力により判決執行を規定の期限内に申し立てることができなかったと証明できる場合は、客観的障害又は不可抗力が存在した期間は、判決執行の申立時効に含まない。この法律第286条及び307条に定めに従って判決又は決定の執行を延期し又は停止する場合は、延期期間又は停止期間は、判決執行の申立時効に含まない。ただし、判決債権者が判決債務者による判決執行の延期又は停止に同意する場合を除く。

第8部 民事手続の妨害行為の処理；民事手続における不服申立て及び告発

第32章 民事手続の妨害行為の処理

第384条 被告及び関連する権利、義務を有する者に適用する措置の処理

被告又は独立した請求をしなかった関連する権利、義務を有する者が裁判所に2回召喚を受けたにもかかわらず正当な理由なく裁判所に出席しなかった場合又は公判期日に欠席した場合は、場合に応じて裁判所から警告を受け又は罰金を科される。

第385条 手続を行う者の証拠収集及び証拠確認の妨害行為を行った者に適用する措置の処理

1. 次の行為の一を行う者は、その違反の重大性に応じて、裁判所から警告を受け、罰金を科され、若しくは行政制裁として身柄拘束を受け、又は刑事事件として立件される。

- a) 重要な証拠物を偽造し又は破壊し、裁判所による事件の解決を妨害する。
- b) 偽証又は書類の偽造
- c) 証言の拒絶、鑑定結果提出の拒否又は書類提出の拒絶
- d) 証人の証言を妨害し又は他の者に偽証することを強制するために、証人を欺き、脅迫し、買収し又は強制力を行使する。
- dd) 鑑定人の任務遂行を妨害し又は客観的真相に反する結論を提出することを強制するために、鑑定人を欺き、脅迫し、買収し又は強制力を行使する。
- e) 通訳人の任務遂行を妨害し又は虚偽、非客観的、過誤の通訳を強制するために、通訳人を欺き、脅迫し、買収し又は強制力を行使する。
- g) 手続を行う者の名誉、威厳又は名声を侵害し、脅迫し、強制力を行使し、又は手続を行う者がこの法律の規定に従い証拠を確認し収集する措置を採ることを妨害するその他の行為を行う。
- h) 法令が定めるその他の違法行為

2. 治安当局は、違反者に行政制裁としての身柄拘束を科す裁判所の決定を執行する任務を負う。

第386条 裁判所の召喚を受けて意図的に出頭しない証人に適用する措置の処理

1. 証人が正当に裁判所から召喚を受けたにもかかわらず、正当な理由なく裁判所に出席せず又は公判期日に出席せず、その欠席が証拠の収集、確認、又は事件の裁判に対し障害となった場合は、裁判所は、証人を公判期日に引致し、又は警告を与え、又は罰金を科す決定を発する権限を有する。
2. 証人を引致する決定には、その発付時間及び場所、決定を発した者の氏名及び地位、証人の氏名、出生日、居住地、証人の出頭時間及び場所を明記しなければならない。
3. 治安当局は、証人を引致する決定を執行する任務を負う。当該決定の執行官は、引致される者に決定を読み上げ、それを説明し、引致に関する記録を作成する。

第387条 公判期日の内部規則に違反する者に適用する措置の処理

1. 公判期日の内部規則を破る行為を行った者に対し、その違反の重大性に応じて裁判長が警告を与え、罰金を科し、法廷から強制退去させ又は行政制裁として身柄を拘束する。
2. 治安当局は、公判期日を維持し、公判期日を妨害する者に対する法廷からの強制退去又は行政制裁としての身柄拘束に関する裁判長の決定を執行する任務を負う。
3. 公判期日の内部規則を著しく侵害しその刑事責任を検討しなければならない場合は、裁判所は、刑事法令に従って刑事事件を立件する権限を有する。

第388条 裁判所が刑事事件を立件する場合の検察院の責任

1. 裁判所がこの法律第385条第1項及び第387条第3項に従って刑事事件を立件する場合は、立件の決定を発した日から10日以内に、裁判所は、立件の決定並びに刑事行為を裏付ける書類及び証拠を管轄する検察院に送付する。
2. 検察院は、事件の立件を検討し、刑事訴訟法に定める期限内に被疑者に対する刑事手続の開始を検討しなければならない。検察院が当該立件及び訴追を却下する場合は、事件を立件する決定を発した裁判所に理由を明記し書面で通知しなければならない。

第389条 証拠提出に関する裁判所の決定に従わない個人、機関又は組織に適用する措置の処理

1. 自己が管理し又は保有する証拠の提出に関する裁判所の決定に従わない個人、機関又は組織に対し、裁判所は、決定により警告し、罰金を科し、又は証拠提出を強制することができる。
2. 本条第1項に定める個人又は機関若しくは組織の長については、法令に従って懲戒し又は刑事責任を追求することができる。

第390条 罰金を科す手続、権限、罰金水準

民事手続の妨害行為に対する罰金を科す手続及び権限並びに罰金額は、国会の常任委員会が定める。

第33章 民事手続における不服申立て及び告発

第391条 不服を申し立てることができる民事手続の決定及び行為

1. 個人、機関又は組織は、民事手続を行う機関若しくは者の手続き上の決定若しくは行為が違法であり、又は自己の権利及び利益を侵害すると考える根拠がある場合は、当該決定又は行為について不服を申し立てる権限を有する。
2. 第一審、控訴審、監督審若しくは再審の判決、決定又は民事手続を行う者が発したその他の手続上の決定について、それが控訴され、異議を申し立てられ、不服を申し立てられ又は訴えられた場合は、本章の規定ではなくこの法律の相当する章の規定に従って解決する。

第392条 不服申立者の権利、義務

1. 不服申立者は次の権利を有する。
 - a) 自分自身で又はその適法な代理人を通じて不服申立てを提出すること
 - b) 事件の解決のどの段階においても不服申立てを提出すること
 - c) 事件の解決のどの段階においても不服申立てを取り下げること。
 - d) 不服申立ての受理に関する書面の回答を受領すること；不服申立て解決の決定を受領すること
 - dd) 自己の正当な権利又は利益を回復すること；法律に従い損害賠償を受けること
2. 不服申立者は、次の義務を負う。
 - a) 不服申立てを解決する権限を有する者に不服申立てを提出すること
 - b) 真実の陳述を行い、不服申立てを解決する者に情報及び書類を提出すること；陳述の内容並びに当該情報及び書類の提出について法律上の責任を負うこと
 - c) 法的効力を有する不服申立ての解決決定に厳正に従うこと

第393条 不服を申し立てられた者の権利、義務

1. 不服を申し立てられた者は、次の権利を有する。
 - a) 不服を申し立てられた自己の手続き上の決定又は行為の合法性に関する証拠を提出すること
 - b) 自己の手続き上の決定又は行為についての不服申立ての解決に関する決定を受領すること
2. 不服を申し立てられた者は、次の義務を負う。
 - a) 不服を申し立てられた手続き上の決定又は行為について説明すること。；権限を有する機関、組織又は個人が請求した場合は、関連する情報又は書類を提供すること
 - b) 法的効力を有する不服申立ての解決に関する決定に厳正に従うこと
 - c) 法令の規定に従い自己の違法な手続き上の決定又は行為による損害を賠償し、又は決定若しくは行為の結果に対処すること

第394条 不服申立て時効

不服申立て時効は、不服申立人が違法であると思料する手続き上の決定又は行為を受領し又は知った日から15日である。

不服申立人が不可抗力又は客観的な障壁により本条に定める期限内に不服申立ての権利を行使できなかった場合は、不可抗力又は客観的な障壁が存在した期間は、不服申立て期限に含まない。

第395条 検察官、検察院の副長官又は長官に対する不服申立ての解

決の管轄及び期限

検察官又は検察院の副長官の手続き上の決定又は行為に対する不服申立ては、不服申立ての受領日から15日以内に当該検察院の長官が解決する。解決の結果に同意しない場合は、不服申立人は、直近上級検察院に不服を申し立てることができる。直近上級検察院は、不服申立てを受領した日から15日以内にそれを検討し解決しなければならない。直近上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

検察院の長官の手続き上の決定又は行為に対する不服申立ては、当該不服申立てを受け取った日から15日以内に直近上級検察院が解決する。直近上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

第396条 書記官、人民参審員、裁判官、裁判所の副長官又は長官に対する不服申立ての解決の管轄及び期限

書記官、人民参審員、裁判官又は裁判所の副長官の手続き上の決定又は行為に対する不服申立ては、当該不服申立てを受け取った日から15日以内に裁判所の長官が解決する。解決の結果に同意しない場合は、不服申立人は、直近上級裁判所に不服を申し立てることができる。直近上級裁判所は、不服申立てを受け取った日から15日以内にそれを検討し、解決しなければならない。直近上級裁判所は、最終解決をする権限を有する。

裁判所長官の手続き上の決定又は行為に対する不服申立ては、当該不服申立てを受け取った日から15日以内に直近上級裁判所が解決する。直近上級裁判所は、最終解決を行う権限を有する。

裁判所長官の不服申立て解決決定は、不服申立人及び同級の検察院に送付しなければならない。

第397条 鑑定人に対する不服申立ての解決の管轄及び期限

鑑定人が行った民事手続き上の行為に対する不服申立ては、当該不服申立てを受け取った日から15日以内に鑑定人を直接管理する鑑定組織の長が解決する。その解決結果に同意しない場合は、不服申立人は、鑑定組織を管理する直近上級機関の長に不服を申し立てることができる。直近上級管理機関の長は、当該不服申立てを受け取った日から15日以内にそれを検討し解決しなければならない。その決定は、最終決定である。

第398条 告発する権利を有する者

市民は、権限を有する手続を行う者の違法な行為であって国益又は市民、機関若しくは組織の合法的権利及び利益に損害を与え又は損害を与える虞のあるものについて、権限を有する機関、組織又は個人に告発する権限を有する。

第399条 告発者の権利、義務

1. 告発者は、次の権利を有する。
 - a) 権限を有する機関、組織又は個人に告発書を提出し、又は直接口頭で告発すること
 - b) 自己の氏名、住所及び署名の守秘を求めること
 - c) 告発解決の結果の通知を求めること
 - d) 権限を有する機関、組織又は個人に脅迫、抑圧又は報復からの保護を求めること
2. 告発者は、次の義務を負う。
 - a) 告発内容を誠実に陳述すること
 - b) 氏名及び住所を明確に提示すること
 - c) 虚偽の告発に対し法律上の責任を負うこと

第400条 告発された者の権利、義務

1. 告発された者は、次の権利を有する。
 - a) 告発内容の通知を受けること
 - b) 告発内容が虚偽であることを証明する証拠を提出すること
 - c) 侵害された自己の合法的権利及び利益を回復すること；名誉を回復し、虚偽の告発による損害の賠償を受けること
 - d) 権限を有する機関、組織又は個人に、虚偽の告発をした者の処分を求めること

2. 告発された者は、次の義務を負う。
- a) 告発を受けた行為を説明すること；権限を有する機関、組織又は個人が請求した場合には、関連情報及び書類を提供すること
- b) 権限を有する機関、組織又は個人の処理決定に厳正に従うこと
- c) 法令に従って違法な民事手続き上の行為の損害賠償を行い、又は当該行為の結果に対処すること

第401条 告発解決の管轄及び期限

1. 管轄権を有する機関の権利を行う権限を有する者の違法行為に関する告発は、当該機関の長官が解決する。
告発を受けた者が裁判所の長官若しくは副長官、又は検察院の長官若しくは副長官である場合は、直近上級裁判所の長官又は直近上級検察院の長官が事件を解決する責任を負う。
告発の解決期限は、告発を受理した日から60日を超えない。；複雑な事件については、告発の解決期限は、延期してもよいが90日を超えない。
2. 犯罪の兆候がある違法行為の告発は、刑事訴訟法の規定に従って解決する。

第402条 不服申立て及び告発解決の手続

不服申立て及び告発の解決手続は、本章の規定並びに本章の規定に反しない不服申立て及び告発に関するその他の法令に従う。

第403条 不服申立て及び告発を解決する権限を有する者の責任

1. 権限を有する機関、組織又は個人は、その任務及び権限の範囲内で不服申立て又は告発を受領し、それを迅速かつ適切に解決し、違反者を厳正に処分し、起こり得る損害又は損失を防ぐ必要措置を採り、解決決定の厳正な執行を保障する責任を負い、その決定に対し法律上の責任を負わなければならない。
2. 不服申立て又は告発を解決する権限を有しているがそれを解決しない者、無責任な解決を行う者又は違法に解決する者は、その違反の性質及び重大性に応じて、懲戒処分を受け又は刑事責任を追求される。損害が発生した場合は、法令に従って損害賠償をしなければならない。

第404条 民事手続の不服申立て及び告発の解決における法遵守の検察

人民検察院は、法令に従って民事手続の不服申立て及び告発の解決における法遵守を検査する。検察院は、同級又は下級の裁判所、義務を有する機関、組織及び個人に、不服申立て及び告発の解決に十分根拠があり、適法であることを保障することを求め又は提訴することができる。

第9部 外国要素を含む民事事件及び非訟事件の解決手続及び民事手続における司法供助

第34章 外国要素を含む民事事件及び非訟事件の解決手続に関する通則

第405条 適用原則

1. 裁判所は、外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決するためにこの法律第34章及び第35章の規定を適用する。これらの章に該当する規定がない場合は、裁判所は、この法律のその他の関連する規定を適用する権限を有する。
2. 外国要素を含む民事事件又は非訟事件とは、少なくとも当事者のうち1名が外国人若しくは在外のベトナム人である民事事件若しくは非訟事件、ベトナム市民、機関若しくは組織である当事者間の民事関係で当該関係の確立、変更若しくは停止根拠が外国法に従い、国外で発生したもの、又は当該関係に関連する財産が国外に所在する民事関係である。

第406条 外国の個人、機関、組織の権利、義務

1. 外国の市民、無国籍者、外国の機関、組織及び国際機関（以下まとめて「外国個人、機関及び組織」という。）は、その権利及び利益が侵

- 害され又は紛争が発生した場合には、その合法的権利及び利益の擁護を申し立てるためベトナムの裁判所に訴えを提起する権限を有する。
2. 外国個人、機関及び組織は、民事手続に参加するに当たり、ベトナム市民、機関及び組織と同様の手続上の権利、義務を有する。
3. ベトナム国は、外国の裁判所がベトナム市民、機関又は組織の民事手続き上の権利を制限する場合には、その国の外国人、機関又は組織の相当する手続き上の権利を制限する相互原則を適用することができる。

第407条 外国市民及び無国籍者の民事手続権利能力及び民事手続行為能力

1. 外国市民又は無国籍者の民事手続権利能力及び民事手続行為能力は、次のように確定する。
 - a) 市民が国籍を有する国の法律、市民がベトナム国籍及び外国の国籍を有するときはベトナム法、市民が複数の外国の国籍を有するときは市民が居住する国の法律に従う。但し、ベトナム法に別段の定めがある場合を除く。
 - b) 市民がベトナムに恒久的に居住し、就業し又は生活する場合は、ベトナム法に従う。
 - c) 無国籍者が恒久的に居住し、就業し又は生活する国の法律に従う。
 - d) 民事手続行為がベトナム領土で遂行される場合はベトナム法に従う。
2. 外国市民又は無国籍者は、外国法に基づいて民事手続行為能力を有しなくともベトナム法に基づいて民事手続行為能力を有する場合は、ベトナム領土で民事手続行為能力を有するものと認めることができる。

第408条 外国機関、組織及び国際組織の民事手続における民事手続権利能力

1. 外国機関及び組織の民事手続権利能力は、当該機関又は組織が設立された国の法律に基づいて定める。ただし、ベトナム法に別段の定めがある場合を除く。
2. 国際組織の民事手続権利能力は、当該組織の設立、運営上の規制の基盤となる国際条約又は権限を有するベトナム機関が署名した国際条約に基づいて確定する。

第409条 外国の個人、機関又は組織である当事者の合法的権利及び利益の擁護

ベトナムの裁判所の手続に参加する外国の個人、機関又は組織である当事者は、ベトナム法の規定に従ってその合法的権利及び利益の擁護を弁護士に求める権限を有する。

第35章 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決するベトナム裁判所の管轄権

第410条 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決するベトナムの裁判所の管轄権に関する通則

1. 外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決するベトナムの裁判所の管轄権は、この法律第3章の規定に従って確定する。但し、本章に別段の定めがある場合を除く。
2. ベトナムの裁判所は、次の場合に外国要素を含む民事事件及び非訟事件を解決する。
 - a) 被告がベトナムに本店がある外国の組織若しくは機関であり、又は被告がベトナムに経営代理店、支店又は代表事務局を有する場合
 - b) 被告がベトナムに恒久的に居住し、就業し若しくは生活し、又はベトナム領土に財産を有する外国国民又は無国籍者である場合
 - c) 扶養又は親子の認知を請求する民事事件又は非訟事件については、原告がベトナムに恒久的に居住し、就業し若しくは生活する外国国民又は無国籍者である場合
 - d) ベトナム法に定める根拠に基づいて創設し、変更し若しくは終了し、又はベトナム領土で発生したが、当事者の少なくとも1名が外国の個人、機関又は組織である民事関係に関連する民事事件又は非訟事件
 - dd) 外国法に定める根拠に基づいて創設し、変更し若しくは終了し、又は外国で発生したが、関係者全員がベトナム市民、機関又は組織で、

原告又は被告のいずれか一方がベトナムに居住する民事関係に関連する民事事件又は非訟事件

- e) 履行の一部又は全部がベトナム領土でなされる契約から紛争が発生した場合
- g) 原告又は被告がベトナム市民である離婚事件

第411条 ベトナムの裁判所の専属管轄権

1. 外国要素を含む次の民事事件は、ベトナムの裁判所が専属管轄権を有する。
 - a) ベトナム領土内の不動産財産権を含む民事事件
 - b) 運送業者がベトナムに本店又は支店を有する運送契約から生じる紛争
 - c) ベトナム市民及び外国市民又は無国籍者間の離婚事件で、両配偶者がベトナムに居住し、就業し又は生活する場合の離婚事件
2. 外国要素を含む次の民事非訟事件は、ベトナムの裁判所が専属管轄権を有する。
 - a) 法律事実がベトナム領土で発生した場合にその法律事実を確定すること
 - b) 外国国民又は無国籍者がベトナムに居住し、就業し又は生活し、その者の民事行為能力の喪失又は民事行為能力の制限の宣告が当該者のベトナムにおける権利、義務の確立に関連する場合に、当該者の民事行為能力の喪失又は制限を宣告すること
 - c) 外国国民又は無国籍者の失踪又は死亡宣告の根拠となる事件が発生した時に、当該者がベトナムに滞在し、その失踪又は死亡宣告が当該者のベトナムにおける権利、義務の確立に関連する場合に当該者の失踪又は死亡宣告をすること
 - d) ベトナム市民の失踪又は死亡宣告が外国人のベトナムにおける権利、義務の確立に関連する場合に、当該外国人がベトナムの裁判所にベトナム市民の失踪又は死亡宣告を申し立てること
 - dd) ベトナム領土に所在する財産の遺棄を承認し、又はベトナム領土に所在する遺棄不動産の現在の管理者の所有権を承認すること

第412条 裁判所の管轄権の不変更

この法律の管轄権に関する規定に従ってベトナムの裁判所が解決のために受理した民事事件又は非訟事件は、その解決の過程において当事者の国籍、居住地若しくは住所が変更し、又は新しい事実関係により当該民事事件若しくは非訟事件が別のベトナムの裁判所若しくは外国の裁判所の管轄に属する場合でも、当該裁判所が継続して解決しなければならない。

第413条 外国裁判所が民事事件若しくは非訟事件を解決した場合の訴状若しくは申立書の返却、又は当該事件の解決の中止

1. 外国裁判所が外国要素を含む民事事件又は非訟事件の解決に関する判決又は決定を既に発し、当該外国裁判所の属する国家及びベトナムが民事判決又は決定の承認及び執行に関して規定する国際条約に署名し又は加盟している場合は、ベトナムの裁判所は、当該事件の訴状若しくは申立書を返却し、又は当該事件の解決を中止する。
2. 外国裁判所が外国要素を含む民事事件又は非訟事件を既に受理し、当該事件又は非訟事件に関する外国裁判所の判決又は決定を承認しベトナムで執行する場合は、ベトナムの裁判所は、当該事件の訴状若しくは申立書を返却し、又は当該事件の解決を中止する。

第36章 民事手続における司法共助

第414条 民事手続における司法共助の原則

1. ベトナムの裁判所と外国裁判所間の民事手続における司法共助は、相互の国家の独立、主権及び領土の統合性に対する敬意、相互の内政不干渉、平等かつ相互利益の原則に基づき、ベトナム社会主義共和国が署名し又は加盟した国際条約及びベトナム法に従って実施する。
2. ベトナム社会主義共和国及び外国が民事手続における司法共助を規定する国際条約に署名せず、又は加盟していない場合は、民事手続における司法共助は、相互主義に基づいてベトナム裁判所が受け入れることができるが、ベトナム法、国際法及び国際慣習に反してはならない。

第415条 司法嘱託

1. ベトナムの裁判所は、ベトナムが署名し若しくは加盟した国際条約の規定に基づき又は相互主義に基づき、多くの民事手続の活動の実施を外国裁判所に司法嘱託し、又は司法嘱託を受けることができる。
2. ベトナムの裁判所は、次の場合に外国裁判所の司法嘱託を拒絶する。
 - a) 司法嘱託の執行がベトナムの主権を侵害し又はベトナムの安全保障を損なう場合
 - b) 司法嘱託の執行が、ベトナムの裁判所の管轄下でない場合

第416条 司法嘱託を行なう手続

1. ベトナムの裁判所から外国裁判所への司法嘱託又は外国裁判所からベトナムの裁判所への司法嘱託は、書面で行わなければならないが、その書面は、ベトナムが署名し若しくは加盟した国際条約の規定又はベトナム法の規定に基づいて権限を有するベトナムの機関に送付する。
2. 司法嘱託の書類を受け取った後に、権限を有するベトナムの機関は、直ちに当該書類をベトナムの裁判所又はベトナムの裁判所の嘱託書類を受領する権限を有する外国の機関に送付しなければならない。

第417条 司法嘱託書類

1. 司法嘱託書類は、次の主要な内容を含まなければならない。
 - a) 書類の作成日
 - b) 嘱託裁判所の名称及び所在地
 - c) 嘱託された裁判所の名称及び所在地
 - d) 司法嘱託に関する個人、機関又は組織の名称及び所在地
 - dd) 嘱託内容
 - e) 嘱託裁判所の請求
2. 司法嘱託書類には、嘱託の実施に必要な文書、書類があればそれを添付しなければならない。

第418条 外国の権限を有する機関が作成し、発行し又は確認した文書又は書類の承認

1. 外国法に従って又はベトナム領土外で外国の権限を有する機関が作成し、発行し又は認証した文書及び書類を領事が適法化した場合には、ベトナムの裁判所は、当該文書及び書類を承認する。但し、ベトナムが署名し又は加盟した国際条約に別段の定めがある場合を除く。
2. 外国語で作成された文書及び書類は、ベトナムの裁判所に送付するときに適法に公証され又は認証されたベトナム語版を添付しなければならない。

この法律は、ベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期2004年6月15日に可決した。

国会議長

グエン・ヴァン・アン

国会決議の発布に関する2004年6月24日No. 17/2004/L-CTN 命令

ベトナム社会主義共和国大統領は、

第10期国会第10会期2001年12月25日No. 51/2001/QH10 決議により改正、補足されたベトナム社会主義共和国1992年憲法第103条及び106条に従い、

国会組織法第91条に従い、

法律文書発布に関する法律第50条に従い、
ベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期2004年6月15日に可決した民事訴訟法の施行に関する決議を発布する。

ベトナム社会主義共和国大統領

チャン・ドゥック・ルオン

民事訴訟法の施行に関する2004年6月15日 No. 32/2004/QH11 決議

ベトナム社会主義共和国国会は、
第10期国会第10会期2001年12月25日 No. 51/2001/QH10 決議により改正、補足されたベトナム社会主義共和国1992年憲法に従い、

次に掲げる事項を決議する。

1. 民事訴訟法は、ベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期2004年6月15日に可決し、2005年1月1日から施行する。
1989年11月29日民事事件解決手続に関する法令、1993年4月17日外国裁判所の民事判決及び決定の承認並びにベトナムにおける執行に関する法令、1994年3月16日経済事件の解決手続に関する法令、1995年9月14日外国仲裁人の仲裁判断の承認及びベトナムにおける執行に関する法令及び1996年4月11日労働紛争の解決手続に関する法令の労働事件の解決手続の規定は、この法律が施行される日から効力を失う。但し、この決議第3号及び4号に定める場合を除く。
2. 政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、それぞれの職務及び任務の範囲内で、民事手続に関する現行法の規定を取り消し、改正し若しくは補足し、新しい公文書を発布し、又は国会若しくは国会の常任委員会に現行法の規定の取消、改正若しくは補正を提案し、又は民事訴訟法の規定に適合する新しい文書を発布し、2005年1月1日この法律の施行を保障するために、民事手続の現行法の規定を自ら調査し、又はその調査を組織するに当たり関係機関と調整する。
3. 民事訴訟法が施行される日から、その執行の完全な権能を与えられている県、区、市若しくは特別市の人民裁判所は、この法律第33条に定める民事事件を解決する権限を委託される。権能をまだ与えられていない県、区、市若しくは特別市の人民裁判所は、民事事件の解決手続に関する法令第11条第1項、経済事件の解決手続に関する法令第13条第1項及び労働紛争の解決手続に関する法令第12条第1項に定める第一審の管轄権を引き続き行使するが、遅くとも2009年7月1日までに、県、区、市若しくは特別市の全人民裁判所は、民事訴訟法第33条に定める民事事件を解決する権限を一律に行使する。
最高人民裁判所は、民事訴訟法第33条に定める民事事件を解決する管轄権を行使する権限を有する県、区、市若しくは特別市の人民裁判所を決定することを国会常任委員会に提案するに当たり、最高人民検察院及び政府と調整する。
政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、県、区、市若しくは特別市の全人民裁判所が民事訴訟法第33条に定める民事事件を解決する管轄権を一律に行使することを保障するため、まだ執行の職能を与えられていない県、区、市若しくは特別市の裁判所及び検察院の物的基盤及び職員の分担を、それぞれの職務及び任務の範囲内で早急に統合しなければならない。
4. 民事訴訟法が発布された日から施行される日まで
 - a) 民事訴訟法の発布以前に確定した民事、婚姻家族、経済又は労働事件の判決及び決定に対し、監督審又は再審手続に従って異議を申し立てる期限は、民事事件の解決手続に関する法令第73条及び第79条、経済事件の解決手続に関する法令第77条及び第83条並びに労働紛争の解決手続に関する法令第75条の相当する規定に従う。
 - b) 民事訴訟法の発布以降に確定した民事、婚姻家族、経済又は労働事件の判決及び決定に対し、監督審又は再審手続に従って異議を申し立てる期限は、民事訴訟法第288条及び第308条の規定に従う。
5. 民事訴訟法が施行される日以前に発生し、従前の法律文書に提訴期限及び請求期限が規定されていない民事、婚姻家族、経済又は労働紛争及びその請求は、全て民事訴訟法第159条に定める期限に従う。
6. 政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、社会主義法制の強化に貢献し、かつ国益、個人、機関及び組織の正当な権利並びに利益を擁護するに当たり民事訴訟法の効果の促進に貢献するため、公務員、国家公務員及び人民の間に民事訴訟法を広め、広範囲にわたって普及

させるに当たり、それぞれの職務及び任務の範囲内でベトナム祖国戦線中央委員会及びその構成機関と調整しなければならない。
7. 国会常任委員会、政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、この決議を実施し、施行を指導しなければならない。

この決議は、ベトナム社会主義共和国第11期国会第5会期2004年6月15日に可決した。

国会議長
グエン・ヴァン・アン